昭和十六年八月一日

ナチス民族人口政策摘要

人口問題研究所

はしがき

本輯は人口問題研究所本多龍雄の調査にかゝるものにして、最近に於けるナチス民族人口政策の概要を取纏めたるものなり。部内の參考に供するため印刷に付したるものにして更に今後の補正を期するものなり。

昭和十六年八月一日

人口問題研究所

目次

附　錄

ナチス民族人口政策摘要

所謂人口政策とは諸他の政治經濟政策の一部をなすものでないのは勿論、又これらに併せて新しく登場した一政策部門をいふものでもない。そも〳〵凡ての法律が果して一國民にとつて善いものであるか惡いものであるか、それ自身には決定し難い、その正邪善惡の最後の裁決者たるべきものをこそ人口政策といふのだとは、嘗て一九三五年伯林で開催された國際人口問題會議の席上ナチス獨逸の內務大臣フリック博士の洞破せるところで、その成否に國家民族の死活問題を賭けてゐるといつてよい現下の人口政策なるものゝ眞髓を衝いて遺憾ないといへよう。人口增强政策は市民社會の經濟的打算に先立つ國家民族の至上命令として登場するに到つたわけで、國民世界觀の轉廻と政治經濟體制の革新とをそれは當然の前提とし又結果として要請するといつてよい。特にその政治經濟的再建運動を同時に民族再興運動として着手せねばならなかつたナチス獨逸にとつては右フリック博士の命題の含意するところは一層適切に妥當するわけで、それだけに所謂ナチスの人口政策なるものをその全般に亙つて說くことは容易の業ではない。ナチス人口政策の眞髓は近代自由平等主義の積弊を決算して民族解體の危機を超克しようとする國民勞働再組織の問題や乃至は勞働奉仕法の精神の如きものゝ中に求むべきかも知れないし、或は又一見他意ない諸般の法制施設の中にも指摘される細心の人口政策的配慮の跡をも玩味すべきであるかも知れないが、こゝには所謂人口政策なるものゝ一般の通念に隨つてその最も標本的なるものを專ら概觀的資料提供の意味で分類列記式に摘要するに止める。法令內容はすべて Reichsgesetzblatt により併せてその他の紹介文獻を參照、別掲統計數字は概ね Wirtschaft und Statistik 誌上公表の獨逸統計局のものによる。

第一章　所謂アリアン立法、特にユダヤ人排斥

人種混交は出產力の減退、民族逆淘汰と併せて古來國家民族衰亡の跡に考證せられる其の三主因の一つといつてよいもので一民族の政治的乃至文化的盛衰が其の根幹人種の人種的支配度と關聯するところ尠くないのはいふ迄もないが、ナチスの人種政策の重點は生物學的といふよりも寧ろ廣く民族文化の死活問題たる緊急焦眉の必要から生れたものといつてよい。ヒットラーの「マイン・カンプ」を筆頭としてユダヤ人の害禍を指彈するナチス文獻の殆んど凡てはその論難を專らユダヤ人の文化的特性に向けてゐるのを見てもその間の事情を察するに足らうと思ふ。之を統計數字に見ても一九三三年當時のユダヤ教會所屬のユダヤ人は獨逸總人口の僅かに〇・七六%（一九三三年國勢調査結果數字）で改宗者や混血兒を加へても恐らく一・五%を超えまい。が彼等が金融界の指導的地位をはじめとして政黨、學界、乃至は新聞事業その他の文化領域を支配してゐた勢力は寔に驚くべきもので、伯林の證券、物產、金屬三取引所の理事六十四人の中、四十七人はユダヤ人であつたといひ、その他伯林大學の醫學教授の半數、哲學教授の二割五分、プロイセンの辯護士の三〇%、全國醫師の一三%はユダヤ人の占むる所であつたともいふ。この種斷片的な數字によつても僅か一%前後のユダヤ人が掌握してゐた文化的支配力の一端を察するには充分で、ユダヤ人排斥が國民社會主義的世界觀確立に不可缺の前提として强行されざるを得なかつた所以を想像するに足らうと思ふ。血統的には所謂「北方人種」、文化的には所謂「北方思想」の復古運動がナチス民族運動の指標として取り上げられた所以で、そういふ意味ではナチス治下に於けるユダヤ人排斥もそれが一種の民族的啓蒙運動として齎した間接の人口政策的效果は極めて大きいといへようかと思ふ。

一、新聞界その他の文化部面のユダヤ禍清掃

新聞事業のユダヤ的支配を清掃することは夙にナチス黨綱領中にも明記されてゐるところであつたが、一九三三年十月四日に公布を見た『新聞業者法』'Schriftleitergestz' はその素志を實現したものといつてよく、本法により新聞人たる可き者は必ずアリアン血統の者であり、且つ非アリアン血統の者を配偶者とせざる者であることが最も重要なる資格要件として明記さるゝに到つた。但し本法の施行令（三三年十二月十九日公布）は本人が世界大戰に出征せる者であるか、或は本人の父又は子が世界大戰に戰死せる者である場合に限り右規定の適用を免除してゐる。この種の除外規定は勿論過渡的のものであるには相違ないが多少の程度に於て所謂アリアン立法の凡てに見られるところである。

新聞についでは劇、映畫、ラヂオ、音樂、美術等諸般の文化部面に對しても統制が强化された。尤もこれは直接の反ユダヤ人的立法といふよりも寧ろ文化部面に於けるユダヤ主義的傾向の禁壓を目的としたもので、既に早く三三年七月十四日には「臨時映畫局」の制定を見、同年九月二十二日には諸般の文化領域を統轄せる「獨逸文化院」Reichs-kulturkammer 制定の法律が公布されてゐる。これは勿論官廳ではないが其の評議員は同院總裁たる宣傳及啓蒙相の任命するところで、専門家の經驗と才能とを國家の目的に隨つて動員しやうといふ仕組である。なほ右獨逸文化院を中心としたナチス獨逸の文化統制は現在は既に當初の消極的統制の域を超えて諸外國の資本主義的經營には求め難い公の損失負擔による藝術向上の域にまで進んでゐることも注目すべきで、それが反ユダヤ主義運動のそも〳〵の眞髓であつたともいへよう。

所謂アリアン立法中我々の記憶に最も深いのはアインシュタインを初め多くユダヤ人學者の學園追放であるが、ユ

『獨逸人諸學校ノ收容人員制限ニ關スル法律』は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業的需要に即應する各科人員の適正化を行ふと同時に、ユダヤ化の防止は學生生徒に對しても亦行はれてをり、一九三三年四月二十五日公布の『獨逸人諸學校ノ收容人員制限ニ關スル法律』は教育上の見地よりする收容人員の制限や職業的需要に即應する各科人員の適正化を行ふと同時に、また公私を問はず獨逸人諸學校の新規收容人員中後說『官吏身分再組織ノ爲ノ法律』所定の意味に於ける非アリアン血統者の占むべき割合を制限し、全校及各科に於て右非アリアン血統者は彼等が獨逸總人口に於いて占むる割合を超ゆ可からざる旨を規定してゐる。同法施行令（同月同日公布）は右比率を一・五％と明記してゐるが、玆にいふ非アリアン血統者の大部分は勿論ユダヤ人であるわけで、彼等の就學率は獨逸人のそれを遙かに超えてゐたことを物語る。之に見ても此の種のアリアン立法、ナチスの所謂人種政策なるものゝ重點が何處にあつたかを理解するに足らうと思ふ。民族保全は同時に民族文化の保全、從つて何よりも先づ民族自身の手による文化の保全を必要としたわけだ。

二、國家機關に於ける人種原理の確立と『獨逸國公民法』の制定

國家の指導的地位は獨逸血統の獨逸國民の手へとの思想も亦ナチス黨綱領の宣言するところであつたが、その主張は早く一九三三年四月七日公布の『官吏身分再組織ノ爲ノ法律』Gesetz zur Wiederherstellung des Berufsbeamtentums によつて實現された。本法は特に世界大戰後に見られる官吏資質の低下と思想の惡化とに對してナチス一流の清掃工作を斷行したものであるが、之と同時にまた國家機關に於ける人種原理の確立を行つたもので、本法により官吏（公吏及び之に準ずる公務員その他社會保險事業、ライヒスバンク等の關係者をも含む）にして非アリアン血統の者は凡て免職せらるることゝなつた。（但し一九一四年八月一日以降既に官吏であつた者、世界大戰に出征せるもの又は其の父又は子の世界大戰に戰死せる者、竝に其の夫の世界大戰に戰死せる婦人官吏を除く。最後の一項は三三年九月二十二日改正法律による。）

本法施行令（三三年四月十一日公布）の明記するところによると右非アリアン血統者とは其の父母又は祖父母中一人の「非アリアン、特にユダヤ血統」の者ある者を謂ひ、特に其の父母又は祖父母の一人がユダヤ教會に所屬せる者なる場合はそれだけで右所定の非アリアンと認定されることになつてゐる。ナチスのユダヤ人規定は四祖父母中少くも三人のユダヤ人ある場合を完全なるユダヤ人とし、二人乃至一人の場合をユダヤ混血兒としてゐるから、右規定は結局凡てのユダヤ人及びユダヤ混血兒を官界から追放しようとするものといつてよい。更にその後公布の『官吏任用、俸給及救護法規則中改正法律』（同年六年三十日公布）は非アリアン血統者と結婚せる者の任官をも禁じ、且つ官吏にして結婚せんとする者は其の配偶者がアリアン血統の者なることを證明せねばならないことになつた。本人のみならず其の配偶者についてもアリアン血統を要請するのはアリアン立法一般の通則と見てよい。

右官吏層からの非アリアン、特にユダヤ血統者の清掃はその他の之に類する諸法令と併せて官吏、軍人、判檢事、辯護士、疾病金庫醫師等國家機關の全面に亙つて斷行され、ユダヤ人竝にユダヤ混血兒は一部の例外規定該當者を除き全く一掃さるゝに到り、且つ之を配偶者に有つことも不可能となるに到つた。一部の例外規定も勿論一時的のもので其の後廢止を見たことは後說の如くであるが、この種徹底的なアリアン立法の精神は同時に勞働奉仕法や兵役法關係の諸法令に於ても一貫せられ、非アリアン血統者は之を勞働奉仕又は兵役の義務より免除する立て前を取つてゐる。（尤も國防國家建設途上の勞働力不足の深刻化に伴ひ一九三九年二月十三日公布の『國策上特ニ重要ナル事業ノ爲ノ勞力需要確保ニ關スル命令』は所謂「勞働給付義務」を負ふべきものを舊令に於ける「獨逸國民」から「獨逸國内の居住民」に擴張し、獨逸國内のユダヤ人をも亦之を勞働戰線に動員し得る立て前を取るに到つてゐる。）

所謂アリアン立法中最も基本的なるものは一九三五年九月十五日公布を見た『獨逸國公民法』Reichsbürgergesetz で、本法により「獨逸國公民」たる爲には「ソノ行動ニヨリ誠心獨逸民族及ビ國家ニ奉仕セント欲シ且ツ奉仕シ得ル

者ナルコトヲ確認セシムルトコロノ、獨逸又ハ之ト同種血統ノ Deutschen od. artverwandten Blutes 獨逸國民」でなければならないことゝなつた。いひ換へれば獨逸國公民たる資格は思想と血統との兩要件によつて規定されるに到つたわけで、右公民權の規定は諸多の人口政策的諸立法による助成金乃至扶助金給付に際し被助成者の資格要件の一つとして屢々採用されるものである。

また本法は右公民資格の規定とは別にユダヤ人は官吏たり得ざる旨明記するに至り、從來の除外規定(上掲)該當者も本法施行と共に免官されることゝなつたわけである。(たゞ世界大戰出征者に對してのみ恩給規定に關する多少の配慮が行はれてゐるに過ぎない。)尙、本法施行の爲の第一次命令(三五年十一月十四日公布)の詳示するところによると本法所定の「ユダヤ人」とは四人の祖父母中少くとも三人の純ユダヤ人を有つ者を謂ひ、所謂「ユダヤ混血兒」(四人の祖父母中二人乃至一人の純ユダヤ人を有つ者をいふ)中にあつても四祖父母中二人の純ユダヤ人を有ち、且つ本法公布當時ユダヤ教會に所屬せる者なる場合、或は本法公布當時乃至以後にユダヤ人と結婚し居りたる者乃至結婚せる者なる場合、或は『國民血統保護法』(後說)の發效後に於て行はれたるユダヤ人との結婚より生まれたる者なる場合等は本法所定の「ユダヤ人」として取り扱はれることになつてゐる。

尙、右『獨逸國公民法』所定の規定に隨へば單に曾祖父母中一人のユダヤ人を有つ者は完全なるアリアン血統者と見做されるわけであるが、然し特定の場合について要請される血統規定は更に强度のものもあり得るわけで後說『世襲農地法』の如きに於ては申請者の血統は一八〇〇年一月一日現在にまで遡つて問題とされてゐる。

三、『國民血統保護法』の制定

叙上の諸立法は直接非アリアン血統者、就中ユダヤ人の排斥を主とせるものでたゞ配偶者規定に今後の非アリアン的混血兒蕃殖の間接的抑制を行つてゐるに過ぎないが、更に直接にユダヤ人を對象として今後のユダヤ混血兒の増加を押へたものに一九三五年九月十五日公布の著名な『國民血統保護法』Gesetz zum Schutze des deutschen Blutes u. der deutschen Ehre を擧げることができる。本法は上掲『獨逸國公民法』と併せてニユールンベルグの人種法律と謂はれるもので、本法により獨逸或は之と同種血統の獨逸國民とユダヤ人との間の結婚は禁止せられ、之を犯す者は懲役を以て罰せられる。私通も同樣禁止せられ、之を犯す者は拘留又は懲役處分を受けることゝなつた。また獨逸或は之と同種血統の獨逸婦人にして、四十五歳未滿の者がユダヤ人の家に雇傭せられることも禁止せられ、之を犯せる者は一年以下の拘留及び罰金、又は其の孰れかに處せられることゝなつてゐる。嘗てユダヤ人とキリスト教徒との私通を嚴罰し又キリスト教徒の少女や乳母がユダヤ人の家で働くことを禁じたともいふ中世のユダヤ人排斥は玆に新しい國民的自覺の下に國法化さるゝに到つたわけである。(本法中「ユダヤ人」とは上掲『獨逸國公民法』所定のものに依る。)

又、本法施行の爲の第一次命令(三五年十一月十四日公布)はユダヤ混血兒の婚姻に關して種々の規定を定めてゐるが、之によると四祖父母中二人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒が獨逸人又は四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒と結婚する場合には特別の許可を必要とし、許可に當つては申請者の身體的乃至精神的狀況、その家族の獨逸滯在期間、或は本人又はその父が世界大戰に參加せるや否や等の事情を考慮されることになる。又四祖父母中一人のユダヤ人を有つユダヤ混血兒相互の間の結婚は禁止された。要之、所謂ユダヤ混血兒の今後の增加を防止すると共に其の混血度を出來るだけ薄めて行かうといふ立て前であるわけである。

第二章　國民優生政策、民族逆陶汰への挑戰

所謂アリアン立法と共にナチス人口政策に獨特の陰翳を與へるものは國民優生に關する諸方策で、共に人口增殖政策に有終の美をあげさせる爲の不可缺の基礎工作といふこともできよう。種々の意味で當時世界に論議の種を蒔いたナチスの斷種法卽ち『遺傳病的子孫防止法』は早く一九三三年七月十四日に公布されてをり、續いて同年十一月二十四日には『常習犯罪者取締法』の、又三五年十月十八日には『婚姻保護法』の公布を見てをり、所謂低格人口の防止と減少に到れり盡せりの方策を施してゐる。

斷種法の制定は勿論獨逸を嚆矢とするものではなく、北米合衆國では一九〇七年三月立法のインディアナ州を最初としてこの種立法をもつもの現在約三十州に及んでをり、その他加奈陀、瑞西、丁抹にも先例を見ないではないが、ナチス斷種法の特色は法規上全人口に强制適用し得ることで、且つ民族更生の理想の下に他國に懸絕した實施成績を示してゐる點にある。北米合衆國が一九三八年末までで手術件數漸く三萬餘を算ふるに對し、獨逸は一九三四年末まで實施後一年餘の間に手術件數既に五萬六千餘を數へるのに見ても、ナチス人口政策が單なる人口增殖策以上に如何に民族資質の向上を重視してゐるかを覗ふに足らう。尤も獨逸がこの種疾患者を特に多數にもつてゐたといふわけではなからうから、この近代文明のもつ一暗黑面、いひ換へれば婚姻を以て全く個人の自由意志の下に放置した當然の歸結に對して斷乎として對抗策を强行するところ充分に敬意を表すべきものがあらうと思ふ。

參考のため當時の獨逸の遺傳性疾患者概數としてレンツの推定するところを見ると、精神薄弱者百萬、精神病者十七萬七千、癲癇病者十萬、遺傳性盲一萬、遺傳性聾一萬五千とされてをり、輝かしい自由主義文明の影に進行する民

族逆淘汰の暗流を髣髴せしめて遺憾ない。又ブルグドェルファーの計算するところよると一九三二年獨逸に於ける精神病者に對する治療及び療養病院の病床總數十五萬床、患者總數十三萬二千、療護總延日數四千八百萬日、一人一日當りの醫療費、看護費、病院經營費等計五マルクとして右精神病者に對する總費用二億五千萬マルク、之に精神薄弱者の爲の病院に於ける療護總延日數八百三十萬日、その費用約五千萬マルクを加へると合計三億マルク、この外遺傳病者、反社會的犯罪者等の凡てをも加へ且つ病院外にあつて保護せらるゝ者の分をも總計すると大約十億マルクと概算せられる。この金額は同年度獨逸の警察費（總額七億六千六百マルク）を超えてをり、官公立の國民學校及び補習學校に要する總經費の半分よりも多いといふ。國民優生政策にとつて國費の輕減は固より第二義の問題だが、この種保護施設の大を以て近代文明の程度を計つた時代もあつたことを思ふと寔に隔世の感なきを得ない。ナチスの國民優生政策は新興科學たる遺傳學を武器としてこの民族逆淘汰の暗流に挑戰したものといつてよく、俗間盲信せらるゝところの所謂民族老衰説を一蹴してもと〳〵種の本能と生命の淘汰を本性とする自然自らの法則に隨順するならば民族は永遠の生命を有つといふのが其の優生政策を貫く根本信念であるといへよう。そういふ意味でこそ强者の犧牲に於て弱者を優遇し、正常者の負擔に於て異常者を保護する現代文明の錯誤も問題となるわけであり、ナチスの優生政策的諸立法が世界の人間平等觀の盲信者たちに與へてゐる論議の因由するところも亦納得されよう。

一、『遺傳病的子孫防止法』

一九三三年七月十四日公布の『遺傳病的子孫防止法』Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses所定の遺傳性疾患とは、

(1) 先來性精神薄弱
(2) 精神分裂病
(3) 囘歸性精神病（躁鬱病）
(4) 遺傳性癲癇
(5) 遺傳性舞踏病（ハンチントン氏舞踏病）
(6) 遺傳性盲
(7) 遺傳性聾
(8) 强度の遺傳性畸形

をいひ、外に强度の酒精中毒者をも本法の對象に含められてゐる。

申請は本人（本人禁治産者なる時或は滿十八歳未滿の時は法定代理人）の申請による外、官吏たる醫師、及び（病院又は刑務所に在る者に對しては）その院所長の申請による。卽ち任意强制の兩形式により全人口を包括し得るを立て前としてゐる。

判定は「遺傳健康裁判所」により、區裁判所判事を長とし、外に官吏たる醫師一名、及び國家の認定せる專門醫師一名より構成せらる。不服の場合は「上級遺傳健康裁判所」による。之は地方裁判所判事を長とし、他は前に同じ。

實施の方法は原則として斷種により、特別の場合に限りレントゲン照射の方法も許可せられる。又、姙娠中の婦人の胎兒に對しては姙娠六箇月を超えざる限り本人の同意により姙娠中絕を行ふ。また特に刑法所定の條件に該當する性慾異常者に對しては去勢を行ふ。（本項所說はその後の改正法律による改正規定による）

經費は裁判に關するものに就いては全部國庫負擔、手術に關するものに就いては疾病金庫加入者の場合は同金庫負擔、その他の者で特に貧因なる者の場合は救護協會、その他の場合は一定額まで國庫負擔、之を超ゆる額のみ本人の負擔となる。

いまその實施成績を一九三四年末まで二百五の遺傳健康裁判所總計に於いて見るに、斷種申請八四、五二五件にして、人口千に付き一・三件、或は人口七七一八人に付き一件の割合となる。右の内、男四二、九〇三件、女四一、六六二件。又右申請の内決裁件數は六四、四九九件で、内、斷種可決五六、二四四(卽ち九三・八%)、否決三、六九二(卽ち六・二%)、申請撤回又は他の裁判所への回附等四、五六三。

二、『常習犯罪者取締法』

民族逆淘汰への挑戰は單に遺傳病疾患に對してばかりでなく、一般の道德的低格者に對しても亦行はれる。一九三三年十一月二十四日公布の『常習犯罪者ノ取締及ビ其ノ保護匡正規則ニ關スル法律』Gesetz gegen gefährliche Gewohnheitsverbrecher und über Massregeln der Sicherung und Besserung は刑法規則の改正により常習犯罪者と認定さるべき者の處罰規定を擴張强化すると共に、その保護匡正法として次の如き手段を新らたに制定するに到つた。

(イ) 監治及療護院への收容
(ロ) 飲酒者療護院への收容
(ハ) 勞働所への收容

（ニ）保護監禁
（ホ）特に危險なる悪德犯罪者の去勢
（ヘ）職業生活の停止
（ト）國外追放（外國人の場合のみ）

右常習犯罪に對する收容及び保護監禁はその目的の達せらるゝまで繼續せらるといふ徹底したものである。又特に男子の危險なる悪德犯罪者で滿二十一歲以上の者に對しては所定の條件に該當するとき去勢が行はれる。謂ふところの條件とはその者が强制猥褻、凌辱、兒童姦、强姦、乃至は明らかに性慾を刺戟又は滿足する意圖を以て行はれた猥褻行爲乃至身體障害の爲め少くとも六箇月の體罰刑を宣告せられ、且つその者が同樣の犯行によつて既に一度體罰刑に處せられたる者であり、その行爲の總體的評價の結果その者を危險なる悪德犯罪者と認定し得る場合をいふ。但し少くとも二回に及ぶこの種行爲により少くとも一年の體罰刑を宣告せられたる場合は、その種の前科なき場合と雖も、同じくその行爲の總體的評價より之を危險なる悪德犯罪者と認定し得る場合には同樣去勢されることになつてゐる。性慾を刺戟又は滿足する意圖を以て行はれたる殺人行爲に依り有罪宣告を受けたる場合も亦同じ。

三、『婚姻保護法』

上記二つの國民優生立法は低格人口の處理を直接に目的としたものであるが、反之、一般に婚姻そのものをこの種の凡ゆる害毒から保護することを目的として制定されたものが一九三五年十月十八日公布即日實施された『婚姻保護法』Gesetz zum Schutze der Erbkrankheit des deutschen Volkes od. Ebegesundheitsgesetz で本法により婚

約者の一方が次の一項に該當する場合その結婚は禁止されることになつた

（イ）相手方又は子孫の健康を甚しく障害する怖れある傳染病に患れる場合、

（ロ）禁治産者なる場合、

（ハ）禁治産者ならざるも、その結婚が國民共同體の爲に望ましからざるが如き精神的障害に患れる場合、

（ニ）『遺傳病的子孫防止法』所定の遺傳性疾患に患れる場合、但し地方が不姙者なる場合を除く。

尚、本法について特記すべきことは「婚姻適格證」Ehetauglichkeitszeugnis の制度を規定したことで、結婚せんとする者は保健局の證明する此の「婚姻適格證」を以て前記諸障害の存せざることを證明せねばならない旨明記されてゐるが、但しその一般的施行は猶ほ保留されてをり、現在は專ら本法竝に上掲『國民血統保護法』所定の諸條件について特に疑義ある場合にのみ之を提出せしめることになつてゐる。

この婚姻適格證の交付に當りその適否を診査する診査表（一九三五年十一月二十九日公布第一次施行令附表）を見るとその第一頁には正面と横とから寫つた本人の寫眞二葉をはるやうになつてをり、更に本人の經歷及び體軀體質について極めて微に入り細を極めた診査が行はれることになつてゐる。經歷に關する要記入の諸項目を擧げてみても例へば出生、走り初め、話し初め、小兒病、その後の病患等の如きから、寢小便、痙攣の如き項目もあり、身體、精神及び性格の發育狀況（例へば學校を何度落第したか等）、特殊才能、思春期や性生活に關するものから飮酒喫煙の如きについても記入される。體軀體質に關する診査は外形及び內臟諸器管の凡てに亘つてをり、特に人種型や生殖乃至姙孕力について診査が行はれる。（クレッチメル氏式の）體軀型、髮の色、眼の色についても記入され、獨逸或は之と同種に非ざる血統混入の徵表ありや否やについての意見が記入される。そして最後に全診査の結論として結婚を勸奬す

べきや否や、或は如何なる理由により一時的乃至は恆常的に結婚に不適格なりや、或は不適格性は拘束的なるものではないが當人の希望する結婚は勸奬し難いか、或はその生殖無能乃至不姙症の故に同じく生殖無能者乃至不姙者との、或は遺傳病者との結婚を勸奬すべきものであるか、或はその遺傳病疾患の故に生殖無能者乃至不姙者との結婚を勸奬すべきものであるかに就いて最後的意見が決定記入されることになつてゐる。

第三章　母子保護政策、特にナチス國民厚生團の活動

母子保護も亦ナチス黨綱領の明記せる政治的公約の一つであるが、母と子を國家民族の生物學的生長の永遠の母胎として又源泉として之を人爲的乃至社會的な薄命から救護し、其の天與の使命と自然の生命を完からしめることを廣く母子保護といふならば、母子保護政策とは所謂人口政策の初めにして又同時に終りを爲すものであるといつてよく、從つてその施設に、運動に又その實效に國民的世界觀そのものゝ眞に國民的な轉廻作業を伴ふことなしには全きを得難いものといつてよい。墮胎避姙の防止は假令如何に重罰を以て臨むとも一片の法令の能くし得るところではなく、乳幼兒死亡の低下施設も獻身的な國民的勞力の奉仕なしには一部職業的社會事業家の救濟事業に終るなきやを保證し難い。その點獨逸に於ける「ナチス國民厚生團」の活動は最も特記に値ひするもので、上揭アリアン立法に見る人種原理の振興、或は諸般の國民優生方策の徹底的な實施と併せてナチス獨逸の人口政策中他國に類比を求め難い三大特色の一に算ふべきものではないかと思ふ。

一、墮胎、產制の禁壓

一九三三年五月二十六日公布の『刑法規則中改正法律』は新たに第二百十九及二百二十條として墮胎防止の規則を創設してをり、墮胎の目的を以てその機具乃至方法を公に告示乃至廣告せる者、或はかゝる機具を公衆の目に觸るゝ場所に陳列せる者を二年以下の禁錮乃至罰金に處することゝし（第二百十九條）、また墮胎の企てに自ら助力し或は他人をして助力せしめたる者をも同樣の處罰に處する旨を明らかにしてゐる（第二百二十條）。墮胎禁壓立法としては勿論輕いものではないが、ナチスの名に於て一般に聯想さるゝほど峻嚴なものとはいひ難い。また最近一九四一年一月二十一日に公布された避妊取締に關する警察命令に見ても避妊器具を輸入、廣告または販賣せる者、乃至は右器具を婦人に對し適用せる者に對する處罰として其等の行爲が他の法規により更に重罰を課せられざる限り一五〇マルク以下の罰金乃至は六週間以內の拘留を以てしてゐるが、重罰自ら人を威怖せしむといつた程度のものではない。立法的手段によるこの種禁壓方策の人口政策的效果が專ら消極的なものであることを思へば勿論當然のことで、所謂人口政策なるものゝ本質が諸他の政治經濟的政策と同日に論じ難い所以も亦こゝにあらう。戰時下獨逸の經濟違反に對する苛責なき重罰主義と思ひ合せて特にその感が深い。

一九三三年一月の政變後僅かに四箇月にして大都市の人口動態統計に出產好轉の第一聲が聞かれるのが墮胎減少の結果であつたことは周知のことで、右事實も獨逸統計局長ブルグドェルファーの指摘せる通り、立法的禁壓の效果といふよりは寧ろナチス治下獨逸國民の國民的志向の轉換に歸すべきものといへよう。同樣の事實は獨墺合邦直後の舊オーストリーにも亦認められるところで、現下の人口問題が國民志向の歸趨如何に影響せらるゝところ如何に多いかを語つて遺憾ない。墮胎行爲の統計的數字については勿論直接的な數字を得難いが、ナチス治下に於ける墮胎減少の事實は伯林の疾病金庫の公表數字にも認められるところで、正常出產一〇〇に對する流產の割合は嘗て一九二九年に

一〇三であつたものが、三四年九月以降は二〇臺に、三五年一月以降は一〇臺に著減してゐるのにも明らかで、右流產減少の相當部分は墮胎の禁止に歸して差支へないものと考へられる。が右墮胎の減少、更には避姙の防止にも特に影響するところ多いと考へられるのはナチス國民厚生團の活動で、一面には國民的志操の轉換者として、他面には立法的乃至行政的手段の到底庶幾し得ざる一種の社會的拘束力として其の全國民的規模の組織と活動との貢獻するところ極めて大きいものであらうと思ふ。

二、「ナチス國民厚生團」の活動

「ナチス國民厚生團」 Nationalsozialistische Volkswohlfahrt (NSV) はその起源をナチスの政權掌握以前に遡るが、一九三三年五月三日付の總統訓令により黨の公的機關たることが宣言せられ、國民の厚生並に救護に關する一切の問題について權限を有つところの黨內の全國的機關として認めらるゝに到つた。從つて黨の組織と並行して伯林に本部を、全國の各群區にその細胞組織を有つてをり、私設の厚生施設に對しては之を指導し指令する權能をもつてゐる。「內地傳道中央委員會」、「カリタス敎會」及び「獨逸赤十字社」等の加盟せる全國私設厚生施設團に對しても亦同じ。その活動の眼目とするところは法律乃至公共施設による最低の救護を補足してその及ばざるところを完全し、團員の獻身的なる勞力奉仕を以て厚生救護の眞面目を全からしめようとする所にあるといへよう。無給奉仕員の多いことも其の特色の一つに擧ぐべきもので、三九―四〇年度冬期救濟事業關係者總數一、一四一、七七一人中有給の者は僅かに八、八五四人、卽ち〇・八%に過ぎない。團員たるの資格はアリアン血統の品行正しい滿二十一歲以上のドイツ人で、月五十ペンニヒ以上の各自身分に相應せる會費を收めることになつてをり、團員數は一九三三年末に十一萬

二千人であつたが、最近は既に一千百萬人を超えるに到つてゐる。併しその凡てが勿論第一線に立つて活動してゐるわけではなく、その間の事情は我が國の國防乃至愛國婦人會の會員組織の如きものと見て大過ないかと思ふ。

その事業の最も主なるものは毎年十月の候より翌年春にかけて義捐金品の蒐集が行はれる冬期救濟事業 Winter-hilfswerk とその主要活動の夏期は行はれる母子救護事業 Hilfswerk》Mutter und kind《との二つで、試みに一九三三年以降の**冬期救濟事業**の義捐金品募集成績にその事業の規模を見ると次表の如く

冬期救濟事業の各年度總收入高（單位千マルク）

年次	現金寄附	物資寄附	低價販賣等による價値增額	合計
三三——三四	一八四、二七二	一二六、九七八	四六、八八六	三五八、一三六
三四——三五	二〇四、八〇九	一一〇、四六四	五二、一五二	三六七、四二五
三五——三六	二三四、八五五	九二、一三二	三七、五一二	三六四、四九九
三六——三七	二九四、三一〇	九二、七七八	二八、〇六三	四一五、一五一
三七——三八	二九七、三一八	一〇一、九七二	一九、六九八	四一八、九八八
三八——三九	四三六、三一〇	一一三、八〇三	一六、二三九	五六六、三五二
三九——四〇	六三一、五七五	四五、九二三	三、二一九	六八〇、七一七

（備考）實際の使用額は右合計よりも尠く、從つて三四——三五年度以降は前年度よりの繰り越し額がある。

冬期救濟事業の各年度支出經費內譯（單位千マルク）

	三六—三七年	三七—三八年	三八—三九年	三九—四〇年
分配物資の價値額				
食料品及嗜好品	一二四、〇八〇	一一九、一〇八	一〇七、一九五	一一、三〇〇
被服	七八、九六五	六七、二五六	七七、五七六	一二、三七七
燃料	六二、九三八	四六、九二〇	三五、七七二	—
家具	九、五八〇	七、四三三	七、八〇七	一、一四五
配給券その他	三八、六三〇	三九、一九二	三二、二〇九	五、二六〇
其他の物資	七、六五〇	七、二一三	一三、六六八	三、九九一
價値證券(1)	—	—	—	一七四、七四八
計	三二一、八四三	二八七、一二二	二七四、二二七	二〇八、八二一
新領土への救濟額(2)	—	二一、一三一	四八、二五二	二六、一七四
別途使用額				
母子救護事業	五四、五九七	七八、四二八	一七六、〇二四	三四三、四五一
獨逸婦人事業部	五、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
國民保健事業	三、〇〇〇	四、二〇〇	一六、五六一	一五、七〇〇
獨逸赤十字社	五、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇一	八、二〇一
ヒットラー・ユーゲント	—	—	二、五〇〇	二、五〇〇
其他の諸機關	一一、五〇〇	四、三一四	六、四三四	一、六一八
冬期救濟事業事務費	七、三八三	七、九七四	一七、六〇二	二五、四四七

總　計　　四〇八、三二三　　四一七、一六九　　五五三、六〇一　　六四一、九一二

(1) 三九—四〇年度は戰時下の物資統制の爲主として價値證券を以て行はれた。

(2) 三七—三八年度はオストマルク、三八—三九年度はズデーテン地方竝にボヘミア及モラビア兩保護領、三九—四〇年度は東部地方。

三九—四〇年度に於ける收入評價總額は七億マルクに近い。この外一九四〇年夏期に於ける募集金額は二億二千五百萬マルク、又同年度に於けるN・S・V團員の會費は一億二千五百萬マルクと報告されてゐる。又ナチス治下に於ける失業者竝に要救護者の著減（人口千に付三七—三八年度一三四、三八—三九年度一〇四、三九—四〇年度七五八）に伴ひ冬期募集金中から其の他の母子保護事業等へ使用せらるる金額は年と共に增加してゐるのが注目せられる。

人口政策上特に重視すべきものは**母子救護事業**で、母親と乳幼兒の健康上の相談及び救護にあたる目的を以て全國的に普く配置された母子救護相談所は現在總數約三萬四千の多きに及んでをり、又特に地方によつては概ね週一回乃至二回設けられる巡回相談所が設けられるが、孰れも凡ての國民がその身分收入等を檢討されることなく之を利用し得ることになつてゐる。母子救護事業の內容として擧ぐべきものゝ第一は困窮せる家庭（但し遺傳的に健康なるもの）に對する經濟的救助で、被服、食料品、家庭用品、乳兒用品等の必需物資の給付の外、住宅救助としては充分な寢臺や家具を備へつけてやり、又失業せる父に替つて母の勞働してゐる如き場合之を交替せしむる等の世話も行ふ。生業を營む獨身の母等は特に救護の對象となる。第二に擧ぐべきは母子の健康增進の爲の諸事業で、特に姙産婦の救助や母子への保養救護が行はれる。前者は食料品、産婦用品、乳兒用品の給付、産前産後に於ける産院への無料收容、或は家庭手傳人の派遣等として行はれ、後者は母、乃至母と子を「母の家」、或は「母と子の家」等に於て保養させること

を目的としてゐる。特に「母の家」は風光明媚な地方に建てられてをり、獨逸の凡ての母親たちを三四週間づゝでも交替に此處に保養させて母親たちを一切の日常的な雜事と心勞とから解放してやり、旺盛な生活意慾を取り戻させようといふのがその理想であるが、何處の國でも同じく母親の旅行には留守宅の世話もしてやらねばならず、子供は托兒所へあづかつてやらねばならない。この理想の實現は容易の業ではないが、年と共に着々とその規模を大きくしてゐるのは敬意を表するに足らうと思ふ。僅か三、四週間の保養に過ぎないが此處で恢復された健康な生活力は歸宅後にその夫や子供たちにまで喜ばしい影響を與へたといふことも感謝と共に報告されてゐる。尙、母子救護事業の第三としては幼稚園の經營を擧げ得よう。特に農繁期には多數の托兒所や臨時幼稚園が設けられて勤勞と育兒との相剋なからしむるに努力してゐる。その總數現在一萬一千を超えてをり、內約六千は常設幼稚園で收容人員數約三十萬、特に農繁期に臨時設置されるもの五千、收容人員約十五萬と報告されてゐる。以上母子救護事業のみで活動してゐる婦人の數を一九三九年末に見ると女醫又は看護婦等の特殊技能者二萬八千人（內、無給奉仕三千）、保姆七千六百、國民保健婦一千六百、少年指導婦五百人となつてゐる。

右多期救濟と母子救護の兩事業の外、N・S・Vの事業としては成人に對する豫防的健康救護も行はれてをり、特にナチス運動の功勞者に餘暇と療養を給付する所謂「ヒツトラー休暇の給付」の如き旣に我が國にも周知の事であるが之は人口政策といふよりも政治的意味の方が強いかも知れない。尤もそういふ意味ではナチス國民厚生團の全事業が最大且つ最適の政治運動でもあるわけで、ナチス政權に對する國民的信賴も或は「母の家」あたりから沸いてくるものといふも過言ではなからうと思ふ。また結核救護事業としては社會保險擔當者や乃至は本人又はその家族が其の負擔に擔へざる場合之に徹底的なる治療救護を與ふるを目的として行はれてゐる。

三、乳兒死亡率低下運動

ナチス治下の乳兒死亡率のいよ〳〵低下を見てゐることは周知の如くで、出生百に付き乳兒死亡は

一九三三年	七・六	日本(內地)は	一二・一
一九三四年	六・九	〃	一二・五
一九三五年	六・八	〃	一〇・七
一九三六年	六・六	〃	一一・七
一九三七年	六・四	〃	一〇・六
一九三八年(舊領土內)	六・〇	〃	一一・四
一九三九年(舊領土內)	六〇		

となつてゐるが、この間ナチス國民厚生團の功績に歸すべきものは僅少でないと考へられる。獨逸統計局は今後の所要壯丁人口確保の爲めその主要な一條件として此の乳兒死亡率を更に四・〇%にまで低下することを目標としてゐるが、ナチス國民厚生團の活動も亦この國策的目標に則應して其の第一線部隊として行はれてゐるわけで、半官半民といふよりも寧ろ超國家的黨機關として其の今後の業績には充分期待せらるゝ所多く、ナチス人口政策中最も特色あるものゝ隨一として擧ぐるに足るものであらうと思ふ。

第四章　婚姻及び出産奬勵政策

人口增殖政策の最も本格的なるものが婚姻、特に出産の助成にあるは事新しく說くまでもない當然の話だが、晚婚

いよいよ痛感せしめるといへよう。その點ナチスの婚姻貸付金制度はこの種婚姻及び出産助成の一方式として諸國に先鞭をつけたもので、ナチス人口政策中最も著名なものであるばかりでなく、又最も成功せるものゝ一に算ふべきものである。その具體的方法の如何は國情により一概に論じ難いが、婚姻當事者が結婚費用の支辨に難澁する場合の多い現在その趣旨は確かに當を得たものといつてよいかと思ふ。

と出産の制限とを餘儀なくする現下の社會生活の實情は婚姻及び出産の奬勵助成に種々の方策を講ずる必要を

一、『婚姻助成法』、或は婚姻貸付金制度

婚姻貸付金制度 Ehestandsdarlehen は一九三三年六月一日公布を見た『失業緩和法』の第五章（「婚姻の助成」Förderung der Eheschlieszung）により制定され、同年八月一日より實施されたものであるが、右の事情にも明らかなる如く、婚姻の助成は當時六百萬（非登錄者を加へると七百萬）を算した大失業者群減少策の一部として職場の婦人を家庭に還すことをその一面の理由として行はれたもので、その後ナチスの經濟政策が失業緩和に成功し、一九三六年には失業者數約百萬、之は殆んど勞働不能人口と轉業等による一時的失業人口と見てよく、事實この年を以て失業救濟策は勞務動員策へと一轉するの盛況を見るに到つたが、婚姻助成法も亦之に伴ひ失業緩和策の一環たる役割を揚棄して純粹の人口政策的立法として獨立するに到つたといつてもよく、三七年の婚姻助成法中第三次改正法律の一部改正規定は妻の職場放棄の强制的性質を緩和することによつて從來の失業緩和策たる性質を淸算したものといへよう。三次の改正法律及び前後七回に亙る施行令による度々の補足と改正に亙り本制度の大要を摘要すれば概ね以下の如くである。

資格及必須條件　本制度は右の如く失業緩和策の一部を兼ぬる立て前から本貸付金の交付を受くる爲には妻たるべき者が過去に於て一定期間被雇傭關係に在りたる者たるを要し、且つ結婚後の妻は右被雇傭關係を放棄することを必須條件としてゐたが、三七年の第三次改正法律は右妻の職場放棄の條件の强制的性質を緩和するに到つた。但し妻たるべき者は、過去に於て一定期間被雇傭關係にあつた者でなければならないといふ規定は一貫して本貸付金交付の爲の前提として堅持されてゐるので、我々は之を以て本貸付金の交付を受くる爲の夫婦の資格要件と見ることができよう。所得又は財產關係の規定がないので言はゞ之によつて資格者の範圍を大きく限定してゐるわけである。

　右資格及び必須條件規定の變遷の跡を見ると、三三年六月一日公布の最初の法律では「妻タルベキ者ハ一九三一年六月一日ヨリ一九三三年五月三十一日マデノ期間內ニ於テ少クトモ六ケ月間國內ニ於テ被雇傭關係ニ在リタル者」となつてをり、但し「目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ」右の「意味ニ於ケル被雇傭關係ニ該當セザルモノトス」といふ制限規定をもつてゐる。また妻たるべき者は遲くとも結婚と同時にその被雇傭關係を放棄し且つ夫の月收一二五マルクを超ゆる限り（三四年三月二八日公布の改正法律によれば失業手當交付規則所定の意味に於ける要救護者に非ざる限り）而して貸付金の完濟せらるゝに到らざる限り再び被雇傭者としての活動を爲さゞることを要する旨明記されてゐる。

　その後なほ本制度實施に先立つて公布されてゐる數次の本貸付金交付に關する施行令は右規定に更に種々の補足を行つてをり、第二次施行令（三三年七月二六日公布）は右最少六ケ月の被雇傭關係の存立すべき期間を更に過去に遡つて一九二八年六月一日以降に擴張せる外、また一九三二年六月一日より一九三三年六月三日迄の間に結婚せる最近の既婚者に對してもその妻が現在少くとも六ケ月に亙る被雇傭關係にある場合はその職場の放棄を條件として貸付金を交付する旨規定してゐる。更に第三次施行令（三三年八月二二日公布）は右既婚者の場合の最少六ケ月被雇傭關係規定を未婚者の場合と同樣

一九二八年六月一日より三三年五月三十一日までの期間内に存在すればよい旨改正してゐる。又同じく右第三次施行令は目上の親族の家事若くは事業に從業せる者の場合にあつても若しこの被雇傭關係の放棄によりその代りとして他人が雇傭されることゝなつた場合は同じく本貸付金の交付を受け得ることゝせらるゝに到つた。

以上が本制度實施當時の該當者資格要件であるが、三三年十二月二日公布の第四次施行令は右第二次及び第三次施行令による擴張規定を（親族の家事及び事業從業者に關する規定を除き）一括廢棄するに到つてゐる。即ち最初の法律所定の形に還つたわけである。

が一九三五年一月二十四日公布の第二次改正法律は妻たるべき者の要被雇傭期間を九ケ月に改正すると共に右要被雇傭關係の過去に於て存立すべき期間に關する規定についても亦從來の何年何月何日より何年何月何日までといふ限定法を廢止して之を一般化し、「妻タルベキ者ハ申請ニ先立ツ過去二ケ年中少クトモ九ケ月間國内ニ於テ被雇傭關係ニ在リタル者」と改正してゐる。從前の規定に於ては該當資格者の範圍は年と共に減少してゆくわけであるから、右規定の一般化はナチス政府當局が本制度を今後も永く施行してゆくとの決心を固めたことを意味すると解釋することもできよう。一九三七年十一月三日公布（同年十月一日發效）の第三次改正法律も右規定をそのまゝ踏襲して現在に及んでゐる。たゞ右第三次改正法律は前述の如く勞働市場改善の實情に伴ひ妻の被雇傭關係放棄義務の緩和を行ひ、貸付金の返濟率（毎月最初の元金の百分の一）を（百分の三に）高めるならば妻は續いて被雇傭關係を持續し若くは貸付金完濟前に再び被雇傭關係に入ることを許さるゝに到つた。

禁止條件　一九三三年六月二十日公布の「第一次」施行令の明記する申請拒否の諸條件は次の如くである。（申請者が獨逸國民たるべきことは法文中に明記あり）。

（イ） 夫婦ノ一方公民タルノ名譽權ヲ有タザルトキ、

（ロ） 夫婦ノ一方ソノ政治的志向ヨリ見テ常ニ遲退ナク民族國家ニ奉仕スル者ト認メ難キトキ、

（ハ） 夫婦ノ一方遺傳的ナル精神的若クハ身體的疾患ヲ有シソノ婚姻ハ民族共同體ノ利益ニ反スト思考セラルヽトキ、

（ニ） 夫婦ノ一方又ハ雙方ノ前歷若クハ世評ガ當該夫婦ノ貸付金返濟義務ノ履行ヲ期待セシメ難キトキ。

更に第二次施行令は次の一項を加へてゐる。

（ホ） 夫婦ノ一方申請時ニ傳染病若クハソノ他ノ生命ヲ危殆ナラシムル疾患ニ患レルトキ。

尙、第三次施行令は敍上の諸要件の凡ての充足されざる場合に於ても本貸付金の交付により失業緩和法の目的が達せられ且つその貸付金が所定の財源より支辨し得る限り例外的に之を許可し得る權限を大藏大臣に與へてゐる。

貸付金額と貸付方法 貸付金額は最高一千マルク、實際の貸付額は當人の身分と各地方の慣行に從ひ新世帶の整備に要する費用とを斟酌の上、一百マルクを單位とする適當の金額に決定せられる。（實施成績より見ると平均概ね六百マルク程度）。

右貸付金は現金を以てせず需要充足券 Bedarfsdeckungsschein 即ち一種の購買證券を以て交付せられる。本貸付金の需要充足券收受の許可ある特定の店舖に於て家具及び家庭用品（家具及び被服以外の、世帶の整備に必要なる凡ての物品）を購入する爲にのみ使用せらるゝものであるが、第七次施行令（三八年四月一日公布）は之を獨逸婦人事業協會の經營する獨逸國母の學校の授業料として使用することを許す旨追加してゐる。本劵の發行單位は初め一〇及び一〇〇マルクであつたが、第四次施行令（三三年十二月二日公布）は之を一〇、二〇、五〇及び一〇〇マルクの四種類に改正してゐる。現

金による釣り錢は一マルク以內。本券の使用に當つては裏面所定の個所に住所姓名を記入するを要し、之を收受せる店舖も亦裏面所定の個所に右の者に對し表記價格の所定の物品を販賣せる旨證明して之を所管稅務局金庫に持參し現金に引換へ得ることになつてゐる。本券は之を他人に讓渡することを得ず叉付貸金受領者に於ても店舖に於ても差し押へらるゝことがない。

尙、本貸付金は夫に對して交付されるものであるが、夫婦財產を別にして生活する旨報告せる者の場合にあつては雙方に對し半額づゝ與へられることゝなる。

貸付金の性質及び返濟規定　本貸付金は無利子であり、返濟率は每月最初の貸付總額の百分の一、但し第三次改正法律の改正規定により妻が結婚後引續いて被雇傭關係にあり若くは貸付金完濟前に再び被雇傭關係に入る場合は百分の三(但し妻の勞働日が月の半數に滿たざる場合及び大藏大臣の特に許可する場合を除く)。返濟義務は貸付金供與後に來る四半年年季と共に初まり夫の雇傭主をしてその賃金若くは俸給支拂の際之を留保して別納せしむるを原則とす。卽ち其の徵收法は源泉課稅たる勞賃稅と同じわけである。尙、夫婦は一體として返濟の義務を負ふ。

返濟免除及び猶豫規定　本貸付金は一出生每に最初の貸付總額の百分の二十五宛返濟義務を免除せられ、且つ申請により右出生後一ヶ年間每月の返濟義務を猶豫せられる。卽ち婚姻助成に兼ねて叉出產奬勵策たる意義を有つ所以であるが、この重要規定は法律の本文中にはなく最初の施行令に於て明記されてゐるものである。尙ブルグドェルファーは右返濟義務猶豫期間を二ヶ年とすべしとの意見を公表してゐるが、未だ實現を見ないようである。

農村人口に對する恩典　一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung は本貸付金に關しても農村居住者に對する特別の恩典規定を制定するに到つたが、之により少くとも夫婦

の一方が婚姻に先立つ最少五ケ年間中斷することなしに農業者、林業者若くは農村手工業者であつた場合には貸付金の返濟義務は申請により最大十ケ年に限り無利子で猶豫されることゝなり、且つ右十ケ年の返濟猶豫期間中夫婦の一方が中斷することなしに農林業若くは農村手工業に從事せる場合には貸付金全額（本令發效前に交付されたる貸付金に就てはその未返濟額）の返濟義務そのものも亦免除されることゝなつてゐる。（勞働奉仕若くは兵役義務により發生したる中斷、その他病氣若くは營業不能による一時的中斷は差し支へない。）

申請の提起、檢討及び決定その他　本貸付金交付に對する申請は戸籍役場へ婚姻豫約の屆出の後婚姻に先立つてなすことを得、貸付金の供與は婚姻の後初めて行はれる。申請は夫の居住地の市町村に對して行はれ、市町村はその適否を檢討の上、拒否の場合は理由を明示することなしに却下、認許の場合は更に貸付金額を決定の上申請を當該夫婦の將來居住する地方の所管稅務局に回付、稅務局その最後的決定をなし所定の決定證によりその旨申請者に通告する。申請者は右決定證竝に婚姻證明その他所要の書類と引換へに稅務局金庫より貸付金の供與を受けることゝなる。

本法所定の被雇傭關係については雇傭者の證明を必要とし、申請の眞僞につき疑義ある場合は疾病金庫の證明書を提出せしめる。又被雇傭關係の放棄については妻たるべき者が申請時に既に被雇傭者たることを熄め居る場合は申請用紙所定の個所にその旨記入せらるゝ證言を以て足り、申請時に猶ほ被雇傭關係を放棄し居らざりし者に於ては貸付金供與に際し既に右關係を放棄せる旨の最後の雇傭主の證明書を提出せしめる。

財　源　本制度施行に所要の費用は最初は「婚姻助成稅」Ehestandshilfe なる新獨身稅（後說）によつて賄はれたが、第二次改正法律（三五年一月二十四日公布）は之を廢止、前年の所得稅法改正に伴ひ所得稅收入の一部より之を支辨することゝし、一九三五年一月以降所得稅收入中より每月千二百五十萬マルク（即ち年一億五千萬マルクとなる）が本制度施

行の爲の國庫特別財源に繰入れらるゝことゝなつた。その後多子家族への兒童扶助金制度（後說）の制定せらるゝに及び右國庫特別財源は一九三八年四月一日公布の『失業緩和法中改正法律』に依り新らたに「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」と改稱せられ、一九三七會計年度以降所得稅の國庫收入分より每年二億マルクを之に繰入るゝ旨規定された。が翌三九年八月一日公布の『婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源繰入高引上げの爲の法律』は右繰入高を一九三九年會計年度以降每年二億五千萬マルクとなす旨改正してゐる。

尤も右金額の全額が一年度の實豫算額となるわけではなく、又右財源中より時には住宅助成等に流用せらるゝ例がある反面、婚姻貸付金の返濟額は現在は本財源に繰り込まれることになつてゐる。又兒童扶助金制度施行費の一部は全國失業保險局の掛金より支辨されてゐるものであるが（年二億七千萬マルク、後說）、右兩財源の合算額を以てナチス人口政策中の二大制度の所要經費の大略の目やすと爲すことができようかと思ふ。

實施成績　本制度の實施成績につき獨逸統計局の公表になる主要數字を揭ぐれば以下の如くである。

婚姻貸付金の累年貸付及返濟免除件數

	貸付件數		免除件數	
	舊領域內	現領域內(1)	舊領域內	現領域內(1)
一九三三年（八月―十二月）	一四一、五五九	—	一三、六一〇	—
一九三四年	二二四、六一九	—	一二九、九六一	—
一九三五年	一五六、八二二	—	一五五、〇六九	—
一九三六年	一七一、四六〇	—	一八六、六九四	—
一九三七年	一八三、五五六	—	二二二、五三三	—

一九三八年	二四三、六九一	二五七、二六二	二七二、四九八	二七三、五六〇
一九三九年	二七〇、九一九	三一〇、五九九	三一八、八四八	三三二、四九三
一九四〇年	二二一、六六四	二四九、七六二	三四二、四四〇	三六七、〇一九
計	一、六一四、二九〇	一、六九五、六三九	一、六四一、六五三	一、六八〇、九三九

(1) ボヘミア及モラビア兩保護領、オイペン、マルメヂ及び新附の東部地方を除く。

全婚姻に對する貸付結婚の割合累年比較（舊領域内）

年次	婚姻百に付婚資貸付件數
一九三三年	二二・二
一九三四年	三〇・七
一九三五年	二四・一
一九三六年	二八・一
一九三七年	二九・七
二九三八年	三七・八
一九三九年	三五・一
一九四〇年	三六・二

一九四〇年全出生に對し貸付結婚の出生の占むる割合

全國(1)	二二・三%

舊領域內	二四・四〃
舊墺太利	一二・〇〃
ズデーテン獨逸地方	七・四〃
メーメル地方	八・一〃
舊ダンチヒ自由市	七・一〃

(1) 前註に同じ

又、本制度實施後より一九三五年末までの婚姻對出生（死産を含む）の割合を所謂貸付結婚と然らざるものとに分ちて比較せるものは次の如し。

貸付結婚	婚姻一〇〇に付	出産五九（指數一〇〇）
然らざるもの	〃	〃 四〇（〃 六八）

二、伯林市の名譽名親制度

多産奬勵方策の一つとして異色ある者は一九三四年の制定になる伯林市の名譽名親制度 Ehrenpatenschaft で、之は世界的寡産都市として惡名高い同市の考案になるものとして且つ特に其の制度規定に面白いものがある。即ち本制度は道德的にも人種的にも異議のない家族で既に二人の子を有ち、更に第三又は第四子を生もうと欲する場合その旨之を申請せしめ出願後二ケ年以內(但し法定最少姙孕期間以上)に之を生みたる時その子に對し扶助金を交付するといふ仕組で、扶助金額は出生後の第一年は毎月三〇マルク、第二年目より第十四年目までは毎月二〇マルクである。專ら經濟的理由からくる産兒制限への一對策として興味あるものといへよう。本扶助金は該當家族が伯林市を去りた

る後にも引續き給付されるもので、その點都市疎開政策と步調を合せてゐるわけである。他面本制度の恩惠享受の爲に同市に來る者を防止する爲の規約もある。尙本扶助金は他の扶助金とは全く無關係に併給されるもので、且つその給付に當つては制度の名の示す如く特に儀式的な給付方法か行はれるといふ。（其の後シュットガルト市も亦ベルリン市の制度に倣つてゐる）。

伯林市に於ける本制度の實施成績を見ると、一九三四年四月一日より翌三五年六月三十日までの出願件數二、一八一（内、第三子分一、七五一即ち八〇％、第四子分三九〇即ち四〇％、他の四〇件は反則的出願）、右の内採擇されたるもの四四八件、審理中八一〇件、却下九二三件、却下理由中の四分の一は遺傳學的見地より助成し難きもので占めてゐる。

三、新離婚法の制定

一九三八年七月六日に公布を見た『婚姻法』Gesetz zur Vereinheitlichung des Rechts der Eheschliesszung u. der Ehescheidung im Lande Oesterreich u. im übrigen Reichsgebiet od. Ehegesetz中特に離婚法に關する新規定も亦一種の婚姻、特に出産助成策としてナチス人口政策中特に異色あるものとしてよい。本法は婚姻を當事者個人間の利益契約關係として取扱つてゐた舊來の自由主義的立法精神を新しき國民社會主義的婚姻觀を以て置き換へたと稱せられるもので、民族協同體の根基たる婚姻とまた家庭とをその本來の本質に相應しい生活共同體として取扱ふことを目的としたものである。婚姻の國民社會主義的本質に相應しい生活共同體とは碎いて言へば結局出産奉公の一事に歸着するわけで、新離婚法とはかゝる婚姻の本質に副はざるに到つた夫婦を、舊民法典の規定するが如き姦通

その他の犯罪的理由を伴ふことなしにも、單にそれだけの理由を以て離婚し得ることにしたもので、それが新しい幸福な婚姻生活に新しい出産奉公の途を拓かせようとするものであるはいふ迄もない。新離婚法はその立法の根本精神に於いて Verschuldensgedanken から Zerrüttungsgedanken に移行したと稱せらるゝ所以であるが、併し舊民法典所定の種々の離婚理由も概ね續いて採用されて居り、第四十七條には姦通を第四十八條には生殖の拒否（新離婚法により獨立の理由として明示）を、第四十九條には其他の重大なる過失或は不名譽又は非道德的なる行爲を離婚理由として擧げて居り、その他の理由としては更に第五十條に精神的障害に基く擧動を、第五十一條に精神病を、第五十二條に傳染病若は忌ふ可き疾患を、第五十三條に不姙症を擧げてゐるが、更に之らの理由と竝んで新規に第五十五條として「婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果」infolge einer tiefgreifenden unheilbaren Zerrüttung des ehelichen Verhältnisses 同棲生活の解體せる場合を離婚理由として揭ぐるに到つたもので、言はゞ舊來の過失理由その他と新しい離婚理由との二本立ての立て前をとつてゐるともいへよう。所謂第五十五條の法文を揭ぐれば次の如くで、

「第五十五條　同棲生活ノ解體

（一）夫婦ノ同棲生活ガ三ケ年以上停止セラレ且ツ婚姻關係ノ深刻ニシテ匡救シ難キ破滅ノ結果婚姻ノ本質ニ相應セル共同生活ノ期待シ難キトキ、夫婦ノ一方ハ離婚ヲ望ムコトヲ得

（二）離婚ヲ望ム配偶者ガ家庭生活ノ破滅ノ全部的若ハ主ナル責任者ナルトキハ他ノ配偶者ハ離婚ヲ拒否スルコトヲ得。但シ婚姻ノ本質竝ニ兩配偶者ノ全擧動ノ正當ナル評價ニヨリ婚姻ノ持續ヲ道德上正當視シ得ザルトキハ離婚ノ拒否ハ無效トス」

考へ得べき凡ゆる事情に用意した廻りくどい法律文的表現であるが、既に價値のない婚姻を成る可く離婚させよう

とする越旨であるはいふ迄もない。尙、本法制定に先立ちその審議に當つた委員會は人倫上又は國家の爲に必要なりと認められる場合は當事者の意志如何に拘らず檢事の上告により離婚せしむることを得るよう建議してゐるが、この建議のみは採用さるゝに到らなかつたといふ。とはいへ新離婚法制定の精神の一端を察するに足らうと思ふ。

尙、本法が特に「墺太利及び其他の地方の婚姻及び離婚法統一の爲の法律」と稱される所以は教義上正式に離婚を許されない舊墺太利に於けるカトリック教徒間の錯雜せる婚姻關係を清算する爲の 諸法規を含んでゐるからで、本法により非合法的な多數の事實婚の殆んど凡ては正式の法律婚として認容さるゝに到つた。特殊事情にある右舊墺太利その他その後の新領土の分を除き舊領土内に於ける本法施行の實績を一九三九年度の離婚統計に見ると次の如くで、

離婚總數	六一、七八九件
內、第五十五條に依るものを除く件數	四八、四三六件（內七件は外國法に依る）
特に第五十五條に依るもの	一三、三五三件（二一・六%）

卽ち第五十五條に依る離婚件數は總離婚件數の五分の一を超えてゐる。右第五十五條に依る離婚の內、夫の側からの申請によるものは其の七七%、妻の側からのものも一九・一%、双方よりのもの三・九%、夫の側からの申請が多いのは離婚後の生活保障がより確實であるからであると獨逸統計局は解釋してゐる。

又、第五十五條に依る離婚中全然有罪宣告を伴はざるものは五、九一九件で其の四四・四%に當つてゐる。

新離婚法の實施（三八年八月一日以降）後に見る離婚率の增加が殆んど右第五十五條に依る離婚の爲であることは次表に見る如くで、三八年度も三九年度も特に第五十五條による離婚を差引いてみると其の離婚率は決して高くなく三四―三六年度に較べると却つて低い位である。

累年離婚數及離婚率(舊領域内)

年次	夫婦數(千)	離婚數	夫婦數千に對し離婚 總計	夫婦數千に對し離婚 内第五五條によるもの
一九三二年(ザール地方を除く)	一四、一九八	四二、二〇二	二九・七	—
一九三三年(ザール地方を除く)	一四、三一七	四二、四八五	二九・七	—
一九三四年(ザール地方を除く)	一四、七一九	五四、四〇二	三七・〇	—
一九三五年(ザール地方を除く)	一五、〇三八	四九、七八五	三三・一	—
一九三五年	一五、二一九	五〇、二五九	三三・〇	—
一九三六年	一五、四六三	五〇、三三七	三二・六	—
一九三七年	一五、六九四	四六、七八六	二九・八	—
一九三八年	一五、九三六	四九、四九七	三一・一	一・三
一九三九年	一六、一二三	六一、七八九	三八・三	八・三

又、第五十五條に依り離婚せる夫婦の婚姻持續期間竝に妻の年齢別集計は次の如くで、半數(五〇・三%)は婚姻持續期間二十年以上のものであり、又その五分の三(五九・五%)は妻の年齢四十五歳以上のものになつてゐる。特に後の數字は新離婚法の實際的效果を期待せしむるに充分でないが、併し男の方にはなほ再婚による出産報國を期待し得ると獨逸統計局は説明してゐる。

第五十五條に依る雜婚の妻の年齢別集計(舊領土内) 一九三九年

妻の年齢（三九年々首現在）	婚姻持續期間（年） 三—九	一〇—一九	二〇以上	計	百分比
二五歳未滿	九三	—	—	九三	〇・七
二五—三〇歳	四六七	六五	—	五三二	四・〇
三〇—三五歳	五〇九	四八四	—	九九三	七・四
三五—四〇歳	二九三	一、二九一	四六	一、六三〇	一二・二
四〇—四五歳	一七五	一、三七二	六一八	二、一六五	一六・二
四五歳以上	二五二	一、六二九	六、〇五九	七、九四〇	五九・五
計	一、七八九	四、八四一	六、七二三	一三、三五三	一〇〇・〇
百分比	一三・四	三六・三	五〇・三		

尚、一九三八年度の離婚統計により婚姻持續期間八年乃至十七年の離婚夫婦の出生兒數別集計を見ると次の如く、第五十五條に依る離婚夫婦が人口増加に寄與する所特に尠いことを示してゐる。

婚姻持續期間八乃至十七年離婚夫婦の出生兒數別集計（舊領土内） 一九三八年

出生兒數	第五十五條を除く 件	%	第五十五條 件	%
〇	七、〇六六	四〇・二	四一〇	五五・五
一	五、三五一	三〇・四	二一二	二八・七

二	三、〇五七	一七・四	八七	一一・八
三	一、二七八	七・二	二四	三・二
四	四八九	二・八	三	〇・四
五以上	三四八	二・〇	三	〇・四
計	一七、五八九	一〇〇・〇	七三九	一〇〇・〇

第五章　多子家族保護政策

婚姻及び出産奬勵政策と表裏して人口增殖政策を完全せしむるものは、廣く家族負擔均衡政策と呼ばるゝものであるが、その內多子家族に對する扶助金交付その他種々の恩惠の供與はその方法及び効果に於て最も直接且つ判明なるものである。特に獨逸に於ける多子家族への兒童扶助金交付の制度は上掲婚姻貸付金制度と並んでナチスの所謂人口政策的諸施設中の二本の大黑柱をなすものといつてよい。

一、多子家族への兒童扶助金交付制度

旣に婚姻貸付金制度の制定に際しその財源餘剩は之を多子家族への兒童扶助金交付に振り向けることが豫定されてゐたもので、當時は一九三九年に實現される豫想であつたが、早く一九三五年九月十五日に公布を見た『多子家族への兒童扶助金公布令』Verordnung über die Gewährung von Kinderbeihilfen an kinderreiche Familien は同月二十六日公布の同令『施行規則』と併せて多子家族に對し一子當り百マルク以內一家族當り一千マルク以內の一

時金を「一回限りの兒童扶助金」einmalige Kinderbeihilfen として交付する制度を制定するに到つた。但し多子家族扶助の眼目はかゝる一時金交付によつて滿足さるべきものではなく、翌三六年三月二十四日公布の『改正令』竝に同日公布の『第三次施行規則』は第五子以降一子當り金十マルクの「繼續的兒童扶助金」laufende Kinderbeihilfen 交付の制度を[illegible]へ、多子家族の家族負擔均衡の目的を多少とも效果ある形に於て初めて實現するに到つた。又同年六月十日公布の『第四次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を特定の場合に限り「ジードルンクの爲の兒童扶助金」Siedlungs-Kinderbeihilfen として交付する途を拓いてゐる。三七年八月三十一日公布の『第六次施行規則』は從來の諸施行規則を一括廢棄の上改めて敍上の諸制度を更に完備せる諸規定の下に補正してゐるが、翌三八年三月十三日公布の『第七次施行規則』は上掲繼續的兒童扶助金に加へて更に別種の「擴張されたる繼續的兒童扶助金」erweiterte laufende Kinderbeihilfen 交付の制度（第三子以降に一子當り毎月金十マルク宛）を制定して多子家族保護をいよいよ全からしめてゐる。右施行規則は右の外また「教育扶助金」Freistellen u. Ausbildungsbeihilfen 交付の途をも拓いてゐるが、同年六月一日公布の『第八次施行規則』は特定の多子家族に對する「住宅整備扶助金」Einrichtungs-beihilfen 交付の途を講じてゐる。最後に同年十二月二十日公布の『第九次施行規則』は上掲一回限りの兒童扶助金を翌三九年以降は原則的には專らジードルンクの爲の兒童扶助金としてのみ交付する旨改正してゐる。現行法規は第七次施行規則の改正規定の形に於ける第六次施行規則を主内容とし、之に其後の追加及改正を加へて實施せられてゐるわけで、右現行法規によりナチス兒童扶助金制度の大略を摘要すれば概ね以下の如くである。

一回限りの兒童扶助金　本扶助金交付の制度は一九三五年（九月十五日公布 十月一日發效）の『多子家族への兒童扶助金交付令』により創定されしもの。該當多子家族に對しその該當子女一人各百マルク以内、但し一家族當り最高一千マルク以内の

扶助金を需要充足券を以て交付。本扶助金交付の後に出生せる子女に對しては右一家族當りの最高額の猶ほ達せられざる限り追交付せられる。本扶助金交付を受くる爲めの諸要件は次の如くである。

一、滿十六歳未滿の子女（繼子女及び養子女を含む。扶養者が當該子女によつて所得税法所定の兒童控除若は所得税輕減を受くべき者なる場合にあつては右子女、繼子女及び養子女の子孫、竝に養育子女及び其の子孫をも含む）四人以上を含む家族なること。但し右子女は扶養者が少くとも部分的にも其の扶養又は教育に實際盡力してゐるものでなければならない。

二、兩親（繼父母、養父母又は養育父母を含む、以下同之）は獨逸又は之と同種血統の獨逸國民でなければならない。繼父母等の場合は本要件は當該子女の實父母についても亦充足されねばならない。

三、兩親は公民たる名譽權を所有し、且つその行動より見て誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを欲し又奉仕し得る者と認定し得るものでなければならない。

四、兩親の經歷、世評及び社會的行動は扶助金が一家の經濟狀態の改善に費消せらるゝものと期待せしむるに足るものでなければならない。

五、當該家族にはその子女の助成が遺傳學的理由より望ましからずと思考せしむるが如き何らの重大なる健康上の疑惑の存せざることを要する。但し繼父母、養父母、養育父母に於ては本要件充足の必要はない。

六、扶養者の現在の所得及び財產狀態は多子家族世帶に相應せる一家の整備に必要な物品を自ら調整し難き狀態にあるものであることを要する。

但し死離別により兩親の一方が家族內に居ない場合は、その者については右諸要件は第二乃至第五を以て足り、又

私生子女の場合にあつては、その父が明確に確定し得るものである限り、その父は右第二乃至第五の諸要件を充足するものであるを要する。

また右全要件の充足せられざる場合に於ても大藏大臣（又は大藏大臣よりその權能を委託されたる稅務局）は例外的交付を爲す權能をもつてをり、この種規定は以下の諸扶助金の場合に於ても同樣である。

本扶助金の需要充足券「兒童扶助金の需要充足券」は十及び五十マルクの金額を以て發行せあれ、家具（寢室及び臺所用品）、家庭用品（家具、被服を除き簡易なる世帶の整備に必要なる凡ての物品をいふ）及び下着類（本絹を多分に含まざるものに限る、靴下及びズボン、竝に下着用及ズボン用の布地を含む）を所定の店舖に於て購入するに役立つ。但し申請により搾乳用の牛、山羊、羊を地區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より購入する用に充つることもできる。本券使用上の諸規定については婚姻貸付金の場合と概ね同じ。

市町村への申請の提起その他扶助金交付に到る迄の手續き等も大同小異だが、申請資格者は子女の法定代理人又は父母中事實上その扶養に當る者であり、申請には子女の出生證書及び右子女の父母竝に祖父母の婚姻證書、保健局の證明書を添附するを要する。市町村が申請を拒否したるときは申請者は所管稅務局の決定を申請することができることになつてゐるのは所得及び財産關係の要件がある爲と考へられる。

尙、本「一回限りの兒童扶助金」は前述の如く第九次施行規則により一九三九年一月一日以降は原則的には後揭「ジードルンクの爲の兒童扶助金」又は「擴張されたる繼續的兒童扶助金」の孰れをも交付せられ得ざる場合に限り與へらるゝことゝなつた。

ジードルンクの爲の兒童扶助金　一九三六年（六月十日公布 七月一日發效）の第四次施行規則により制定されたるもの。前項「一

回限りの兒童扶助金」交付の爲の諸要件を充足する扶養者が國家の勸奬する小ジードルンクの移住候補者若くは移住者であるか、或は獨逸農民層創出に關する法規により助成せらるゝ農地の所有者であるか、或は四ヶ年計畫の關係法規によりその自宅建設を助成せらるゝ農村勞働者若くは農村手工業者である等の場合、その旨の關係營團又は官廳の證明書を提出すれば、「一回限りの兒童扶助金」は特に「ジードルンクの爲の兒童扶助金」として交付せられ、表に青色のS字を押されたその需要充足券は小ジードルンク、農地及び自宅の經理資金の一部として、或は（勞力及び資材供給の途あるときは）居間若くは作業場の增築又は作業設備の新設費として、或は特に申請により移住地に於ける家畜飼養に必要なる小牛又は豚を（所管地區農民指導者の異議を挿まざる販賣者より）購入する費用として之を使用することができる。

繼續的兒童扶助金　一九三六年（三月二十四日公布 四月一日發效）の第三次施行規則により制定されたるもの。滿十六歳未滿の子女五人以上を含む家族に對し第五子以降每一子に付き每月金十マルクの現金給付を行ふもので、本扶助金交付の爲の諸要件は上揭「一回限りの兒童扶助金」の場合と殆んど重複する所が多いが、主要なる相違點を示せば次の如くである。

一、家族を含む滿十六歳未滿の子女數は五人以上でなければならない。その他の明細規定は前に同じ。

但し第七次施行規則は右年齡規定に關し、當該子女が就學中であるか若くは職業見習中の者であり、又は永く生業不能なる者である場合、且つ右子女が月三十マルク（第九次施行規則は之を四十マルクと改正）の所得を有たざる場合に於ては滿十六歳を超ゆるも滿二十一歳まで該當子女として之を通算することに改正してゐる。

又同じく第七次施行規則は寡婦、離別せる妻、獨身の婦人、孤兒を扶養する者に對しては該當子女五人未滿の場合に於ても其の一子に對し本扶助金を交付することゝしてゐる。但し三人以下の場合は貧困の爲に特別の必要あ

る場合に限る。更に第九次施行規則は盲目なる、又は所得能力八五％に低下せる、又は救護手當、特別不具者手當若くは勞働不能者年金を受くる等の夫を有つ妻をも右特別交付の範圍に追加してゐる。

二、兩親の國籍及血統

三、兩親の公民名譽權

四、兩親の經歷世評等に關する規定はすべて前に同じ。

上掲第五項の家族の遺傳病的健康狀態に關する規定は之を缺き、扶養者の生活程度に關する規定は特に詳しい。即ち

五、兩親若くは之に代りて子女を扶養する者の所得は扶助金交付を得くる子女の諸收入をも加へて前曆年度に於て五十マルク未滿を切捨て八千マルク以下でなければならない（簡約化され且つ引上げられた第七次施行規則の改正規定による）。離別せる夫婦の一方に屬する收入は之を加算しないが、兒童扶養費として仕送りのある場合は右仕送り額は加算せられる。又

六、父母若くは之に代りて子女を扶養する者の財産は同じく該當子女の分をも加へて五萬マルク以下でなければならない。但し第六子以降每一子每に一萬マルクを遞增。私生子女の場合はその父の財産は問題とならない。又離別せる夫婦の一方に屬する財産については右財産がその者の死後該當子女の相續すべきものである場合にのみ問題となる。

尙、次に揭ぐる如き場合に於ても大藏大臣の權能により本扶助金の交付は例外的に許可せられる。即ち

（イ）兩親又は其の一方が獨逸國民に非ざる時、

（ロ）家族と永く別居して生活せる父若くは母が上掲第三及び第四の要件を充足せざる時、

（ハ）その夫と永く別居して生活せる既婚婦人が扶養すべき該當子女五人未満の時、

（ニ）家族の所得關係認定の基準期間たる前暦年度に於ては其の所得は所定の額を超えてゐたが、その後に於ける所得若くは諸收得の根本的なる減少の爲め當該家族が特別の困窮狀態にある時。

申請の提起その他については前に同じ。申請拒否の場合その理由を明示せざることも前と同様だが、但し拒否の理由が金錢關係にある場合はその點を告知せられ且つ上訴手段についても教示せられる。また本扶助金は遡つては申請の提起されたる暦年の年首より給付せられ得るもので、長期に亙る扶助金の交付に當つては稅務局金庫は適宜に之を分割支給し得ることになつてゐる。

又、本扶助金は現金給付であるが、本扶助金交付の請求權は需要充足券の場合と同じく、他人に讓渡し得ず差押へらるゝこともない。（但し第七次施行規則は訴訟提起に先立つ最近二ケ月分の滯納家賃に關する場合については右の例外を認むるに到つてゐる）

尙、最後に注意すべきは本扶助金は官吏、國防軍兵士及びその他の『公務勞働制度法』（三四年三月二十三日公布）所定の公務員で、その子女に對し「兒童手當」若くは「兒童割增俸」を受けてゐる限り、右子女に對する本「繼續的兒童扶助金」は交付せられないことで、いひ換へれば本扶助金は民間人に對する兒童手當乃至兒童割增俸の意味をもつてゐるわけである。

擴張されたる繼續的兒童扶助金　一九三八年（三月十三日公布 四月一日發效）第七次施行規則により制定されたるもの。上掲繼續的兒童扶助金とは別途に併給され得るもので、滿十六歲未滿の子女三人以上を含む家族に對し第三子以降一子當り毎月金十マルクの現金給付をなす。所要の諸要件は該當子女數に關するものを除き全く「繼續的兒童扶助金」の場合と同じ。例へば寡婦その他の特殊事情者に對する特別規定の如きも前に準ずる。卽ち三子未滿の場合に對しても其の一子

に對し本扶助金の交付が許容せられる。所得及び財産に關する要件も亦同樣であるが、但し八千マルク以下たるべき所得の性質について特別の限定があり、父母若くは之に代つて子女を扶養する者の諸收入の少くとも三分の一は所得税法所定の意味に於ける「從屬的勞働收入」、種々の恩給、又は疾病、災害その他各種保險の保險金の如き特定の免税收入より成つてゐるものでなければならない。之は本扶助金がその財源を異にし全國失業保險局より毎年二億七千萬マルクの金額を支出せしめてゐるからで、右所得性質の限定も本扶助金享受者を賃金若くは俸給生活者、年金生活者等の一定職業集團に限定する趣意に基くといへよう。

尚、官吏及び國防軍兵士の除外せらるゝこと前に同じ。但し『公務勞働制度法』所定の公務員は本扶助金の交付を受けることができる。之は官吏及び國防軍兵士に對する兒童手當の平衡をたもたせる爲めで、從つて當該子女に對する兒童手當と本扶助金との合算額は一定額を超ゆることを許されない。本制度制定當時は官吏の場合と照應した正確煩瑣な規定があつたが、單純化された第九次施行規則の改正規定によると第三子に對しては二十五マルク、第四子以降に對しては各三十マルクを超ゆるときその差額だけ「擴張されたる繼續的兒童扶助金」は減額せられることになつてゐる。

教育扶助金その他　同じく第七次施行規則により制定されたもので、本扶助金は當該子女の教育扶助が國民社會主義的世界觀より見て特に緊要なりと思考せらるゝ場合、その者が中等或は上級學校又は專門學校或は高等學校に學ぶ爲の教育費の一部若くは全額扶助を行ふもので、その資金は上掲「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」より支出されるものである。

なほ第八次施行規則（三八年六月一日公布）により制定された住宅整備扶助金は獨逸諸都市の都市建築改造に關する法規の施

行の結果轉居を指定された多子家族に對し、新住居整備の爲に一回限りの扶助金を交付するものである。

二、多子家族に對する種々の優遇

獨逸に於ける多子家族保護はその他凡ゆる方面に於て觀取される所で、或は國有鐵道賃金の割引に、或は多子扶養者に對する就職及び就職後の優先權供與等に之を見ることができる。嘗て獨逸勞働戰線の勞働科學研究所の調査せる多子家族生計費調査に見ても多子家族の諸生計費綱目中交通費の占める割合が寡子家族に比べて却つて低い結果を見せてゐる如きに見てもその一端を察するに足らう。就職關係の優先權供與の一例として疾病金庫醫師に關する此の種の法規を見ても就職に際しては既婚者を獨身者よりも優先採用し、又自ら扶養義務を負ふ子女を有つ者はその子女數に應じて優先せられる。就職後に於ても子女扶養者は子女の教育上適當なる地方を勤務地として撰擇し得る恩典を與へられてゐる。

三、多子家族の母の表彰

多產の母に對するの表彰制度として五月二十一日の「母の日」には四子以上を出生し、父母子女共に獨逸血統にして遺傳的に健全なる家庭の母に對し名譽十字勳章が交付される。金銀銅の三種よりなり、四子の母には銅、五乃至七子の母には銀、八子以上の母には金の名譽十字勳章が與へられる。この勳章を佩用してゐる婦人に路上で行き會ふとヒットラーユーゲントの若者たちは敬禮をするといふほゝえましい情景が見られる。

第六章　家族手當制度

家族手當制度は所謂家族負擔均衡政策中その最も本格的なものであるが、官吏又は之に準ずる者の場合を除いてはその方法、種類等極めて困難且つ多様で、人口政策的施設は玆に於て營利主義の經濟社會體制と最も深刻な葛籐を惹起するといふこともできよう。私經營に對する家族手當制度實施の强制は却つて獨身乃至寡子家族者の優先採用といふ逆效果をも惹き起すわけで、統一的な金庫制度の必要の痛感せらるゝ所以であり、獨逸に於ても一九四二年に制定される豫定であるといふ「全國家族金庫」Reichsfamilienkasse の組織について活潑なる論議ある所であるが、具體的な内容については猶ほ公式決定に到らない様である。孰れにせよ現行施行中の家族負擔均衡に關する諸制度がその財源からも施設に於ても統一綜合せらるゝことが期待せられるが、玆には現行施行の官吏に對する家族手當制度その他を掲げるに止める。

一、官吏に對する家族手當制度

官吏に對する「兒童手當」Kinderzulage は上揭一般の多子家族に對する兒童扶助金制度と平行してナチス治下に種々の改正を見てきたが、昨一九四〇年一月には『官吏俸給法』第十四條の改正として正式に法律的體裁を完備すると共に、その内容も亦顯著な人口政策的改善の跡を示してをり、卽ち滿十六歲未滿（特定の場合には滿二四歲未滿）の子女を扶養する官吏は每月その第一子に金十マルク、第二子に金二十マルク、第三子に金二十五マルク、第四子以降には各金三十マルクの兒童手當を支給されることゝ定められたが、本一九四一年一月十五日公布（一月一日より發效）の『官

吏ニ對スル兒童手當ヲ單純化スル爲ノ法律』は右規定の技術的煩瑣を回避する爲に再びその改正を行ひ、右累加支給を廢止の上更めて一子當り金二十マルクの支給と改めらるゝに到つた。改正規定により現行規定を示せば次の如くである。

一、官吏はその公生子女各一人に付き、その子女が滿二十四歳に達する迄の間兒童手當として毎月金二十マルクを支給せられる。

二、認知されたる私生子女、養子女、當該官吏の家庭に在る繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たることの確認せらるゝ場合若くは當該官吏が右子女を自己の家庭に引き取れる場合乃至はその他の方法により右子女を扶養し居ることの確認せらるゝ場合又は婦人官吏が母として之を獨力扶養せざるを得ざる場合等は皆右公生子女と同等に取り扱はれる。

三、滿十六歳より滿二十四歳までの子女に對する兒童手當は右子女が特に就學中若くは職業見習中で且つ右子女の月收入四十マルク以下の場合にのみ與へられる。右就學若くは職業見習の終了が勞働奉仕若くは兵役義務の爲に滿二十四歳を超ゆる場合は之に相應する期間だけ右最高年齡制限を延長せられる。

二、一般賃金及俸給生活者に對する家族手當制度

上掲、「擴張されたる兒童扶助金」制度はその財源關係及び之に伴ふ該當資格範圍より見て之を一般賃金及俸給生活者に對する一種の家族手當制度と見做すことができよう。

三、疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫

特殊の一例として擧ぐべきものに一九三四年制定された「疾病金庫醫師會の家族負擔平準金庫」の試みを擧げることができる。右は全會員の收入より一律に其の三％（但し地方會員に於ては二％）を徵集して其の財源となし、三子以上の家族に對し第三子以降に（二十一歲迄、但し就學中の場合は二十四歲まで）毎一子當り月金五十マルクを支給するもので、方法は極めて粗笨なるものであるが之が爲め事務を簡易化する利益がある。又年概ね一回二子家族に對し（時には一子家族に對しても）一時金の支給を行つて右方法の缺陷を償ひ負擔の公平を期してゐる。尤もこの種制度は醫師の如く高收入を有ち且つ子供の尠い職業集團に於てのみ行ひ得る制度で、その點家族手當制度なるものゝ技術的困難と全國的金庫制度の必要をいよ〳〵痛感せしめる。

第七章　稅制改革、特に所得稅法の改正

所得稅をはじめとして財產稅、相續稅その他の稅制の人口政策的改革も亦所謂家族負擔均衡政策の一環をなすもので、その人口政策的效果には一定の限度があるとはいへ、間接稅による多子家族の加重負擔の一種の賠償方法として或は主としてこの種稅制改革の恩惠に浴する有產知識階級の保護政策として、或は特に人口政策的經費の公正なる支辨方法としてその意義は決して尠くない。殊に所謂獨身稅或は無子稅といふ如き形式乃至內容をもつたものに於てはその啓蒙的效果も亦決して尠くないと考へられる。

特にナチス登場以前の共和制獨逸の稅制度は專ら財政政策的見地よりたゞ收入のより多きを圖らんが爲にのみ改正

に改正を累ねられたもので、經濟政策的乃至は社會政策的考慮を全く缺いてをり、況んや人口政策的效果の如きは全然之を顧みる餘地もなかつたといつてよく、諸税の錯雜、無組織に加へて弱者に重い結果となつてゐた。ナチス治下に入つて直ちに着手せられた税制改革は經濟政策的乃至社會政策的考慮の導入により税制度に於ける社會正義の觀念の確立を目的とし、特に税制を通じての人口政策的效果についても亦はじめて重大關心を拂はるゝに到つた。殊に爾後數次に亘る所得税法の改正はナチス人口政策費捻出の主要財源としてその實績も亦特に著しいといつてよい。

一、所得税法の改正

所得税法はナチス以前の獨逸諸税制中多少とも人口政策的考慮を加味せられてゐた唯一のもので妻帶者及び兒童扶養者に對する控除規定を有つてはゐたが、この實際的效果は極めて微弱なものであつた。ブルグドェルファーも指摘してゐる如く議會で屢々誇稱されるを常としたこの兒童或は家族への特權なるものもその實效に於ては寧ろ獨身者への特權たるが如き結果を呈してゐたもので、例へば一九三八年度の勞賃税及び所得税に於ける兒童乃至家族控除總額二十四億マルク中僅かに三億マルク卽ち其の八分の一が千二百七十萬人の子供らの爲に行はれたもので、他は專ら未婚者や子のない夫婦に對する恩典となつたに過ぎないといふ。勿論一九三四年十月十六日にその法律の公布を見たナチス最初の所得税改正も數字の上での效果は左程顯著ではなく、同じくブルブドェルファーの指摘するところによると新改正法は官吏と特に高收入の多子家族には却つて多少の負擔增となつたものであるが、之は寧ろ組織的改革に伴ふ不可避の隨生的現象と見るべきもので、その後一九三八年二月一日公布（同年一月一日より發效）の改正法律は更に大規模の改善の跡を見せ翌三九年二月十七日公布の一部改正法律は累進課税の基準分類を更に詳細にして現在に及んでゐる。

いま現行所得税法中税額遞減の一基準として採用されてゐる納税者身分の分類を示せば概ね次の如くで、人口政策的考慮の跡を窺ふに足らうと思ふ。(以下、獨身者とは所得税賦課期間内に少くとも四ケ月獨身なる者をいひ、滿六十五歳の者とは同じく所得税賦課期間の少くとも最後の四ケ月内に滿六十五歳に達する者をいふ等の詳細なる法律的規定を省く。)

第一類　獨身者、但し左の各號に該當する者を除く

(イ)　兒童控除を受けてゐる者若くは申請により之を許可せらるゝ者、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたることある者、

(ロ)　滿六十五歳以上の男子、及び死離別せる男子にして其の婚姻により非ユダヤ系子女を擧げたる者、

(ハ)　女子にして非ユダヤ系子女を產みたる者、若くは滿五十歳以上の者、

(ニ)　滿二十五歳未滿の孤兒にして職業見習中の者。

第二類

(一)　既婚者にして結婚後滿五年を超ゆるも猶ほ子なき者、

但し左の各號に該當する場合を除く

(イ)　各夫婦が兒童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ場合、及び夫婦の一方嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたる者なる場合、

(ロ)　夫婦の一方滿六十五歳以上の場合、

(ハ)　夫婦の一方がその舊婚姻に於て非ユダヤ系子女を擧げたる者なる場合、

（ニ）　妻が非ユダヤ系子女を産みたる者なる場合、
（ホ）　夫婦の所得が賦課期間内に於て一、八〇〇マルクを超えざる場合。
（二）　獨身の婦人にして滿五十歳以上の者、
但し左の各號に該當する場合を除く、
（イ）　右婦人が兒童控除を受けてゐる場合若くは申請により之を許可せらるゝ者なる場合、及び嘗て非ユダヤ系繼子女により兒童控除を受けたる者なる場合、
（ロ）　右婦人が非ユダヤ系子女を生みたる者なる場合若くは滿六十五歳以上の場合。
第三類　第一、第二及び第四類の孰れにも屬せざる者。
第四類　兒童控除を受くる者若くは申請により之を許可せらるゝ者。（右兒童控除とは主として被課税者の負擔に於て扶養せらるゝ未丁年の子女若くはその他の從屬者に對して許可せらるゝもので、但し右子女若くはその他の從屬者が職業教育中の場合はその年齡制限は滿二十五歳未滿まで延長せられる。なほ右子女若くは從屬者は凡てユダヤ人であつてはならない。）
この第四類は右兒童控除規定に該當する子女數により更に一子、二子、三子、四子、五子、及び六子以上の六項に再分類せられるもので、從つて以上通計九項に分類せらるゝこととなる。
特にユダヤ人については、其者が公生子孫若くは繼子女を有つてゐる場合は、右子女に對して行はるゝ税控除額（第四類税額と第一類若くは第二類の對應税額との差額をいふ）が一子女當り七二〇マルクを超えざる場合に限り、第四類に屬する。（この制限條件は一般には公生子孫若くは繼子女に非ざる子女に對してのみ適用さるゝ規定である。）又、

右子女の死亡等により爾後に右要件の喪はれたる場合は第三類に屬することゝなるが、その他の場合に於てはユダヤ人は凡て第一類に屬することゝなつてゐる。いひ換へれば低額所得者に對する多少の配慮を除いてユダヤ人は凡て獨身者扱ひをされるわけで、之は又裏からいへば壯年の獨身者で且つ子供の扶養に全く關係のない獨逸人は所得稅法の上ではユダヤ人と同等に取扱はれることを意味するといふこともできよう。

いま以上の分類を貫く人口政策的趣旨の大要を推察するならば、要之、第一類は婚姻によつて子女を擧ぐべき年齢(男六十五歳女五十歳未滿)にある獨身者で、且つ過去及び現在に於て全く子女の生産若くは扶養に無關係なものを含めてゐるわけで、之がユダヤ人と同待遇をされることになり、第二類は子女を有つべき年齢(六十五歳未滿)の有配偶者なるも既に子女を擧ぐべき婚姻持續期間(結婚後五年)を經て猶ほ子なき者竝に五十歳以上の獨身女子であつて且つ過去及び現在に於いて子女の生産若くは扶養に無關係のものを含んでゐる。尙、五十歳以上の獨身女子は同條件の下にある六十五歳以上の獨身男子(第三類)よりも一段重い稅を賦課せられるわけになる。第三類は六十五歳以上の獨身男子、本人又はその配偶者が六十五歳以上の者なる無子旣婚者、又は嘗て子女を生産若くは扶養したることある者等現在子女の扶養には無關係だが過去に於けるこの國民的義務の遂行の故に乃至は現在老齢の故に言はゞ既に豫後備役に入れる者を含むと考へてよい。この第三類は最近三九年の改正により新しく設定されたもので、人口政策的考慮をいよ〳〵詳にしたといはれる所以である。第四類が現在所定の兒童控除規定該當者を含むは說明する迄もない。

尙、以上は「賦課所得稅」die zu veranlagende Einkommensteuer 卽ち勞賃稅を除く凡ての所得に對し賦課せらるゝ所の所得稅の場合の分類であるが、「勞賃稅」Arbeitslohnsteuer 卽ち源泉課稅をされる賃金及び俸給に對

する所得稅の場合に於ても分類の原則は全く同じい。たゞ第四類の細分類に於いて一子、二子、三子、四子、五子、及び六子以上の六項に替へて「勞賃稅」の場合は一子乃至十子の十項に細分類され、特に兒童控除規定該當子女十子を超ゆる場合には勞働稅は完全免除せられることになる。

右納稅義務者の分類は更に其の所得額乃至月賃金額の程度と組み合されて所謂定額稅たる「所得稅表」乃至「勞賃稅表」として表はされるものであるが、參考の爲その一部を掲ぐれば次の如くである。

所得稅表〔拔萃〕

（單位マルク）

純所得（暦年） 段位	純所得（暦年） 中位額	第一類	第二類	第三類	第四類 一子	第四類 二子	第四類 三子	第四類 四子	第四類 五子	第四類 六子以上（各一子に付前段より更に控除）
五六〇以上—六七五未滿	六〇〇	一〇	—	—	—	—	—	—	—	—
六七五—八二五	七五〇	二七	一三	—	—	—	—	—	—	—
八二五—九七五	九〇〇	四六	三〇	一四	—	—	—	—	—	—
九七五—一、一二五	一、〇五〇	六五	四五	二六	—	—	—	—	—	—
一、一二五—一、二七五	一、二〇〇	八四	六一	三八	一〇	—	—	—	—	—
一、二七五—一、四二五	一、三五〇	一〇四	七七	五〇	二二	—	—	—	—	—
一、四二五—一、五七五	一、五〇〇	一三五	九三	六二	三四	一〇	—	—	—	—
一、五七五—一、七二五	一、六五〇	一六五	一一九	七四	四六	二二	—	—	—	—
一、七二五—一、九二五	一、八〇〇	二〇五	一四六	八八	五八	三四	—	—	—	—

一、九二五—二、二五〇	二、一〇〇	二五六	一八七	一一八	八二	五八	一四	—	—	—
二、二五〇—二、五五〇	二、四〇〇	三〇四	二二六	一四八	一一三	八一	三八	—	—	—
二、五五〇—二、八五〇	二、七〇〇	三六〇	二六九	一七八	一三八	一〇一	六三	五	—	—
二、八五〇—三、一五〇	三、〇〇〇	四二〇	三一七	二一五	一六四	一二〇	七八	二九	—	—
三、一五〇—三、四五〇	三、三〇〇	四八六	三七〇	二五四	一八九	一四〇	九一	四九	—	—
三、四五〇—三、八〇〇	三、六〇〇	五六三	四二八	二九四	二二五	一五九	一〇四	五五	—	—
三、八〇〇—四、二五〇	四、〇〇〇	六四〇	四九一	三四二	二四九	一八五	一二三	六三	三	三
四、二五〇—四、七五〇	四、五〇〇	七四九	五八二	四一六	二九三	二三五	一五二	七三	一五	一五
四、七五〇—五、三五〇	五、〇〇〇	八八二	六八六	四九〇	三四四	二六五	一八二	九〇	一七	一七
・	・		・		・		・		・	
九、七五〇—一〇、二五〇	一〇、〇〇〇	二、三三二	一、七三六	一、二四〇	一、〇九〇	九一〇	五四四	三七六	二一〇	一四〇
・	・		・		・		・		・	
一九、五〇〇—二〇、五〇〇	二〇、〇〇〇	六、〇四八	四、七〇四	三、三六〇	三、一〇〇	二、七九六	二、三三四	一、九二四	一、六七二	二五二
・	・		・		・		・		・	
四九、五〇〇—五〇、五〇〇	五〇、〇〇〇	二四、三六五	一八、八七二	一三、四八〇	一三、一三〇	一二、七一〇	一一、八〇〇	一一、三一〇	一〇、八二〇	四九〇
・	・		・		・		・		・	
九九、五〇〇—一〇〇、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇	四四、二四〇	三三、四八〇	三三、〇八〇	三二、六〇〇	三一、五六〇	三一、〇〇〇	三〇、四四〇	五六〇
・	・		・		・		・		・	

尙、所得中位額一三五、〇〇〇マルクを超ゆる場合は所得税額は右中位額の第一類にあつては五五%、第二類にあつては四五%、其の他の凡てに於ては四〇%とす。

勞賃稅表〔拔萃〕

（單位マルク）

月賃金（以上—未滿）	第一類	第二類	第三類	第四類									
				一子	二子	三子	四子	五子	六子	七子	八子	九子	十子
八四・五〇—九一	〇・七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九一—一〇四	一・八二	一・〇四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇四—一一七	三・六四	二・三四	一・三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一一七—一三〇	五・四六	三・六四	二・〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一三〇—一四三	七・二八	五・二〇	三・三八	〇・七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一四三—一五六	九・一〇	六・七六	四・四二	一・八二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一五六—一六九	一〇・九二	八・〇六	五・四六	二・八六	一・〇四	—	—	—	—	—	—	—	—
・	・		・		・		・		・		・		・
一九五—二〇八	一八・四六	一三・五二	八・八四	五・九八	四・一六	〇・五二	—	—	—	—	—	—	—
・	・		・		・		・		・		・		・
二九九—三一二	四〇・八二	三〇・九六	二一・〇六	一五・三四	一一・一八	七・五四	四・一六	—	—	—	—	—	—
・	・		・		・		・		・		・		・
四九四—五〇七	八四・二四	六五・五二	四六・八〇	三五・八八	二六・〇〇	一六・六四	八・八四	一・五六	—	—	—	—	—
・	・		・		・		・		・		・		・
九八八—一、〇〇一	二一九・九六	一七一・〇八	一三三・二〇	一〇九・二〇	九四・三八	六一・八八	四六・二八	三三・二四	一九・二四	七・五四	—	—	—
・	・		・		・		・		・		・		・
一、九七六—二、〇〇二	四八八・五四	三七九・八六	二七一・四四	二五八・四四	二四三・六二	二二一・三八	一九三・七〇	一七六・二八	一五八・八六	一四一・一八	一二三・七六	一〇六・三四	八八・六六
・	・		・		・		・		・		・		・
二、九六四—三、〇一六	七五八・四二	五八九・九四	四二一・四六	四〇八・七二	三九三・九〇	三六一・四〇	三四三・九八	三二六・三〇	三〇八・八八	二九一・四六	二七三・七八	二五六・三六	二三八・九四
三、〇一六—三、〇六八	・		・		・		・		・		・		・

更に之を超ゆる月賃金に對する勞賃稅は次の如し。

二〇%	二一%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%	一五%

月賃金は次の額だけ減額せらる。

四八・六二	三七・九六	二七・〇四	三九・六八	五四・六〇	八七・一〇	一〇四・五二	一三一・二〇	一三九・六二	一五七・〇四	一七四・十二	一九二・一四	二〇九・五六

十子を超ゆる子女に對し兒童控除を有つ被雇傭者は勞賃稅を課せらるゝこととなし。

右三九年の改正稅表についてその改正の跡を見ると、第一類の稅額が、所得稅に於ては所得中位額五千マルク以上の、勞賃稅に於ては月賃金四九四乃至五〇七マルク以上の者に對して孰れも引擧げられてをり、第三類稅額の一八〇%（但し純所得の五五%以下）の額に改められてゐる。又、新しく設けられた第三類は舊第二類の稅額を踏襲し、第二類の稅額は新らたに第一類及び第三類の稅額差の半分だけ第一類稅額より低い額（但し純所得の四五%以下）に定めらるゝに到つた。子女の生產若くは扶養に全く無關係な無子有配偶者の稅額はそれだけ重くなつたことになる。

尙、右「所得稅表」に於ける純所得とは總所得額より右所得に關聯する必要經費 Werbungskosten 及び各種保險の掛金等の如き特別支出 Sonderausgaben を差引きたる額をいふものであるが、右特別支出の計算に於ても人口政策的考慮は拂はれてをり、差引かるべき特別支出の年最高限度五〇〇マルクは妻帶者に對しては三〇〇マルクを引上げられ、更に所定の兒童控除規定に該當する非ユダヤ系從屬者を有つ者に對しては次の如き率を以て遞增せられる。

第一の從屬者に對し	三〇〇マルク
第二の從屬者に對し	四〇〇マルク
第三の從屬者に對し	六〇〇マルク
第四の從屬者に對し	八〇〇マルク

第五以降の從屬者に對し　（各）一、〇〇〇マルク

又、勞賃稅の場合に於て被雇傭者が繼續的勞賃以外に同一の勞働關係より受取るところの利益配當、贈與金等の一時金に對する勞賃稅についても、その稅率は上掲納稅義務者の分類に隨ひ次の如く定められてゐる。

第一類に屬する者		一八%（三九年の改正前に於ては一六%）
第二類に屬する者		一四%
第三類に屬する者		一〇%
第四類に屬する者	一子の場合	八%
	二子の場合	六%
	三子の場合	三%
	四子以上の場合	一%

又、兩稅を通じ被課稅者が子女若くはその他の從屬者の扶養、乃至は疾病、死亡、災害等により非常負擔auszergewöhnliche Belastungen を餘儀なくせらるゝ場合は申請により被課稅基本額よりそれだけ控除せらるゝ規定があるが、右負擔が所定の非常負擔として考慮せらるゝ爲の最小限度の規定に於ても亦所得及び家族關係による特別の考慮あること次に掲ぐるが如くである。即ちその負擔が左の如き所定の率を超ゆる場合に非常負擔として考慮せらるゝことになるわけで、左表にいふ子女數とは兒童控除規定に該當する子女のみならず、納稅者の主として扶養する丁年の子女をも含む。勿論いづれもユダヤ系の者であつてはならない。

純所得（單位マルク）	無子	一子又は二子	三子又は四子	五子以上
五、〇〇〇未滿	一〇%	八%	六%	四%

五、〇〇〇―一〇、〇〇〇	一二%	一〇%	八%	六%
一〇、〇〇〇―一五、〇〇〇	一五%	一二%	一〇%	八%
一五、〇〇〇―二五、〇〇〇	二〇%	一五%	一二%	一〇%
二五、〇〇〇―五〇、〇〇〇	二五%	一八%	一四%	一二%
五〇、〇〇〇以上	三三⅓%	二四%	一八%	一五%

最後に、納税義務者の消費が暦年度に於て一萬マルクを超え且つ右消費額が總所得の少くとも半額を超ゆる場合は所得税は特に右消費に對して課税される規定があり、過大消費者に對する特別の用意が行はれてゐるが、右所定の最小限一萬マルクの消費額についても亦兒童控除規定に該當する子女若くはその他の從屬者各一人に付き二千マルクづゝ之を遞增せしむる規定があり、家族關係に對する配慮は到れり盡せりの觀を呈してゐる。

二、婚姻助成税

ナチスの政權掌握後間もなく、三三年三月十八日付の『財政、經濟及び司法關係の諸規則に關する大統領命令』第四章第一條は所謂獨身税を獨身者の所得税に關する附加税（所得税の百分の十）として徵集する旨規定してゐるが、上掲『婚姻助成法』の制定に際しその施行財源として設定された「婚姻助成税」Ehestandshilfe は右獨身税を廢止の上更めて設定された新獨身税で、既述の如く三四年の所得税改正に伴ひ右財源が所得税收入より支辨せらるゝに到るに及び之も再び廢止されたものであるが、その制定の趣旨と内容とは所得税改正により一層效果的に踏襲せられたといつてよい。

右「婚姻助成税」の對象とされた獨身者とは所得税法所定の意味に於ける收入を有つ獨身者（未婚者及びその婚姻に於て子女を擧げざりし死離別者）で、但し（イ）所得税法所定の兒童控除を受けてゐる未婚婦人と、（ロ）離別せる妻若くは貧しき父又は母に對し其の所得の少くとも六分の一を費消してゐる爲に（所得税を賦課せらるゝ場合に於ては）所得税の輕減、又（所得税を賦課せられざる者の場合に於ては）免税賃金額引上げの規定の適用を受けてゐる者は除外された。

賃金又は俸給受領者（月賃金七五マルク未滿の者を除く）に對する婚姻助成税々率は毎月月賃金額に對し次の如く

七五マルク以上—一五〇マルク未滿	百分の二
一五〇—三〇〇	百分の三
三〇〇—五〇〇	百分の四
五〇〇	百分の五

又、賦課所得税納付義務者に對する婚姻助成税々率は、必要經費その他を差引きたる年純收入に對し夫々次の如くであつた。

七五〇マルク以上—一、三〇〇マルク未滿	百分の二
一、三〇〇—三、一〇〇	百分の三
三、一〇〇—五、五〇〇	百分の四
五、五〇〇—	百分の五

三、財産税及び相續税法の改正

共に一九三四年十月十六日公布の改正法律により初めて多少の人口政策的考慮を拂はるゝに到つたもので、財産税に於いては舊財産税が二萬マルクを超ゆる財産を有つ者に對し、その未婚者たると旣婚者たるとを問はず一律その全額に對し課稅してゐたものを改め、先づ一萬マルクを以て免稅點となし、繼續的に同棲し居る妻を有つ者に對しては之に一萬マルクを遞增、更に其の世帶に屬する未丁年の子女（繼子女、養子女、養育子女及びそれ等の子孫を含む）の各一子に付更に各一萬マルクを遞增せしむるに到つた。（尙、右子女が職業教育中の場合は申請により右年齡制限を滿二十四歲まで延長す。）又、被課稅者が滿六十歲以上の場合等に於ては猶ほ一萬マルクを遞增せしむる規定もある。稅率は每年千分の五。

相續稅に於ても從來の一律免稅點五千マルク（之を超ゆる場合は全額へ課稅）を改め、（イ）配偶者若くは子女（養子女、繼子女を含み、私生子女の場合は母よりの相續の場合には無條件に、父よりの相續の場合には父たることの認知あるを條件として之を含む）への相續の場合は三萬マルクを以て免稅點とし、之を超ゆる場合は其超過額へ課稅、（ロ）右子女（附帶規定は前に同じ）の子孫の場合は免稅點一萬マルク、同じく超過額への課稅、（ハ）父母、祖父母、繼父母、兄弟姉妹、婿、媳、舅姑等の場合は免稅點は二千マルク、之を超ゆる場合は全額へ課稅（但し稅額は超過額の半額以內）、（ニ）その他の相續者の場合に於ては免稅點五〇〇マルク、同じく全額への課稅となるに到つた。有配偶者及び有子家族に對する恩典は著しいが、猶ほ子女數に依る累進減稅の規定には及んでゐない。なほ、遺產相續が夫婦の間で行はれる場合には右夫婦の產みたる子女（若くは法律上之に代るもの、及びそれらの子孫、或は夫婦の共に認知せる養子女）の現存する限り完全免稅となる旨の規定もある。且つ右子女若くは子孫は姙娠中でもよく、又世界大戰又はナチス鬪爭に因る死亡者であつてもよいことになつてをり、家系の存續とその財產の相續とに對する配慮の

跡を窮はしめる。

第八章　獨逸農民層創出政策、特に『世襲農地法』の制定

健全なる農民層の一定量を確保することが國家民族保全の爲に不可缺の要件であることは政治的にも乃至は經濟的にも論を俟たざるところであるが、人口政策的見地より之を見るも亦緊喫の要事であるといつてよい。殊にナチスの農村人口保護助成策、所謂「獨逸農民層創出政策」の根幹を爲す『世襲農地法』の制定の如きはナチス獨特の世界觀的背景の上に立つものといつてよく、國防的見地からする戰時食糧自給の問題や乃至は農村人口の高出産率だけがその目的の凡てゞはない。農民こそ民族の血と生命との源界であり、獨逸民族の眞の指導者たちは嘗てもそうであつた如く今後も亦健全なる獨逸農民層の供出するところでなければならないといふのがナチスの農民保護助成策に獨特の陰翳を與へるその思想的背景といつてよい。その著書によりヒツトラーから見出されて無名の野人から一躍農業及び食糧大臣の要位に拔擢されたといふワルター・ダレに指導されてゐることもナチス農民政策の特色をいよ〳〵明らかにするもので、ダレの所謂「血と土からの新貴族」創出政策が假令なほ未來の理想に過ぎないとしても、『世襲農地法』の制定の如き少くともかゝる理想の脚光の中でこそ初めて實現されるに到つたものといふこともできようかと思ふ。前大戰後に見る獨逸農民層の慘狀がかゝる理想の形成とかゝる制度の實現とをいよ〳〵切實なるものとした事情については概說する迄もあるまい。

一　農業移住の助成

農業移住、所謂ジードルンクの助成は前大戰直後に初まるもので一九一九年の『獨逸國移住法』Reichssiedlungs-gesetzその他之に繼續する關係諸法令はナチス登場後に於ても多少の改廢を加へてそのまゝ施行されてゐるものであるが、ナチス登場以前に於ける農業移住政策の實情は土地への要求を滿足せしむるを第一とし其處に移住せらるべき人間自身については何ら考慮する所がなかつたといふ缺點があり、その成績にもさして見るべきものゝなかつたことは特に大量移住の要請された東部邊境地方に於て獨逸は波蘭その他の隣接國、リトアニアの如き一小國にさへ劣るといふその統計數字が之を物語つてゐる。

ナチス治下に入るに及んで早く一九三三年七月十四日に公布を見た『獨逸農民層創出ノ爲ノ法律』Gesetz zur Neubildung deutschen Bauerntums は全國的規模に於ける獨逸農民層の新しき造成が國家の緊急課題たることを鮮明し、從來勞働大臣の所管に屬せる移住事業を農業及び食糧大臣の所管事項とするに到つたが、その後公布の關係諸規則は移住者の選擇に際し移住者の血統及び性格に關する要件を加へてをり、移住者たる爲には充分なる農耕能力をもつものたると同時に又健全なる遺傳質と獨逸又は之と同系血統を有つ者であることが要請されてゐる。土地の平和を害する怖れある特殊性格者も亦右移住者たるの資格がない。妻帶者又は婚姻者にあつてはその妻乃至妻たるべき者に於ても亦右諸要件は充足されねばならない。

この農業移住は政府の保障する一種の移住營團をして移住用地の調整その他の事務を行はしめるもので、一九三三年以降三九年末までに用意されたる土地の總面積は約六十三萬五千ヘクタールに及んでをり、新移住農家戶數は二萬一千餘戶、その總面積約三十四萬七千ヘクタールとなつてゐる。三三年の政變前後を對照して特に著しいものは次表にも見られる如く一戶當り平均農地面積の格段に增加せることで、一九三九年度移住者の平均農地面積は二二・五ヘ

クタールとなつてゐる。

新移住農家の農地面積別分布

	總戸數	二ヘクタール未滿	二ヘクタール以上十ヘクタール未滿	十ヘクタール以上
一九一九年より一九三二年まで	五七、四五七	二九・三%	二五・三%	四五・四%
一九三三年	四、九一四	五・三〃	三四・一〃	六〇・六〃
一九三四年	四、九三一	四・八〃	二四・九〃	七〇・三〃
一九三五年	三、九〇五	五・七〃	一六・二〃	七八・一〃
一九三六年	三、三〇八	五・一〃	一五・〇〃	七九・九〃
一九三七年	一、八九四	三・四〃	一二・五〃	八四・一〃
一九三八年	一、四五六	五・四〃	一六・二〃	七八・四〃
一九三九年	七九八	四・〇〃	一三・九〃	八二・一〃

（備考） 一九三九年度は速報的數字にして實際は更に增加の筈。

尙、この農業移住には又「隣接者移住」Anliegersiedlung と稱して土地の小農家の農地增加をも助成してゐるが、三三年以降三九年末までに右農地增加の總件數は七萬餘件、總面積十三萬九千餘ヘクタールに及んでゐる。

二、『世襲農地法』の制定

ナチス農民政策中最も特色あり、所謂「獨逸農民層創出運動」の根幹を爲すものが一九三三年九月二十九日に公布（同年十月一日發效）を見た『世襲農地法』Rsichserbhofgesetz であることは上述の如くで、血統の正しい獨逸農民を獨逸の

土地へ結びつけると共にこの世襲農地を資本主義的投機の對象と爲すことを禁止し、將來永く獨逸民族の血と生命の眞の源泉として保護しようとするのが本法制定の根本趣旨といつてよく、世襲農地の相續に相續稅の免除を行ふと共に農地の相續については一般の相續法とは別種の獨特の相續法規を設けてゐる。農民を土地へ緊縛することは或る意味で封建的社會事情の復興といつてもよいが、自由と解放の美名の下で幾多の農民たちが自らの意志に反して心ならずも祖先傳來の土地から引き離されざるを得なかつたかを考へるならば、本法制定の眞義を窺ふに足らう。本法冒頭に本法制定の趣旨として明記せらるゝ所の大意を掲ぐれば次の如くで、本法の內容の大略を概觀するには充分であらうと思ふ。

「政府ハ獨逸古來ノ相續慣習ノ保障ノ下ニ獨逸民族ノ血ノ源泉タル農民層ヲ維持センコトヲ庶幾ス。

農地ハ、永ク一族ノ相續財產トシテ自由ナル農民ノ手ニ止マランガ爲ニ、ソノ過剩負債ト相續ニヨル細分トヨリ保護サレザルベカラズ。

又、可及的均等ニ全國ニ配分サレタル多數ノ生活力アル中小農地ハ國民及ビ國家ノ保全ノ爲ノ最善ノ保證ナルガ故ニ、農家所有地ノ健全ナル配分ヲ助成スルヲ要ス。

此ノ故ニ政府ハ以下掲グル所ノ法律ヲ決定セリ。本法ノ根本思想ヲ掲グレバ次ノ如シ。

ソノ大イサ少クトモ農耕生活ニ足リ而シテ最高一二五ヘクタール迄ノ農業又ハ林業用ノ所有地ガ農民タル能力アル者ニ屬スルトキ之ヲ世襲農地 Erbhof トス。

世襲農地ノ所有者ヲ農民 Bauer ト稱ス。

農民タリ得ル者ハ獨逸國民ニシテ、獨逸又ハ之ト同系血統ヲ有チ且ツ品行方正ノ者タラザルベカラズ。

世襲農地ハ分割セラル、コトナク相續人ニ相續セラル、モノトス。

共同相續人ノ權利ハ農民ノ爾餘ノ財産ニツイテノミ之ヲ認ム。相續人タリ得ザル子孫ハ農地ノ力ニ相應スル所ノ職業教育及び嫁入仕度ヲ享ケ、自ラノ責任ニ依ラズシテ困窮ニ陷レル場合ハ故郷ヘ逃避スルコトヲ許サル、モノトス。

相續權ハ遺言ニヨリ除外乃至制限セラル、コトヲ得ズ。

世襲農地ハ原則トシテ他人ニ讓渡スルヲ得ズ又負債ヲ負ハシムルヲ得ズ。」

右世襲農地たるべき農地規模の最小限にいふ農耕生活に足るとは市場及び一般經濟界の情勢から獨立して一家を扶養し其の農地を維持するに足る程度をいひ、最大限一二五ヘクタールの規定はその地方の地質又は氣候が特に之を超ゆることを必要とする時、乃至は當該農地が不可分の一團を爲し過去百五十年來當該農家の所有地であつた場合の如きにあつては例外的超過を認められる。その他特に獨逸民族の全體的福祉に對し功績顯著なる者の場合、乃至はその地方に於て例へば藝術的乃至文化史的意義の高い建築をなせる如き家系にして所定の農地面積を以てしては充分の經濟的基礎を確保し得ざる者等に對しても亦同じ。なほ農林業用地の外、葡萄園、野菜園若くは果樹園も世襲農地たることを得、その規定は概ね前に準ずる。

世襲農地は農民自身の自作するものでなければならないが、一時的に一部を小作せしめることは不可能でない。右土地そのものの外、法律上この世襲農地に附屬するものとしては耕作用の牛、農具及び家具の外、農地に關する諸記錄、先祖の家系圖及ぶ象像等の記念品であるが、農地開係の保險及びその支拂濟の掛金等も亦之に附屬する。一見奇警の感を抱かしめるこの種煩瑣なる法規にも『世襲農地法』なるもの丶獨特の使命を想像するに充分だが、この種相

續問題について紛議ある場合は特に本法所定の「相續裁判所」によることになつてゐる。
「農民」Bauer なる言葉は上述の如く本法制定以降專ら本「世襲農地」所有者に對してのみ使用せらるゝことゝなり、その他の農林業用地所有者に對しては Landwirt なる言葉が當てらるゝことゝなつた。政府の諸統計に於ける用語も亦之に準じて改正せらるゝことゝなる。いはゞ「農民」といふ言葉に古代ゲルマン農民に回顧される様な特別の內容と光榮とを合著せしめようとするものともいへよう。右「農民」たる者の資格要件の一つとして擧げられてゐる血統規定の特にやかましいのも之に卽應する要請であるわけで、「獨逸又ハ之ト同系血統ノ者」との規定はその父方及び母方の兩祖先に於てユダヤ若くは有色人種の血を混ぜざることを謂ひ、且つその有無は一八〇〇年一月一日現在にまで遡るといふ徹底したものである。「農民たるの能力」とは農地を規則正しく經營する能力の謂ひで、若齡による老練さの不足といふことはそれだけでは所定の農民たるの能力の障害となることはない。右能力の缺けるに到つた場合若くは農民が支拂能力あるに拘らず負債の返濟義務を履行せざるに到つた場合は相續裁判所は地方農民指導者の申請により世襲農地の利用を永く又は一時的に其の配偶者に、配偶者亡き場合は相續人たるべき者に委ねる。いひ換へれば世襲農地の經營は當に完全なる能力者たよつて行はるべしとの立て前であるわけである。
本法の中心ともいふべき相續順位について法文の明記する所は次の如くで、一般の相續法規と較べて極めて異色あり、且つ農地遺贈者の個人的意志によつて左右せらるゝ自由も亦極めて狹い。
一、農地遺贈者の息、息の死亡し居る場合は更にその息及び息の息
二、農地遺贈者の父
三、農地遺贈者の兄弟、兄弟死亡し居る場合は其の息及び息の息

四、農地遺贈者の娘、娘の死亡し居る場合は其の息及び息の息
五、農地遺贈者の姉妹、姉妹死亡し居る場合は其の息及び息の息
六、農地遺贈者の女子子孫にして上掲第四號該當者以外の者。

右相續順位の適用に當り農民たる能力なき者は勿論相續人たるを得ず、この場合は其者既に死亡し居るものと見做して之に繼ぐ該當者を相續人とする。また同一順位內に於ける先後を最年長者相續法によるか最年少者相續法によるかは當該地方の慣行によることになつてゐるが、一定の慣行なき場合は後者卽ち最年少者相續によると規定されてをり、息子の場合には末子相續となることになる等本相續法規中殊に異色ある點であるが、恐らく農民をして可及的ながく農業に從事せしめようとの趣旨と解釋すべきであらう。多產奬勵といふ意味で時に問題とする人もないではないが、さしたる意味は認め難いと思ふ。その他先妻の子、異腹の兄妹、私生兒等についても詳細な規定があるが、養子を相續人として認めざること（本法發效前に養子となれる者については過渡的例外あり、本法施行令參照）も特色ある規定で、また本法により世襲農地となれる當時に息若くは息の息の存せざりし場合（第二次施行令によれば、存在せるも農民たるの能力なかりし場合乃至は其後に右能力を喪へる場合を含む）には第一回の相續の場合に限り第四順位（卽ち農地遺贈者の娘若はその息及び息の息）を第二及び第三順位に優先せしむとの規定もある。（右法規にも見る如く相續人の決定には原則として農地遺贈者の自由意志を許されないわけであるが、但し各種事情に適應せしむる爲の一定の例外規定は明記されてをり、例へば第一順位內にあつて孰れの息子を相續人となすべきかについては、特に本法發效當時當該地方に自由決定の慣行が行はれてゐた場合乃至は相續裁判所の同意する重大なる理由のある場合には農地遺贈者による相續人の決定が許されてゐる。その他公生の息及び息の息のない場合の父親の私生子息による相續、第二及び第三順位に對する第四順位の優先、第二順位以降に於ける一順位內の先後若くは數順位の

飛躍等についても同様だが、併し之らに於ては凡て相續裁判所の同意を要することになつてゐる。)尙、所定の相續人が既に他の世襲農地の所有者である場合は、當人を既に死亡し居る者と見做して次の該當者に相續せられることになるが、但し當人の希望によつては當該農地の相續人となることができ、當人の之までの農地は次位該當者が之を相續する權利をもつことゝなる。

相續せらるべき世襲農地財產の分割を許さゞることは既述の如くで、農地遺贈者は遺言により相續を除外若くは制限する自由をもたない。遺言の效力は單に農地經營に無關係なる附帶財產、例へば上揭記念品類の如きものに對してか、乃至は農地の負債を媳むを得ず農地に所屬せざる財產によつて償却せしむる場合に限られてゐる。(この種遺言のない限り負債は當然相續人の背負ふべきものとなる。)右負債償却の後なほ右農地に所屬せざる財產に餘剩あるときは相續人を除く共同相續人らの分有する所となるわけで、相續人は右剩餘額が農地の純收益價値額を超ゆる場合の外は右農地に所屬せざる財產を要求するを許されない。

相續人たり得ざる子孫の世襲農地に於ける被扶養期間は丁年までゞ、その間各身分相應な職業教育を受け、特に女子に於ては嫁入仕度をして貰ひ、將來困窮せる場合に故鄕へ逃避し得ることは上揭の如くであるが、農地遺贈者の配偶者は自分自身の財產により生活し得ざる場合生涯農地に於て扶養せられる。が之らの事項につき紛議の生ぜる場合は相續裁判所の判定に俟ち、專ら當該農地がその健全なる經濟的生活力を破壞せざらんことを趣旨として裁定せられることになる。世襲農地の保全と存續とが一切に先立つ配慮の對象となるわけである。

世襲農地は原則として之を他人に讓渡するを得ず又負債を負はしむるを得ざるものであるが、重大なる理由によりその必要あるときは同じく相續裁判所の許可を要する。特に世襲農地の負債に對する差押へについては特別の保護規

定があり、世襲農地もその農産物も原則として差押へらるゝことがない。公の負債による場合の農産物に對する差押へは例外だが併しこの場合に於ても農民及びその家族の次期收穫期までの生活を不可能ならしむる程度に及ぶを得ず、且つ右差押への執行に當つては（その金額一五〇マルクを超ゆる限り）債權者は一ヶ月前にその旨を地區農民指導者に報告せねばならない。この期間中に右地區農民指導者は右債務を獨逸國食糧團へ轉嫁せしめることができ、右食糧團が右債務支拂の後代つて債權者として取り立てを行ふことになる。要之、事情を無視した强制執行による農地破滅の緩衝裝置たることを目的としたものといつてよい。

尙、相續裁判所 Anerbengericht とは各州の各諸管區に設置されてゐるもので、農民の相續慣習に理解ある判事を長とし他に二人の農民（指名による）より構成せられてをり、外に各州に世襲農地裁判所 Erbhofgericht を、更に中央に獨逸國世襲農地裁判所 Reichserbhofgericht を置き紛議裁決の萬全を期してゐる、

以上『世襲農地法』の實施による該當「世襲農地」の數を一九三八年六月末現在に見ると（オストマルク及びズデーテン地方その他を除き舊領域內に於て）

農地數	六八四、九九七
總面積	一五、五六一、八七三ヘクタール

一農地平均面積は二三ヘクタールとなつてをり、右數字は一九三三年（ザール地方は一九三五年）當時の自作農地經營數八四七、〇二八の七八・四%、其の總面積一七、二四四、五八〇ヘクタールの八八・三%に當ることになる。

又、一九三九年五月十七日の國勢調査による農業經營規模別農家數の速報結果（舊領域內）を三三年の國調結末と對照してみると次表の如くで中農經營の著增の跡は極めて著しい。

經營規模（單位ヘクタール）	一九三九年經營數	一九三三年との比較	
〇・五――一	四八一、二四七	(+)一一四、四〇八*	(+)三一・二%*
一――二	四七九、一二三	(−)三、二五六	(−)〇・七%
二――五	七六四、〇六一	(−)三二、七二九	(−)四・一%
五――一〇	六一九、四七四	(+)二、四七八	(+)〇・四%
一〇――二〇	四八四、四六〇	(+)三二、七九七	(+)七・三%
二〇――五〇	二八〇、〇二五	(+)一二、七一五	(+)四・八%
五〇――一〇〇	五六、〇〇一	(+)一、四二九	(+)二・六%
一〇〇――二〇〇	一六、八六九	(+)二六九	(−)一・六%
二〇〇――五〇〇	一〇、三九九	(−)二二四	(−)二・一%
五〇〇―一、〇〇〇	三、八五八	(−)六一	(−)一・六%
一、〇〇〇	二、七一〇	(−)九七	(−)三・五%
計	三、一九八、二二七	(+)一二二、七七三	(+)四・〇%

＊一九三三年度は〇・五一ヘクタール以上一ヘクタール未滿の集計數なり。

右表中〇・五―一ヘクタール經營數の著增は調査方法の改善による單に數字の上だけのもので之を除けば、一〇乃至二〇〇ヘクタールの中農經營數の著增が認められ、特に一〇―二〇ヘクタールに最も高い。反之、一―一〇ヘクタールと二〇〇ヘクタール以上の經營規模に於いて共に經營數の減少を見せてゐる。右の結果は主としてジードルンクの活動によるものであるが、「世襲農地」がかゝる中農的經營規模農家の中樞を爲してゐることはいふ迄もない。

三、『農村人口助成令』の公布

ナチスの農村對策は積極的な農業移住の助成と共に又既存農村人口の保護保全の爲にも種々の方策を施してをり、特に一九三八年七月七日公布の『農村人口助成令』Verordnung zur Förderung der Landbevölkerung はその最も完備せるものといへよう。ナチスの所謂「勞働配置」政策が專ら法律による農業勞働力の强制的な保持と造成とを目的としてゐるのに對し、本令は一般農村人口に對する種々の恩典供與による人口政策的效果をねらつてゐるもので、その內特に婚姻貸付金制度に關する恩與については既述の如くであるが、右の外農村人口に對する住宅整備貸付金の交付の制度や住宅整備手當金交付の制度の如きも本令の制定せる所で、殊に從來の農村救助 Landhilfe の如き方策と對比し本令の制定する所が農村の新婚夫婦又は家族への保護を眼目としてゐる點にその人口政策的意義を重視すべきものといへよう。

住宅整備貸付金 Einrichtungsdarlehen とは一九三八年七月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方最近五ヶ年間中斷することなしに農業者、林業者乃至は農村手工業者として活動せる者であり、且つ今後も右活動を繼續する意向を有つ者である場合に交付せられるもので、貸付金額は右最近五ヶ年間の所定の活動が夫婦双方によつて行はれてゐた者の場合に於ては八〇〇マルク、夫婦の一方のみの場合に於ては其の半額の四〇〇マルク、貸付金は無利子であり、現金を以て交付せられる。本貸付金交付の爲の前提要件としては夫妻共に獨逸又は之と同種血統の獨逸國民であり、共に公民たる名譽權を所有し、且つその行動は誠心獨逸民族及び國家に奉仕せんことを望み又奉仕し得る者と認定するに足る者であることが要求されてゐる。本貸付金にも返濟義務の免除規定があり、夫婦の

双方が結婚後も續いて所定の活動を繼續する場合に於ては十ケ年の後には五〇〇マルク、其の後は一ケ年毎に各一〇〇マルクの返濟免除となり、夫婦の一方のみの場合に於ては免除額は右の半額(二五〇マルク及び五〇マルク)となつてゐる。夫婦の双方とも所定の活動を放棄せる時の本貸付金の返濟率は毎月貸付總額の百分の三。尙、本貸付金の財源は上掲「婚姻貸付金及び兒童扶助金の爲の國庫特別財源」により、國庫は之が爲に毎年五千萬マルクを右特別財源へ繰入れることになつてゐる。

住宅整備手當金 Einrichtungszuschüsze 交付の制度は特に農村勞働者及び農村手工業者の保護を目的とせるもので、一九三四年一月一日以降に結婚せる農村人口所屬者にして少くとも夫婦の一方最近五ケ年間中斷することなしに農村勞働者又は農村手工業者として活動せる者であり且つ今後も右活動を繼續する意向の者なる場合に交付せらるゝところの手當金であり、交付金額は夫婦の双方所定の從業者なる場合は四〇〇マルク、夫婦の一方のみの場合は二〇〇マルク、更に其後引續いて五ケ年間その活動を繼續せる場合に於ては更に右區別により夫々四〇〇マルク及び二〇〇マルクの手當金が現金を以て供與せられる。言はゞ過去の從業に對する功勞金であると共に將來に對する助成金たる意味をもつてゐるわけである。本手當金交付の前提要件は前に同じ。交付も同じく當人の申請による。

右の外『農村人口助成令』は農村勞働者住宅を建設せる農林業地所有者に對し右建築費に比例する所得税低減策の如きをもとつてゐるが、之は人口政策の一部といはんよりも寧ろ勞働配置政策の一部たる意義の方が強いかも知れない。それは兎もあれ以上說く所の諸方策は、農村人口助成が如何に現下の獨逸にとつて差し迫つた焦眉の問題であるかを想像せしむるに充分だが、而かも現下の急に對處した之等農村保全の諸方策は同時にナチス民族人口政策中その意圖するところ最も遠大な思想的背景の下に行はれてゐるといつてよいと思ふ。

第九章　大都市疎開と小ジードルンクの助成

獨逸新農民層造出運動とその精神を同じくするものは大都市疎開の運動で、この大都市疎開運動と表裏一體をなすともいふべきものが所謂小ジードルンク Kleinsiedlung の助成である。即ち工業の立地移動による都市分散に伴ひ、その移動人口に再び過去の過ちを繰り返させない爲に之に僅かながらでも土地への結合を取戻させようとするのが所謂小ジードルンクの眼目で、その點一般のジードルンク卽ち農業移住と目的竝に性質を異にしてゐる。

小ジードルンクの助成もナチスの政權掌握以前から行はれてゐたものではあるが、之は專ら失業者に對する福利施設たる傾向を多分に包藏し、ナチス治下に於て見る如き人口政策的觀點の濃厚なるものではなかつた。ナチス治下に助成される小ジードルンクは人間を、或は更に適切には寧ろ家族を、再び多少の農作や家畜飼育に足るところの土地と結びつけることによつてその人間的生命を蘇生せしむるを眼目とし、兼ねてその副業的土地利用の收益により家族の生計を補充せしむるのみならず又その生活を一般の經濟界の變動に對して多少とも安定せしむることをねらつてゐる。就業の不定な勞働者が現在特に小ジードルンクの主對象とされてゐるのもその爲で、助成の方法は國庫の保證引受けによつてゐるが、地方自治體は黨住宅局竝に獨逸勞働戰線と協働して小移住者の日常の保護に當るのみならず副業經營の啓蒙指導にまでも盡力してゐる。民族人口政策は玆に於てその規模に於ては所謂「國土計畫」的構想の主體となり、その具體的なる內容に於ては個々の國民生活指導にまでも及ぶといつてよいが、本摘要は單に問題の所在を示すを以て滿足せねばならない。

以　上

附錄一、婚姻貸付金制度に關する諸法令

（附表様式を省略）

(一) 失業緩和法第五章（一九三三年六月一日公布）

第五章 婚姻ノ助成

國家ハ以下掲グル所ノ諸規則ニ隨ヒ婚姻ヲ助成ス、

婚姻貸付金

第一條

(一) 獨逸國民ニシテ本法ノ發效後婚姻セントスルモノハ申請ニヨリ最高一千ライヒスマルクノ額ヲ限度トスル婚姻貸付金ヲ交付セラルヽコトヲ得。婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ婚姻ニ先立チテ之ヲ爲スコトヲ得。金額ノ供與ハ婚姻ノ後初メテ行ハル。婚姻貸付金ノ交付ヲ許可セラルヽ爲ノ前提ハ次ノ如シ、

(イ) 妻タルベキ者ハ一九三一年六月一日ヨリ一九三三年五月三一日マデノ期間内ニ於テ少クトモ六ケ月間國内ニ於テ被雇傭關係ニアリタル者ナルコト、

(ロ) 戸籍役場ニ婚約ノ屆出アルコト、且ツ妻タルベキ者ハ被雇傭者トシテノ活動ヲ遲クトモ婚姻ノ成立ト同時ニ放棄スルコト若クハ申請時ニ既ニ放棄シ居ルコト、

(ハ) 妻タルベキ者ハ夫タルベキ者ガ所得稅法所定ノ意味ニ於ケル收入毎月一二五ライヒスマルク以上ヲ取得シ居リ且ツ婚姻貸付金ノ完濟セラレザル限リ再ビ被雇傭者トシテノ活動ヲ爲サヾル可キコト。

(二) 目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ之ヲ前項(イ)ノ意味ニ於ケル被雇傭關係ト看做サヾルモノトス。
(三) 婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ夫タルベキ者ノ居住地若クハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ之ヲ爲スベシ。市町村申請ヲ成就セシメントスルトキハ之ヲ更ニ所管稅務局ニ回付ス。稅務局之ガ最後的決定ヲ爲ス。
(四) 婚姻貸付金ハ夫ニ對シテ與ヘラル。夫婦財產ヲ別ニスル場合ハ婚姻貸付金ハ夫婦ノ双方ニ對シ各ソノ半額ヲ與ヘラルヽモノトス。

第二條

(一) 婚姻貸付金ハ無利子トス。婚姻貸付金ハ每月最初ノ貸付金額ノ百分ノ一宛ヲ夫ノ所得稅ヲ徵收スル稅務局ニ返濟スベキモノトス。每月ノ返濟額ハ每月十日マデニ之ヲ納入スベキモノトス。返濟義務ハ婚姻貸付金ノ供與ノ後ニ來タル曆年四半年季ト共ニ初マル。
(二) 婚姻貸付金ノ返濟ニ對シ夫婦ハ共同債務者トシテ一體ヲ爲ス。
(三) 返濟額ノ徵收ニハ獨逸國徵稅法ノ諸規則ヲ適用スルモノトス。

第三條

婚姻貸付金ノ供與ハ需要充足劵ヲ以テ之ヲ行フ。需要充足劵ハ之ヲ以テ家具及ビ家庭用品ヲ本劵收受ノ用意アル店舖ニ於テ取得スルニ役立ツモノトス。店舖ノ收受セル需要充足劵ハ稅務局ニヨリ現金ニ引換ヘラルルモノトス。

婚姻助成稅

第四條

第一條ノ規定ニ依リ供與セラルル婚姻貸付金ノ總額ハ婚姻助成税ニヨリ之ヲ支辨スルモノトス。本税ハ所得税法所定ノ意味ニ於ケル收入ヲ取得スル凡テノ獨身者ニ對シ課税セラル。收入ノ種別ニヨリ婚姻助成税ハ賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ト賦課所得税納付者ノ婚姻助成税トニ之ヲ分ツ。

第五條

(一) 茲ニイフ獨身者トハ未婚者ト及ビ死離別者ニシテソノ婚姻ニ子女ヲ擧ゲザリシ者ヲ謂フ。

(二) 婚姻助成税ヲ免除セラルル者次ノ如シ、

一、所得税法第五十二條、第五十六條第二項及ビ第七十條ニ依リ兒童控除ヲ受クル未婚ノ婦人、

二、離別セル妻若クハ貧シキ父又ハ母ニ對シ一年以來ソノ收入ノ少クトモ六分ノ一ヲ費消スル者ニシテ之ガ爲ソノ者

(イ) 所得税ヲ賦課セラルル者ナルトキハ最近ノ課税ニ於テ所得税法第五十六條ニ依リ控除ヲ受ケタル者

(ロ) 所得税ヲ賦課セラレザル者ナルトキハ所得税法第七十五條第一號ニ依リ免税賃金額ノ引擧ゲヲ受ケタル者。

(三) 所得税法第五十六條(イ)ニ依リ許可セラルル女中ニ對スル控除及ビ所得税法第五十六條第二項ニ基キ許可セラルル獨身男子ニ於ケル家族控除ノ存在ハ婚姻助成税ヲ課スルニ妨ゲトナルコトナキモノトス。

賃金及俸給取得者ノ婚姻助成税

第六條

賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ハ無條件的所得税納付義務者ニシテ且ツ所得税法第六十九條乃至第八十二條ノ規定ニ依リ勞賃税ヲ課セラルル所ノ獨身者ニ對シ之ヲ課スルモノトス。

第七條

(一) 賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税算定ノ基礎ハ一九三三年七月一日以降ニ取得セラルル所得税法第三十六條第一項所定ノ勞働賃金トス。

(二) 前項所定ノ勞働賃金トハ純勞働賃金ヲ謂フ。所得税法第七十條第二及ビ第三項竝ニ第七十五條所載ノ勞賃税免除額ハ賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ノ算出ニ當ツテハ純勞働賃金ヨリ之ヲ差シ引カザルモノトス。

(三) 農地荒廢ニ對スル賠償金、坑夫ノ退職手當金ソノ他一般ニ退職ノ爲ニ支拂ハルル手當金ハ之ヲ第一項及ビ第二項ノ意味ニ於ケル勞働賃金ト看做サザルモノトス。

第八條

(一) 賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ハ勞働賃金月額七五ライセマルクニ達セザルトキハ之ヲ課セラルルコトナシ。

(二) 賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ハ第七條第一及ビ第二項所載ノ收入ガ滿一ケ月分トシテ與ヘラルルトキ次ノ率ヲ以テ之ヲ課ス、

七五ライヒスマルク以上一五〇ライヒスマルク未滿ノ勞働賃金ニ對シテハ百分ノ二、

一五〇ライヒスマルク以上三〇〇ライヒスマルク未滿ノ勞働賃金ニ對シテハ百分ノ三、

三〇〇ライヒスマルク以上五〇〇ライヒスマルク未滿ノ勞働賃金ニ對シテハ百分ノ四、

五〇〇〇ライヒスマルク以上ノ勞働賃金ニ對シテハ百分ノ五。

（三）一回限リノ賃金及ビ俸給收入ハ右收入ガ賃金及ビ俸給取得者ニ入手セラルル賃金支拂期間ニ之ヲ加算スルモノトス。

第九條

（一）賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ハ賃金又ハ俸給ノ一部抑留ノ方法ニヨリ之ヲ徴收ス。

（二）雇傭者ハ賃金又ハ俸給ノ支拂毎ニ賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ヲ抑留シ抑留サレタル金額ヲ税務局ニ別ロニ納入スベシ。

（三）雇傭者ハ賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ノ抑留及ビ納入ヲ國家ニ對シ保證スルモノトス。

（四）賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ニシテ賃金又ハ俸給ノ一部抑留ニヨリ徴收シ能ハザルトキハ査定賦課ノ方法ニヨリ被雇傭者ヨリ之ヲ徴收スルモノトス。

第十條

第六條乃至第九條ニ依リ徴收セラレタル賃金及ビ俸給取得者ノ婚姻助成税ハ返却サルルコトナシ。

賦課所得税納付者ノ婚姻助成税

第十一條

賦課所得税納付者ノ婚姻助成税ハ無條件的所得税納付義務者ニシテ且ツ賦課所得税ヲ納付スル所ノ獨身者ニ對シ之ヲ課スルモノトス。

第十二條

(一) 賦課所得税納付者ノ婚姻助成税算定ノ基礎ハ勞賃税ヲ課セラレザリシ諸々ノ純收入トス。右純收入ノ總額ヨリ控除セラルルモノハタダ必要經費、負債利子、地代及ビ繼續的負擔(所得税法第十五條第一項第一號及ビ第三號)ノミトス、但シ其等ハ純收入ノ査定ニ際シ既ニ控除セラレタルモノニ非ザルヲ要ス。其他ノ支出及ビ免税所得額ハ控除セラルルヲ得ズ。婚姻助成税ノ徴收ニ當ツテハ常ニ婚姻助成税ノ徴收セラルル課税期間、第一回ハ暦年一九三三年ニ完了スル課税期間ニ於ケル賦課所得税ノ査定ヲ基トスルモノトス。

(二) 前項ニ依リ算出セラルル純收入額ハ一〇〇ライヒスマルクヲ單位トシテ其ノ端數ヲ繰上グルモノトス。

第十三條

(一) 賦課所得税納付者ノ婚姻助成税ハ第十二條所定ノ純收入ニ對シ次ノ率ヲ以テ之ヲ課ス、
七五〇ライヒスマルク以上一、三〇〇ライヒスマルク未滿ニ對シテハ百分ノ二、
一、三〇〇ライヒスマルク以上三、一〇〇ライヒスマルク未滿ニ對シテハ百分ノ三、
三、一〇〇ライヒスマルク以上五、五〇〇ライヒスマルク未滿ニ對シテハ百分ノ四、
五、五〇〇ライヒスマルク以上ニ對シテハ百分ノ五。

(二) 賦課所得税納付者ノ婚姻助成税ハ暦年一九三三年ニ完了スル課税期間ニ對シテハ單ニ其ノ百分ノ五十ノミ徴收セラルルモノトス。

第十四條

婚姻助成税ハ所得税ト同時ニ賦課セラルルモノトス。

第十五條

(一) 賦課所得税納付者ノ婚姻助成税ハ前納ヲ以テ所得税前納ノ期日、第一回ハ一九三三年九月一〇日ニ徴收セラル。前納額ノ算出ハ最近ニ賦課セラレタル婚姻助成税額ヲ基トス。四半年季毎ノ前納ハ第十三條第一項ニ依リ賦課セラレタル最近年度年額ノ四分ノ一トス。所得税法第九十七條、第九十八條、第九十九條第一項及ビ第百條第一項ノ諸規定ハ之ヲ玆ニ準用スルモノトス。

(二) 未ダ一回モ婚姻助成税ノ賦課セラレザルトキハ婚姻助成税ノ各前納額ハ本税ガ既ニ存在セルモノト假定セル場合第十二條及ビ第十三條ニ依リ最近ノ所得税賦課ト同時ニ賦課セラルベカリシ金額ノ四分ノ一トス。

第十六條

一課税期間ニ對シ確定サレタル賦課所得税納付者ノ婚姻助成税ニ對シテハ當該期間中ニ行ハレタル前納額ヲ以テ勘定セラルルモノトス。勞働賃金ノ一部抑留ノ方法ニヨリ徴收セラレタル婚姻助成税ニ於テハカカル勘定ヲ行フコトナシ。前納額ガ婚姻助成税ノ賦課額ニ達セザルトキハ婚姻助成税決定書ノ告知以後一ケ月以内ニ殘額納付ヲ行フベキモノトス。前納ノ總額ニシテ若シ賦課所得税納付者ノ婚姻助成税決定額ヲ超ユルトキハソノ差額ハ決定ノ疑フベカラザルモノトナルヤ否ヤ直チニ返却セラルルモノトス。

共通ノ諸規定

第十七條

本法諸規定ニ謂フ收入、所得及ビ純所得トハ勞賃税ノ抑留及ビ所得税ノ賦課ノ爲ニ確定セラルベキ所ノ金額ヲ謂

フ。之ニ於テ行ハレタル決定ハ婚姻助成税ニ對シテモ拘束力ヲモツモノトス。

第十八條

婚姻助成税ハ所得税ノ算定ニ於テモ控除セラルルコトナキモノトス。

第十九條

婚姻助成税ハ教會税（財政補償法第二十條第一項）ノ算定基準タルコトナキモノトス。

終末的諸規定

第二十條

一九二八年七月二三日公布ノ所得税法中第二次改正法律第一節ノ所得税割引ノ企テニ關スル諸規定ハ一九三三年七月一日以降ハ所得税法ニ依リ家族控除ノ許可セラルル納税義務者ニ對シテノミ適用セラル。獨身者ノ所得税ニ對スル附加税（一九三三年三月一八日付ノ財政、經濟及ビ司法關係ノ諸規則ニ關スル大統領命令第四章第一條）トシテ所得税ノ百分ノ十ヲ引上ゲタルモノハ一九三三年七月一日以降ハ之ヲ廢止ス。

第二十一條

(一) 婚姻助成税ノ税收額ハ凡テ國家ニ歸屬ス。一九三三年三月一八日付命令第四章第十二條ヲ改正シ右命令ニ規定セラレタル勞賃税税收額ノ百分ノ七ハ一九三三年七月一日以降ハ最早特ニ先立チテ之ヲ國家ニ歸屬セシメザルモノトス。右規則ノ第二項ニ規定セラレタル算定及ビ補償ハ勞賃税ニ就イテハ之ヲ適用セザルモノトス。

(二) 婚姻助成税ノ税收額ニシテ一九三三會計年度ニ四千萬ライヒスマルクヲ、ソノ後ノ會計年度ニ於テハ各年六

千萬ライヒスマルクヲ超ユル場合ハコノ超過額ハ之ヲ大藏大臣ノ管理スル國家ノ特別財源ト爲スコトトス。

(二) 婚姻貸付金交付ニ關スル施行令（一九三三年六月二〇日公布）

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金ノ交付ニ關スル部分ノ施行ノ爲ニ次ノ如ク定ム、

法第一條第一項ニ關シ

第一條

婚姻貸付金ノ交付禁止

婚姻貸付金ハ次ノ各號ノ一ニ該當スルトキ之ヲ交付セズ、

(イ) 婚姻ガ一九三三年六月三日以前ニ行ハレタルモノナルトキ、

(ロ) 夫婦ノ一方公民タルノ名譽權ヲ有タザルトキ、

(ハ) 夫婦ノ一方ソノ政治的志向ヨリ見テソノ者常ニ遲退ナク民族國家ニ對シ奉仕スル者ト認メ難キトキ、

(ニ) 夫婦ノ一方遺傳的ナル精神的乃至身體的疾患ヲ有シソノ婚姻ハ民族共同體ノ利益ニ反スト思考セラルルトキ、

(ホ) 夫婦ノ一方又ハ双方ノ前歷又ハ世評ヨリ見テ當該夫婦ハ貸付金返濟ノ義務ヲ履行シ難シト認メラルルトキ。

第二條

貸付金額

貸付金ノ金額ハ同身分ノ夫婦ガ家庭ヲ有ツニ際シ各地方ノ事情ニ隨ヒ家具及ビ家庭用品（第十條）ノ購入ニ費消スルヲ常トスル金額ニヨリ之ヲ決定スルモノトス。貸付金額ハ常ニ一〇〇ライヒスマルクヲ以テ分割シ得ルモノタルベク且ツ一、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルコトヲ得ズ。

婚姻貸付金交付ノ爲ノ諸前提

第三條

（一）妻タルベキ者ガ一九三一年六月一日ヨリ一九三三年五月三一日マデノ期間内ニ少クトモ六ケ月國内ニ於テ被雇傭關係ニアリタリトノ事實ハ雇傭者ノ證明書ニヨリ之ヲ立證スベシ。右證明書ハ雇傭者ガ妻タルベキ者ノ目上ノ親族（第四條）ニアラザルコトヲ兼ネ證スルヲ要ス。證明書ハ附表様式第一號ニヨル。被雇傭者トシテノ從業ニ關スル報告ニ疑義アルトキハ疾病金庫ノ證明書ヲ兼ネ提出セシムルコトヲ得。右證明書ハ疾病金庫ヨリ無料ニテ交付セラル。

（二）戸籍役場ヘノ婚約ノ届出アル旨ノ證明ニ就テハ申請用紙（様式第二號）所定ノ個所ニ記入サレタル夫婦タルベキ者双方ノ説明ヲ以テ足ル。

（三）妻タルベキ者ガ申請時ニ於テ既ニ被雇傭者タル活動ヲ放棄シ居ル旨ノ證明モ同様ニ申請用紙所定ノ個所ニ記入サレタル妻タルベキ者ノ説明ヲ以テ足ル。

（四）妻タルベキ者申請時ニ於テ猶ホ被雇傭者タル活動ヲ放棄シ居ラザリシ場合ニ於テハ、妻タルベキ者ハソノ活動ヲ遲クトモ婚姻成立ト同時ニ放棄スル旨申請用紙所定ノ個所ニ説明スルヲ要ス。コノ場合ニ於テハ貸付金ノ受取リ（第六條）ニ際シ被雇傭者タルノ活動ヲ婚姻ヲ顧慮ノ上放棄セル旨ノ最後ノ雇傭者ノ證明書ヲ税務局（税務局金庫）ニ提出スルヲ要スルモノトス。

庫）ニ提出スルヲ要スルモノトス。

(五) 法第一條第一項（ハ）ニヨル義務ノ誓約ハ申請提起（様式第二號）ニ際シ之ヲ行フモノトス。

法第一條第二項ニ關シ

第四條

妻タルベキ者ノ養父母及ビ繼父母ハ之ヲ目上ノ親族（父母及ビ祖父母）ト見做スモノトス。

法第一條第三項ニ關シ

第五條

申請ノ提起ト共ノ檢討

(一) 婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ様式第二號ニ依ル用紙ニ依リ之ヲ爲スベシ。用紙ハ婚約ノ屆出ニ際シ戸籍役場ヨリ無料ニテ交付セラル。申請者トシテ夫婦タルベキ者双方トモ之ニ署名スルヲ要ス。

(二) 申請ハ夫タルベキ者ノ申請時ニ於ケル居住地又ハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ之ヲ爲スモノトス。市町村内ノ如何ナル役場ガ婚姻貸付金交付ニ對スル申請ノ受理ヲ爲スヤハ市町村廳之ヲ決定シ且ツ告示ス。

(三) 市町村ハ提起サレタル申請ノ夫々ニ付キ婚姻貸付金交付ノ爲ノ諸前提ガ充足サレ居ルヤ否ヤ、特ニ本施行令第一條ノ規定スル禁止理由ナキヤ否ヤヲ檢討ス。檢討ノ結果貸付金ヲ交付シ得ザルコト明カトナリタルトキハ市町村廳ハ申請ヲ拒否シ且ツ夫タルベキ者ヲ通ジ兩申請者ニ拒否ノ理由ヲ明示スルコトナシニ之ヲ告知スベキモノトス。市町村ノ拒否決定ニ對シテハ上訴スルヲ得ズ。檢討ノ結果貸付金ノ交付ガ推薦セラレ得ルモノナルコト明カトナリタルトキハ市町村ハ交付セラルベキ貸付金額ニ對スル鑑定意見ト共ニ右申請ヲ兩申請者ガ將來ノ夫婦生活ノ住

所トシテソノ申請書ニ記載セル地ノ所管税務局ニ回付スルモノトス。

(四) 申請ニシテ既ニ市町村ノ拒否シタルモノニアラザル限リ前項所載ノ税務局ハ兩申請者ニ婚姻貸付金ヲ交付スベキヤ否ヤ及ビソノ金額ニツキテ最後的決定ヲ爲ス。税務局ハソノ決定ヲ夫タルベキ者ヲ通ジ兩申請者ニ樣式第三號ノ決定書ヲ以テ通告ス。夫婦ガソノ申請ニ當リ財産ヲ別ニシテ生活セントスル旨報告セルモノナルトキハ税務局ノ決定ハ夫婦タルベキモノノ夫々ニ對シ樣式第四號ノ決定書ヲ以テ之ヲ通告スルモノトス。

法第一條第四項ニ關シ

第六條

婚姻貸付金ノ交付

(一) 婚姻貸付金ノ供與ハ貸付金交付ノ決定證ヲ下付シタル税務局ノ金庫之ヲ行フ。婚姻ノ成立セル後直チニ夫ハ右金庫ニ於テ婚姻證明書ヲ提出シ且ツ税務局下付ノ決定證（樣式第三號）ヲ提示シテ貸付金ヲ受取ルモノトス。妻ニシテ若シ申請時ニ猶ホ被雇傭者タル活動ヲ放棄シ居ラザリシモノナルトキハ右ノ外更ニソノ者被雇傭者タルノ活動ヲ婚姻ヲ考慮ノ上放棄セル旨ノ最後ノ雇傭者ノ證明書ヲ提出スルヲ要ス。夫婦財産ヲ別ニスル場合ニ於テハ夫婦ノ双方ニ下付サレタル決定書ヲ提示スルヲ要ス（樣式第四號）。右ニヨリテノミ夫婦ノ双方ハ許可セラレタル貸付金ノ半額ヲ夫々受取リ得ルモノトス。

(二) 所要ノ婚姻證明書ハ戸籍役場ヨリ無料ニテ下付セラレ且ツ「婚姻貸付金ノ受領ニ對シテノミ有效」ナル但書ヲ記入セラル。右但書アル證明書ハ各婚姻ニ付キ唯一回ノミ且ツ最モ簡略ナル書式ヲ以テ下付セラルルモノトス。

(三) 婚姻貸付金ノ受領ニ對シテハ税務局下付ノ決定書ニ用意サレアル切取リ部分ノ受領證ヲ提出ス。税務局金庫

ハ右決定書ノ切取リ部分ヲ決定書ヨリ切離シ決定書ノ裏面ニ毎月ノ返濟金額ト第一回ノ返濟期日トヲ記入シ之ヲ貸付金受領者ニ返却ス。

法第二條第一項ニ關シ

第七條

貸付金受領者ノ轉居、雇傭者ニヨル返濟額抑留

(一) 婚姻貸付金ヲ受取リタル夫婦ハ本貸付金ヲ完濟スル迄ノ間住所ノ變更毎ニ婚姻貸付金返濟額ヲ納入スベキ税務局ニ對シ直チニソノ旨通告スルヲ要ス。

(二) 税務局ハ夫ノ雇傭者ヲシテ毎月ノ返濟額ヲ賃金又ハ俸給支拂ノ際抑留セシメ之ヲ税務局ニ納付セシムルコトヲ得。徴税規則第三百六十九條ハ之ヲ茲ニ準用ス。

第八條

子女ノ出生

(一) 婚姻ニ於テ子女出生セルトキハ右子女一人毎ニ最初ノ貸付金額ノ百分ノ廿五宛ソノ返濟ヲ免除セラル。子女ノ出生時ニ貸付金ノ未返濟額最初ノ貸付金額ノ百分ノ廿五ヨリ尠ナキトキハ單ニ殘額ノ返濟ヲ免除セラルルモノトス。

(二) 子女ノ出産後税務局ハ申請ニヨリ婚姻貸付金ノ返濟ヲ十二ケ月間停止スルコトヲ許可スルコトヲ得。

(三) 子女ノ出産ニ關シテハ税務局ニ戸籍役場ノ證明書ヲ提出スルヲ要ス。

法第三條ニ關シ

第九條

需要充足券

(一) 需要充足券ハ様式第五號ニヨリ一〇及ビ一〇〇ライヒスマルクノ金額ヲ以テ發行セラル。

(二) 需要充足券ハ發行税務局ノ認印アル場合ニノミ效力ヲ有ス。認印ナキ需要充足券ハ無效トス。

(三) 需要充足券ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ。本券ハ店舗ニ於テ支拂ニ使用セラルルニ先立チ裏面所定ノ箇所ニ貸付金受領者ノ姓名、住地及住所ヲインク又ハインク鉛筆ヲ以テ記入スルヲ要ス。貸付金受領者ノ姓名、住地及住所ノ記入ナキ需要充足券ハ店舗ハ之ヲ受取ルコトヲ得ズ。カカル需要充足券ハ税務局（税務局金庫）モ亦之ヲ現金ニ引換フルコトナシ。

(四) 法第三條所定ノ店舗トハ單ニ公開ノ販賣店ノミナラズ公開ノ販賣ヲ爲サザル指物師及ビ手工業經營ヲ謂フ。

(五) 喪失サレタル需要充足券ニ對シテハ代替券ヲ再ビ發行セザルモノトス。

第十條

家庭用品

家庭用品トハ家具及ビ被服ヲ除キ、一家ノ整備ニ必要ナル凡テノ物品ヲ謂フ。

第十一條

店舗ノ許可

(一) 需要充足券收受ノ用意アル店舗ハソノ旨市町村廳ニ申告スルヲ要ス。如何ナル店舗ニ需要充足券ノ收受ヲ許可スベキヤハ市町村廳之ヲ決定ス。指物師及ビソノ他ノ手工業經營ハ優先的ニ許可セラルルモノトス。許可ヲ得タル店舗ハ看板又ハ掲示板ニヨリ見易キ場所ニソノ旨廣告スルヲ要ス。看板又ハ掲示板ハ市町村廳ヨリ支給セラルルモノトス。

(二) 市町村廳ハ税務局ニ對シ一九三三年八月一日マデニソノ所管區域内ニアル許可店舗ノ表ヲ回付スベシ。ソノ

後ノ許可ハソノ都度之ヲ税務局ニ申告スルモノトス。

(三) 店鋪ハ收受セル需要充足券ノ裏面所定ノ個所ニ需要充足券ノ價格ニ相當スル家具又ハ家庭用品ヲ本券裏面ニソノ姓名及住所ヲ記入セル者ニ販賣セル旨證明スルヲ要ス。

第十二條

充需要足券ノ換貨

(一) 店鋪ハ需要充足券ヲ現金ニ引換フルコトヲ得ズ。但シ購買サレタル商品ノ價格ガ需要充足券ノ全價値ヲ充タサザルトキハ一ライヒスマルクヲ超エザルプエンニヒ貨ヲ以テ支拂ヒヲ爲スコトヲ得。

(二) 店鋪ノ收受セル需要充足券ハ當該店鋪ノ取引税徵收ニ當ル税務局ノ金庫ニヨリテノミ現金ニ引換ヘラルルモノトス、

(三) 婚姻貸付金交付ニ關スル第二次施行令 (一九三三年七月二六日公布)

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金ノ交付ニ關スル部分ヲ補足シ次ノ如ク定ム、

第一條

婚姻貸付金ハ妻タルベキ者ノ最小六ケ月ノ被雇傭關係ガ完全ニ或ハ一部分一九二八年六月一日ヨリ一九三一年五月三一日マデノ期間内ニ存在セル場合ニ於テモ亦交付セラルルモノトス。但シ右六ケ月ノ被雇傭關係ハ一九二八年六月一日以前ニ跨ルヲ得ズ。

第二條

婚姻貸付金ハ婚姻ガ一九三二年六月一日ヨリ一九三三年六月三日マデノ期間內ニ成立シ、妻ガ現在猶ホ少クトモ六ケ月ニ及ブ被雇傭關係ニ有リ、且ツ右被雇傭關係ガ申請サレタル婚姻貸付金ノ供與ニ先立チ放棄セラルル場合ニ於テモ亦交付セラルルモノトス。

第三條

第一條乃至第二條ノ適用ハ一九三三年七月一二日公布ノ婚姻助成法ニ對スル說明中ニ記載セラルルソノ他ノ一切ノ諸前提ヲ滿足スルモノナルコトヲ條件トス。

第四條

婚姻貸付金ハ夫婦ノ一方申請時ニ傳染病乃至ソノ他ノ生命ヲ危殆ナラシムル疾患ニ患レル時ハ交付セラレザルモノトス。

第五條

(一) 夫婦ノ孰レニ於テモソノ婚姻ガ民族共同體ノ利益ニ反スト思考セシムルガ如キ遺傳的ナル精神的乃至身體的疾患ナキ旨ノ事實ハ、夫婦ノ孰レニ於テモ申請時ニ傳染病乃至ハソノ他ノ生命ヲ危胎ナラシムル疾患ナキ旨ノ事實ト共ニ官吏タル醫師或ハ第二項ニヨリ之ニ代ルベキ醫師ノ診斷書ニヨリ立證スルヲ要ス。

(二) 州政府ハ檢診竝ニ診斷書ノ發行ヲ官吏タル醫師ノ外ニ市町村公吏タル醫師ニ委託スルコトヲ得。

(三) 檢診竝ニ診斷書ノ發行ハ夫婦ノ居住地若クハ常時滯在地ノ官醫又ハ之ニ代ルベキ醫師ニヨリテ行ハル。檢診竝ニ診斷書ノ發行ハ夫婦ニ對シ無料トス。

(四) 各州ノ官醫ニヨル檢診竝ニ診斷書發行ノ費用ハ各州ニ於テ之ヲ負擔ス。市町村公醫ニヨル檢診竝ニ診斷書發行ノ費用ハ市町村（市町村聯合）之ヲ負擔ス。

第六條

本令ハ一九三三年六月三日ヨリ效力ヲ發生ス。

(四) 婚姻貸付金交付ニ關スル第三次施行令（一九三三年八月二二日公布）

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金ノ交付ニ關スル部分ヲ補足シ次ノ如ク定ム、

第一條

婚姻貸付金ハ次ノ各號ニ該當スル場合ニ於テモ亦交付セラルルモノトス、

(イ) 婚姻ガ一九三二年六月一日ヨリ一九三三年六月二日マデノ期間内ニ成立セルモノニシテソノ妻一九二八年六月一日ヨリ一九三三年五月三一日マデノ期間内ニ少クトモ六ケ月國内ニ於テ被雇傭關係ニアリタル者ナルトキ、

(ロ) 妻或ハ妻タルベキ者ノ被雇傭關係ガ目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ニ存セシモノニシテ右被雇傭關係ノ放棄ノ結果他ノ勞働力ノ代位セラレシコトガ立證セラルルトキ。

第二條

前條ノ適用ハ一九三三年七月五日公布ノ婚姻助成法ニ關スル説明並ニ一九三三年八月二二日公布ノ右ニ對スル補足（獨逸國公報及ビプロシア國公報一九三三年八月二六日付第一九九號）中ニ記載セラルルソノ他ノ凡テノ諸前提ヲ滿足スルモノナルコトヲ條件トス。

第　三　條

大藏大臣ハ一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法、一九三三年六月二〇日及ビ七月二六日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル兩施行令竝ニ本令ニ明記サレアル所ノ諸前提ノ凡テノ充足セラレザル場合ニ於テモ、婚姻貸付金ノ供與ニヨリ失業緩和法ノ目的ガ達セラレ且ツカカル婚姻貸付金交付ノ財源ガ婚姻助成税税收額ヨリ支辨シ得ル場合ニ於テハ例外的ニ婚姻貸付金ヲ交付スルコトヲ得。

第　四　條

大藏大臣ハ前條ニヨル權能ヲ州税務局及ビ税務局ニ委託スルコトヲ得。

第　五　條

本令ハ一九三三年六月三日ヨリ效力ヲ發生ス。

（五）婚姻貸付金交付ニ關スル第四次施行令（一九三三年一二月二日公布）

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金交付ニ關スル部分ノ施行ニ關シ次ノ如ク定ム、

第一條

(一) 一九三三年七月二十六日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル第二次施行令第一條乃至第三條及ビ一九三三年八月二十二日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル第三次施行令第一條ノ(イ)ヲ癈止ス。

(二) 一九三二年六月一日ヨリ一九三三年六月二日マデノ期間內ニ婚姻セル申請者、若クハ妻又ハ妻タルベキ者ノ最小六ケ月ノ被雇傭關係ガ完全ニ乃至ハ一部分一九二八年六月一日ヨリ一九三一年五月三一日マデノ期間內ニアル申請者ニシテ、一九三三年一二月一〇日マデニ所管ノ市町村廳ニ申請ヲ爲シタル者ハ猶ホ婚姻貸付金ヲ交付セラルルコトヲ得。

第二條

一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル施行令第九條第一項ヲ次ノ如ク改ム、

「需要充足券ハ一〇、二〇、五〇及ビ一〇〇ライヒスマルクノ金額ヲ以テ樣式第五號ニ依リ發行セラル。」

第三條

婚姻貸付金ヲ取得セシムル目的ヲ以テ役所及ビ役場ヨリ發行セラルル證明書類ハ凡テ無料ニテ下付セラルルモノトス。

第四條

婚姻貸付金ノ需要充足券ハ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

第五條

本令ノ第一條及ビ第二條ハ一九三三年一二月一一日ヨリ第三條及ビ第四條ハ一九三三年六月三日ヨリ效力ヲ發生

ス。

(六) 婚姻助成法中改正法律 （一九三四年三月二八日公布）

獨逸國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ玆ニ之ヲ公布ス、

第一節

第一條

婚姻助成法（一九三三年六月一日公布失業緩和法第五章）第一條第一項ノ(ハ)ヲ次ノ如ク改ム、

「(ハ) 妻又ハ妻タルベキ者ハ夫又ハ夫タルベキ者ガ失業手當交付ニ關スル規定ノ定ムル意味ニ於ケル要救護者タラズ且ツ婚姻貸付金ノ完濟セラレザル限リ被雇傭者トシテノ活動ヲ爲サザル可キコト。」

第二條

前條ハ婚姻貸付金交付ニ對スル申請ガ本法發效以前ニ提起サレタルモノナル限リ適用セラルルコトナシ。

第二節

婚姻助成法（一九三三年六月一日公布失業緩和法第五章）第二十一條第二項ヲ次ノ如ク改ム、

「(二) 婚姻助成稅ノ稅收額ニシテ一九三三年會計年度ニ一千二百萬ライヒスマルクヲ、ソノ後ノ會計年度ニ於テ

ハ各年一千五百萬ライヒスマルクヲ超ユル場合ハ、コノ超過額ハ之ヲ大藏大臣ノ管理スル國家ノ特別財源ト爲スコトトス。」

第三節

本法ハ一九三四年三月三一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(七) 婚姻助成法中第二次改正法律（一九三五年一月二四日公布）

獨逸國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス、

第一節

第一條

一九三四年三月二八日公布ノ婚姻助成法中改正法律ノ形ニ於ケル一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第五章（婚姻ノ助成）ハ之ヲ次ノ如ク改ム、

一、第一條ヲ次ノ如ク改ム、

「(一) 獨逸國民ハ申請ニヨリ最高一千ライヒスマルクノ額ヲ限度トスル婚姻貸付金ヲ交付セラルルコトヲ得。婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ戸籍役場ヘノ婚約ノ屆出ノ後婚姻ニ先立チテ之ヲ爲スコトヲ得。金額ノ供與ハ婚

姻ノ後初メテ行ハル。婚姻貸付金ノ交付ヲ許可セラルル爲ノ前提ハ次ノ如シ、

(イ) 妻タルベキ者ハ申請ニ先立ツ最近二ケ年中少クトモ九ケ月國内ニ於テ被雇傭關係ニアリタル者ナルコト、

(ロ) 妻タルベキ者ハ、其者ソノ被雇傭者トシテノ活動ヲ申請時ニ猶ホ放棄シ居ラザリシ場合ニ於テハ、婚姻貸付金ノ受領ニ先立チテ之ヲ放棄スルコト、

(ハ) 妻タルベキ者ハ夫タルベキ者ガ失業手當交付規則所定ノ意味ニ於ケル要救護者タラズ且ツ婚姻貸付金ノ完濟セラレザル限リ被雇傭者トシテノ活動ヲ爲サザル可キコト。

(二) 目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ右從業ノ放棄ノ結果他ノ勞働力ガ繼續的ニ代位セラレ居ル場合ニノミ之ヲ第一項(イ)ノ意味ニ於ケル被雇傭者活動ト看做スコトトス。

(三) 婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ夫タルベキ者ノ居住地若クハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ之ヲ爲スベシ。右市町村ハ申請ガ凡テノ諸前提ヲ充足スル場合之ヲ所管税務局ニ回付ス。税務局之ガ最後的決定ヲ爲ス。

(四) 婚姻貸付金ハ夫ニ對シテ與ヘラル。夫婦財産ヲ別ニスル場合ニ於テハ婚姻貸付金ハ夫婦ノ双方ニ對シ各ソノ半額ヲ與ヘラル。」

二、第三條ニ更ニ次ノ第四命題ヲ補足ス。

「需要充足券ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ且ツ貸付金受領者ニ於テモ亦店舗ニ於テモ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。」

第二條

本節ハ一九三五年一月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

第二節

第一條

一九三四年三月二八日公布ノ婚姻助成法中改正法律ノ形ニ於ケル一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第五章（婚姻ノ助成）第二十一條第二項ヲ次ノ如ク改ム、

「（二）婚姻助成税ノ税收額ニシテ一九三三年及ビ一九三四年會計年度ニ於テ各年一千二百萬ライヒスマルクヲ超ユル金額ハ之ヲ大藏大臣ノ管理スル國家ノ特別財源ト爲スコトトス。一九三五年一月以降ハ所得税ノ國庫收入分ヨリ各月一千二百五十萬ライヒスマルクヲ分離シ之ヲ特別財源ニ繰入レルコトトス。」

第二條

第一條ハ一九三四年三月三一日ヨリ效力ヲ發生ス。同時ニ一九三四年三月二八日公布ノ婚姻助成法中改正法律第二節ハ效力ヲ失フモノトス。

（八）婚姻貸付金交付ニ關スル第五次施行令（一九三六年三月二四日公布）

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金ノ交付ニ關スル部分ノ施行ニ關シ次ノ如ク定ム、

第一條

一九三三年一二月二日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル第四次施行令第三條ヲ次ノ如ク改ム、

「第　三　條

(一)　保健局ニヨリテ行ハルル夫婦タルベキ者兩人ノ檢診ト診斷書ノ發行ニハ十ライヒスマルクノ料金ヲ徴收スルコトヲ得。

(二)　ソノ他ノ證明書類ニシテ役所及ビ役場ヨリ婚姻貸付金ヲ取得セシムル目的ヲ以テ下付セラルルモノハ無料トス。

(三)　第一項所定ノ料金ハ婚姻貸付金ノ交付セラレタル場合ニノミ徴收セラルルモノトス。右料金ハ需要充足券ノ供與ニ際シ所管税務局金庫之ヲ差引クモノトス。」

第　二　條

(一)　本令第一條ハ一九三六年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。但シ申請ノ既ニ一九三六年四月一日以前ニ爲サレタルモノニ就テハ料金ハ徴收セラルルコトナキモノトス。

(二)　一九三三年七月二六日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル第二次施行令第五條第三項第二命題及ビ第四項ハ一九三六年四月一日以降效力ヲ失フ。

(九)　婚姻貸付金交付ニ關スル第六次施行令　(一九三六年七月二八日公布)

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金交付ニ關スル部分ノ施行ニ關シ次ノ如ク

定ム、

第一條

大藏大臣ハ貸付金債務者タル夫婦ノ夫ガ失業手當交付規則所定ノ意味ニ於ケル要救護者ト看做シ得ザル場合ニ於テモソノ妻ガ被雇傭者トシテノ活動ヲ爲スコトヲ例外的ニ許可スル權能ヲ有ス。

第二條

大藏大臣ハ前條所定ノ權能ヲ州稅務局及ビ稅務局ニ委託スルコトヲ得。

第三條

本令ハ一九三六年七月二八日ヨリ效力ヲ發生ス。

(十) 婚姻助成法中第三次改正法律 (一九三七年一一月三日公布)

獨逸國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス、

第一節

一九三五年一月二四日公布ノ婚姻助成法中第二次改正法律ノ形ニ於ケル一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第五章(婚姻ノ助成)ヲ次ノ如ク改ム、

「第一條

(一) 獨逸國民ハ申請ニヨリ最高一千ライヒスマルクノ額ヲ限度トスル婚姻貸付金ヲ交付セラルルコトヲ得。婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ戸籍役場ヘノ婚約ノ屆出ノ後婚姻ニ先立チテ之ヲ爲スコトヲ得。金額ノ供與ハ婚姻ノ後初メテ行ハル。婚姻貸付金ノ交付ハ妻タルベキ者ガ申請ニ先立ツ最近二ケ年中少クトモ九ケ月國內ニ於テ被雇傭關係ニアリタル者ナルコトヲソノ前提トナス。

(二) 目上ノ親族ノ家事又ハ事業ニ於ケル從業ハ右從業ノ放棄ノ結果他ノ勞働力ガ繼續的ニ代位セラレタル場合ニ於テノミ之ヲ第一項ノ意味ニ於ケル勞働關係ト看做スコトトス。

(三) 婚姻貸付金ノ交付ニ對スル申請ハ夫タルベキ者ノ居住地若クハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ之ヲ爲スベシ。右市町村ハ申請ガ凡テノ諸前提ヲ充足スル場合之ヲ所管稅務局ニ回付ス。稅務局之ガ最後的決定ヲ爲ス。

(四) 婚姻貸付金ハ夫ニ對シテ與ヘラル。夫婦財產ヲ別ニスル場合ハ婚姻貸付金ハ夫婦ノ双方ニ對シ各ソノ半額ヲ與ヘラル。

第二條

(一) 婚姻貸付金ハ無利子トス。婚姻貸付金ハ毎月最初ノ貸付金額ノ百分ノ一宛ヲ夫ノ所得稅徵收ニ當ル稅務局ニ返濟スベキモノトス。毎月ノ返濟額ハ毎月十五日マデニ之ヲ納入スベキモノトス。返濟義務ハ婚姻貸付金ノ供與ノ後ニ來タル曆年四半年季ト共ニ初マル。

(二) 妻ニシテ若シ婚姻貸付金ノ受領後モ現在ノ勞働關係ヲ繼續スル場合或ハ婚姻貸付金ノ完濟以前ニ再ビ勞働關係ニ入ル場合ニ於テハ毎月ノ返濟額ハ之ヲ百分ノ三ニ高ムルモノトス。高メラレタル返濟額ハ再ビ勞働ヲ初メタル月ヨリ之ヲ納入スベキモノトス。妻ニシテ若シ婚姻貸付金受領後モ現在ノ勞働關係ヲ繼續スル場合ハ高メラレタル

返濟額ハ第一項所載ノ時期ヨリ之ヲ支拂フベキモノトス。右返濟率ノ強化ハ妻ノ一ケ月ノ從業日數ガ月勞働日ノ半數ニ滿タザリシ場合ニ於テハ之ヲ行ハザルモノトス。夫婦ハ所管稅務局ニ對シ妻ノ從業繼續或ハ再從業ニ關シ遲滯ナク報告ヲ爲ス義務ヲ有ス。

(三) 大藏大臣ハ行政手段ニヨリ特定ノ前提ノ下ニ於テ右高メラレタル返濟額ノ徵收ヲ免除セシムルコトヲ得。

(四) 婚姻貸付金ノ返濟ニ對シ夫婦ハ共同債務者トシテ一體ヲナス。

(五) 返濟額ノ徵收ニ對シテハ徵稅規則ノ諸規定ヲ適用ス。

第三條

婚姻貸付金ノ供與ハ需要充足劵ヲ以テ之ヲ行フ。需要充足劵ハ之ヲ以テ家具及ビ家庭用品ヲ本劵收受ノ許可ヲ得タル店舗ニ於テ取得スルニ役立ツモノトス。店舗ノ收受セル需要充足劵ハ稅務局ニヨリ現金ニ引換ヘラルルモノトス。本劵ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ又貸付金受領者ニ於テモ亦店舗ニ於テモ之ヲ差押フルコトヲ得ズ」

第二節

本法ハ一九三七年一〇月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(十一) 婚姻貸付金交付ニ關スル第七次施行令 (一九三八年四月一日公布)

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ第五章ノ婚姻貸付金交付ニ關スル部分ノ施行ニ關シ次ノ如ク

定ム、

第一條

婚姻貸付金ノ需要充足券ハ獨逸婦人事業協會ノ獨逸國母ノ學校ノ授業料トシテモ之ヲ使用シ得ルモノトス。

第二條

前條所載ノ學校ヲシテ特ニ婚姻貸付金ノ需要充足券ヲ收受セシムル特殊認可ハ市町村之ヲ爲スヲ得ズ。

第三條

一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付ニ關スル施行令第十一條第三項及ビ第十二條第一項ハ玆ニ之ヲ準用ス。獨逸國母ノ學校ノ收受セル需要充足券ハ當該校ノ存在スル地方ノ稅務局金庫ニ於テノミ現金ニ引換ヘラルモノトス。

第四條

本令ハ一九三七年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(十二) 失業緩和法中改正法律〔拔萃〕（一九三八年四月一日公布）

第二條

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第五章第二十一條第二項ニ基キ形成セラレ大藏大臣ニヨリ管理セラルル所ノ國家ノ特別財源ハ一九三七年一〇月一日以降之ヲ「婚姻貸付金及ビ兒童扶助金ノ爲ノ國庫特別財源」ト改稱ス。

右特別財源ニハ一九三七會計年度以降所得稅ノ國庫收入分ヨリ毎年二億ライヒスマルクヲ繰リ入ルルモノトス。

(三) 農村人口助成令〔拔萃〕（一九三八年七月七日公布）

第一章

農村人口ニ對スル婚姻貸付金

第一條

(一) 婚姻貸付金ノ返濟額ハ農村人口ニ屬スル者ニ對シテハ、夫婦ノ一方婚姻ニ先立チ少クトモ五ケ年間中斷スルコトナシニ農、林業ニ於テ又ハ農村手工業者トシテ活動セル者ナルトキ、少クトモ夫婦ノ一方右活動ヲ繼續スル限リ最大十ケ年間申請ニヨリ無利子ニテ猶豫セラル。

(二) 本法ノ發效以前ニ交付サレタル婚姻貸付金ニ於テハ右猶豫ハ一九三八年八月一日以前ニ納入セラレタル返濟額ニ及バザルモノトス。

(三) 夫婦若シ其ノ一方ガ猶豫期間十ケ年ノ間中斷スルコトナシニ農、林業ニ於テ又ハ農村手工業者トシテ活動セルコトヲ立證スルトキハ婚姻貸付金、第二項ノ場合ニ於テハ其ノ殘額ノ返濟ハ免除セラルルモノトス。

(四) 十ケ年ノ猶豫期間中夫婦ノ孰レノ一方モ農、林業ニ於テ又ハ農村手工業者トシテ活動セザル場合ノ生ジタルトキハ次ノ月ヨリ婚姻貸付金ハ毎月百分ノ一宛、又妻ガ勞働關係ニアル場合ハ毎月百分ノ三宛之ヲ返濟スベキモノトス。

第二條

返濟猶豫期間中子女ノ生レタルトキハ一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル施行令第八條ヲ之ニ適用ス。

第四章

第一、二及三章ニ對スル共通ノ諸規則

第十一條

本法所定ノ農村手工業者トハソノ生計ヲ農村地方ニ於テ營ム手工業者ヲ謂フ。

第十二條

勞働奉仕又ハ兵役義務ニヨリ生ジタル農、林業ニ於ケル又ハ農村手工業者トシテノ活動ノ中斷ハ之ヲ考慮セザルモノトス。ソノ他ノ一時的中斷、特ニ病氣或ハ生業不能ニ依ル一時的中斷ノ場合モ亦同ジ。

第六章

第十五條

本令ハ一九三八年七月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(十四) 婚姻貸付金及兒童扶助金ノ爲ノ國庫特別財源繰入高引上ゲノ爲ノ法律（一九三九年八月一日公布）

獨逸國政府ハ次ノ法律ヲ制定シ茲ニ之ヲ公布ス、

一九三八年四月一日公布ノ失業緩和法中改正法律第二條ヲ改正シ婚姻貸付金及ビ兒童扶助金ノ爲ノ國家ノ特別財源トシテ一九三九會計年度ノ初メ以降所得税中國庫收入分ヨリ毎年二億五千萬ライヒスマルクヲ之ニ繰リ入ルルモノトス。

附錄二、多子家族兒童扶助金制度に關する諸法令

（附表様式を省略）

(一) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令 (一九三五年九月一五日公布)

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一條

多子家族ハ一九三五年一月二四日公布ノ婚姻助成法中第二次改正法律第二節第一條ニ依リ形成サレタル婚姻貸付金ノ爲ノ國庫特別財源ノ資金ヨリ申請ニヨリ一回限リノ兒童扶助金ヲ交付セラルルコトヲ得。

第二條

本令ノ施行ニ對スル諸規定ハ大藏大臣之ヲ布告ス。

第三條

本令ハ一九三五年一〇月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(二) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則 (一九三五年九月二六日公布)

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一條

兒童扶助金ハ次ニ掲グル諸前提ノ下ニ交付セラルルコトヲ得、

一、家族ハ父母ノ世帶ニ屬スル滿十六歳未滿ノ子女四人以上ヲ含ムモノナルヲ要ス。
二、父母ハ一九三五年九月一五日公布ノ獨逸國公民法所定ノ意味ニ於ケル獨逸國公民タル要ス。
三、父母ノ前歴及ビ世評ハ異議ノ餘地ナキモノナルヲ要ス。
四、父母及ビ子女ハ遺傳的ナル精神的乃至身體的疾患ヲ有セザルモノナルヲ要ス。
五、子女扶養者ノ現在ノ所得關係ハ世帶ノ適當ナル整備ニ必要ナル物品ヲ自ラ調整シ難キ狀態ニアルヲ要ス。

第二條

(一) 繼父母及ビ繼子女ハ之ヲ父母及ビ子女ト看做スコトトス。
(二) 兒童扶助金ガ繼父又ハ繼母ニ交付セラルル場合ハ第一條第二號所載ノ前提ヲ充足スル爲ニ必要ナル先條件ハソノ父母ニ於テモ亦存在スルモノ若クハ存在セシモノナルヲ要ス。
(三) 本施行規則第一條第四號所載ノ前提ハ繼父母ニ於テハ存在スルヲ要セズ。

第三條

(一) 本施行規則第一條第一號ニ該當スル子女各一人ニ對シ最高百ライヒスマルクヲ限度トシテ兒童扶助金ハ交付セラルルコトヲ得。一家族ニ對シ交付セラルル兒童扶助金ノ最高額ハ一千ライヒスマルクトス。
(二) 兒童扶助金交付ノ後ニ出生セル子女ニ對シテハ一千ライヒスマルクノ最高額ノ未ダ達セラレザル限リ兒童扶助金ハソノ都度百ライヒスマルク以內ノ額ニ於テ追加交付セラルルコトヲ得。

第四條

兒童扶助金交付ニ對スル申請ノ提起ハ子女ノ法定代理人又ハ兩親中事實上子女ノ扶養ニ當ル者之ヲ爲ス資格ヲ有

ツモノトス。

第五條

兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ申請者ノ申請時ニ於ケル居住地若クハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ之ヲ爲スベシ。

市町村內ニ於ケル所管ノ役場ハ市町村廳之ヲ決定シ且ツ告示ス。

第六條

(一) 申請ハ樣式第一號ニ依ル用紙ニヨリ之ヲ爲スベシ。用紙ハ市町村ヨリ無料ニテ下付セラル。

(二) 申請ニハ子女ノ出生證書及ビ父母竝ニ祖父母ノ婚姻證書ヲ添附スルヲ要ス。

(三) 第一條第四號所載ノ前提ガ存在スル旨ノ事實ハ所管保健局ノ證明書ヲ以テ之ヲ立證スルヲ要ス。

第七條

市町村ハソノ受理セル各申請ニ就キ兒童扶助金交付ノ爲ノ諸前提ガ充足サレ居ルヤ否ヤヲ檢討スルモノトス。檢討ノ結果本施行規則第一條第一號乃至第四號所載ノ前提ノ凡テガ充足サレザルコト明ラカトナリタルトキハ市町村ハ申請ヲ拒否シ且ツ右拒否ノ旨ヲ其ノ理由ヲ明示スルコトナシニ申請者ニ告知スルヲ要ス。檢討ノ結果本施行規則第一條第一號乃至第四號所載ノ諸前提ノ充足セラルルコト明ラカトナリタルトキハ市町村ハ本施行規則第一條第五號所載ノ前提モ亦充足サレ居ルヤ否ヤニ關スル鑑定意見ト竝ニ交付セラルベキ兒童扶助金ノ額ニ關スル提議トヲ添ヘテ申請ヲ更ニ申請者ノ居住地若クハ滯在地ノ所管稅務局ニ回付スルモノトス。

第八條

稅務局ハ市町村ヨリ回付サレタル申請ニ就キ決定ヲ爲ス。稅務局ハソノ決定ヲ申請者ニ、且ツ兒童扶助金ヲ認許

スル場合ニ於テハ様式第二號ニ依ル決定書ニヨリ通告スルモノトス。

第九條

大藏大臣ハ本施行規則第一條所載ノ凡テノ諸前提ノ充足セラレザル場合ニ於テモ兒童扶助金ヲ例外的ニ交付スルコトヲ得。

第十條

兒童扶助金ノ供與ハ兒童扶助金交付ノ決定書ヲ下付シタル税務局ノ金庫之ヲ行フ。申請者ハ右金庫ニ於テ税務局ヨリ下付サレタル決定書（様式第二號）ヲ提示シ受領證ト引換ヘニ兒童扶助金ヲ受領スルコトヲ得。

第十一條

(一) 兒童扶助金ハ様式第三號ニ依ル需要充足券ヲ以テ供與セラル。

(二) 兒童扶助金ノ需要充足券ハ十及ビ五十ライヒスマルクノ金額ヲ以テ發行セラル。本券ハ發行税務局ノ認印アル場合ニノミ效力ヲ有スルモノトス。

(三) 兒童扶助金ノ需要充足券ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ又扶助金受領者ニ於テモ店舗ニ於テモ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

第十二條

(一) 兒童扶助金ノ需要充足券ハ本券收受ノ用意アリ且ツソノ許可ヲ有スル店舗ニ於テ家具、家庭用品及ビ下着類ヲ購入スルニ役立ツモノトス。本券ハ店舗ニ於テ支拂ニ使用セラルルニ先立チソノ裏面所定ノ箇所ニ扶助金受領者ノ姓名及ビ住所ヲインク又ハインク鉛筆ヲ以テ記入スルヲ要ス。扶助金受領者ノ姓名住所ノ記入ナキ需要充足券ハ

店舗ハ之ヲ收受スルヲ許サズ。カカル需要充足券ハ稅務局（稅務局金庫）之ヲ現金ニ引換ヘザルモノトス。

(二) 紛失サレタル需要充足券ニ對シテハソノ代替券ヲ交付セザルモノトス。

第十三條

(一) 家庭用品ナル用語ノ意味、店舖ノ許可及ビ兒童扶助金ノ需要充足券ニ對スル現金引換ヘニ關スル事項ニ就テハ一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル施行令第九條第四項及ビ第十條乃至第十二條ヲ玆ニ適用ス。

(二) 店舖ニ對スル婚姻貸付金ノ需要充足券收受ノ許可ハソノママ又兒童扶助金ノ需要充足券收受ノ許可ト看做スモノトス。

第十四條

(一) 兒童扶助金ヲ取得セシムル目的ヲ以テ役所及ビ役場ヨリ下付セラルル證明書類ハ無料ニテ支給セラルルモノトス。

(二) 保健局ニヨル檢診ハ無料トス。

第十五條

本施行規則ハ一九三五年一〇月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(三) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令中改正令（一九三六年三月二四日公布）

一九三三年六月一日公布ノ失業緩和法第六章ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一條

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第一條中「一回限リノ」ノ字句ヲ削ル。

第二條

本令ハ一九三六年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(四) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第三次施行規則

(一九三六年三月二四日公布)

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一條

(一) 繼續的兒童扶助金ハ以下ニ揭グル所ノ諸前提ノ下ニ交付セラルルコトヲ得、

一、家族ハ滿十六歲未滿ノ子女五人以上ヲ含ムモノナルヲ要ス。右子女ノ子孫ノ外、繼子女、養子女及ビ養育子女竝ニソレ等ノ子孫モ亦之ヲ右ノ意味ニ於ケル子女ト看做スモノトス。

二、父母ハ一九三五年九月一五日公布ノ獨逸國公民法所定ノ意味ニ於ケル獨逸國公民タルコトヲ要ス。

三、父母ノ前歷及ビ世評ハ異議ノ餘地ナキモノナルヲ要ス。

四、子女扶養者ハ養老又ハ疾病保險ヘノ加入義務アル活動ニ從事スル者乃至ハ生業不能ノ狀態ニ陷レル當時ニ於テカヽル活動ニ從事シ居リタル者ナルコトヲ要ス。

五、子女扶養者ノ月賃金ハ一八五ライヒスマルクヲ超エザルヲ要ス。

(二) 失業手當ヲ受クル者ハ之ヲ第一項第四號所載ノ者ト同視スルコトトス。

(三) 疾病及ビ分娩手當、養老、災害及ビ鑛夫年金、功勞年金並ニ失業及ビ恐慌手當ハ凡テ之ヲ第一項第五號ノ意味ニ於ケル月賃金ト看做スモノトス。

(四) 子女扶養者前暦年度ニ於テ勞賃税ヲ課セラレザリシ收入ヲ得タルノ故ニ所得税法第四十六條第一項第二號ニ依リ賦課所得税ヲ賦課セラルベキ乃至ハ賦課セラレタル者ナルトキハ、ソノ者ノ月賃金ニ右收入ノ十二分ノ一ヲ加ヘタル額ガ第一項第五號所載ノ額ヲ超ユルトキ繼續的兒童扶助金ハ交付セラレザルモノトス、但シ子女扶養者ニシテ右收入ノ停止セルコトヲ立證スル場合ハ此ノ限リニアラズ。

第　二　條

官吏、國防軍兵士及ビ一九三四年三月二三日公布ノ公務勞働制度法所定ノ意味ニ於ケル公共ノ事務及ビ事業ニ從事シ兒童手當又ハ兒童割增俸ヲ受クル其他ノ者ハ繼續的兒童扶助金ヲ交付セラレザルモノトス。

第　三　條

(一) 繼父母ハ之ヲ父母ト同視ス。

(二) 繼續的兒童扶助金ガ繼父又ハ繼母ニ交付セラルル場合ハ第一條第一項第二號所載ノ前提ヲ充足スル爲ノ先條件ハソノ父母ニ於テモ亦存在スルモノ乃至存在セルモノナルヲ要ス。

第　四　條

(一) 繼續的兒童扶助金ハ滿十六歲未滿ノ第五子以降ノ各子(本施行規則第一條第一項第一號)ニ對シ交付セラル。

滿十六歲未滿ノ最初ノ四子ニ對シテハ繼續的兒童扶助金ハ交付セラレザルモノトス。

(二) 繼續的兒童扶助金ハ第一項ノ規定ニヨリ扶助金ヲ受クル資格アル子女各一人ニ對シ毎月十ライヒスマルクトス。右扶助金ハ毎月月ノ初メニ前月分ヲ交付セラルルモノトス。

(三) 繼續的兒童扶助金ハ其ノ第一回ノ交付ヲ一九三六年六月ニ對シ、ソノ後ニ於テハ第一回ノ交付ヲ本施行規則第一條第一項所載ノ諸前提ノ發生セル月ニ對シ行ハル。其ノ最後ノ交付ハ本施行規則第一條第一項所載ノ諸前提ノ喪ハレタル月ニ對シ行ハルルモノトス。

(四) 子女ノ更ニ出生セル場合ニ於テハ繼續的兒童扶助金ハ各子ニ對シ其ノ第一回ノ交付ヲ出産アリタル月ニ對シ行ハルルモノトス。

第五條

繼續的兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ父母又ハ繼父母中事實上子女ノ扶養ニ當ル者之ヲ爲ス資格ヲ有ツモノトス。

第六條

繼續的兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ申請者ノ申請時ニ於ケル居住地若クハ常時滯在地ノ稅務局ニ對シ之ヲ爲スベキモノトス。

第七條

(一) 申請ハ樣式第一號ニヨル用紙ニ依リ之ヲ爲スベシ。用紙ハ稅務局ヨリ無料ニテ下付セラルルモノトス。

(二) 申請ニハ子女ノ出生證書及ビ其ノ父母並ニ祖父母ノ婚姻證書ヲ添附スベシ。子女ノ明細出生證書ハ之ヲ父母

名ノ記載セラルル略式出生證書又ハ所要事項ノ記載アル家系表ヲ以テ替フルコトヲ得。申請者既ニ所要ノ諸身分證明書ノ提示ノ下ニ一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則ニ依ル一回限リノ兒童扶助金ノ交付ヲ申請シタル者ナルトキハ申請ニ際シ一回限リノ兒童扶助金交付ニ對スル申請ニ添附サレタル諸證書ヲ指示スルヲ以テ足ルモノトス。

第八條

稅務局ハ申請ニ對シ決定ヲ爲ス。稅務局ハソノ決定ヲ申請者ニ、且ツ繼續的兒童扶助金ヲ認許スル場合ハ樣式第二號ニ依ル決定書ニヨリ通告スルモノトス。

第九條

一人身ノ婦人ニ對シテハ其ノ扶養スベキ滿十六歲未滿ノ子女五人未滿ノ場合ニ於テモ州稅務局長官ハ例外的ニ繼續的兒童扶助金ヲ交付スルコトヲ得。

第十條

繼續的兒童扶助金ハ申請者ガ扶助金ノ支給サルベキ月ノ一日ニ居住若クハ滯在スル地方ノ稅務局ノ金庫之ヲ支給ス。

第十一條

(一) 扶助金受領者ハ每曆年ノ初メニ所管稅務局ニ對シ其ノ所得關係ヲ明示スル義務ヲ有ス。
(二) 扶助金受領者ハ本施行規則第一條第一項第四號所載ノ前提ノ喪ハレタルトキ又ハ其ノ月賃金ガ本施行規則第一條第一項第五號所載ノ額ヲ超エタルトキハ直チニ之ヲ所管稅務局ニ申告スル義務ヲ有ス。

(三) 子女扶養者ノ月賃金ガ本施行規則第一條第一項第五號所載ノ額ヲ超ユル疑ヒアルトキハ税務局ハ繼續的兒童扶助金ノ支給ニ際シ其ノ都度子女扶養者ヲシテ其ノ月賃金額ヲ立證セシムルコトヲ得ルモノトス。

第十二條

扶助金受領者ハ毎暦年ノ初メニ本施行規則第一條第一項第一號ニ該當スル子女ニ關スル警察ノ生計證明書ヲ所管税務局ニ送付スル義務ヲ有ス。本施行規則第一條第一項第一號ニ該當スル子女ノ中死亡セルモノアルトキハ扶助金受領者ハ右死亡ノ翌月末マデニソノ旨所管税務局ニ報告スルヲ要ス。

第十三條

(一) 扶助金受領者ハソノ住所ノ變更毎ニ遲退ナクソノ旨ソレ迄繼續的兒童扶助金ノ支給ニ當リシ税務局ニ報告スル義務ヲ有ス。

(二) 扶助金受領者ノ住所ノ變更ニヨリ他税務局ノ所管ニ變更セルトキハ前所管税務局ハ關係書類ヲ他ノ税務局ニ回付スベキモノトス。

第十四條

(一) 繼續的兒童扶助金ノ支給ニ對スル請求權ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ。又之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

(二) 繼續的兒童扶助金ハ之ヲ失業手當、恐慌手當、福祉手當、ソノ他コレニ類スルモノニ通算スルヲ許サズ。

第十五條

繼續的兒童扶助金ヲ取得セシムル目的ヲ以テ役所又ハ役場ヨリ下付セラルル證明書類ハ無料ニテ支給セラルルモノトス。

第十六條

本施行規則ハ一九三六年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(五) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第四次施行規則

(一九三六年六月一〇日公布)

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一節

第一條

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金公布令第一條ニ依リ定メラレタル財源ヨリ毎會計年度大藏大臣ノ定ムル所ノ金額ヲ限度トシテ兒童扶助金ハ小移住地ノ經理資金ノ一部ニ充當スル爲ノ兒童扶助金(ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金)トシテ交付セラルルコトヲ得。

第二條

ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ハソノ者ノ居住地若クハ常時滯在地ヲ所管スル獨逸勞働戰線縣住宅局ノ合格證ヲ有チ且ツ一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則ニ依ル一回限リノ兒童扶助金交付ノ爲ノ諸前提ヲ充足スル所ノ移住候補者ニ對シ交付セラルルモノトス。

第三條

ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ノ最高額ハ一家族當リ四百ライヒスマルクトス。一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付施行規則所定ノ一回限リノ兒童扶助金ノ一家族當リ最高額ハジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ含ミ一千ライヒスマルクヲ超ユルヲ許サザルモノトス。

第四條

ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付施行規則所定ノ樣式第二號用紙ニヨリ之ヲ爲スベシ。申請書ニハジードルンクノ爲ノ兒童扶助金トシテ欲スル所ノ金額ヲ記入スルヲ要ス。

第五條

(一) ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ハ青色ノS字ヲ捺印セラレタル兒童扶助金ノ需要充足券ヲ以テ供與セラル。右需要充足券ハ各五十ライヒスマルクノ額ヲ以テ發行セラル。本券ハ小移住地ノ經理資金トシテジードルンク營團ニ對シ使消セラレ得ルモノトス。

(二) ジードルンク營團ノ收受セル需要充足券ハ右ジードルンク營團ガ事業乃至事務ヲ行フ地方ノ所管稅務局金庫ニヨリテノミ現金ニ引換ヘラルルモノトス。本券ノ提出ニ際シテハ移住地認許證又ハ其ノ認證謄本ヲ添附スベキモノトス。

第六條

申請ノ提起及ビ檢討、其ノ決定、需要充足券ノ供與及ビ現金引換ヘ竝ニ無料下付規定ニ關シテハ一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則第四條乃至第十條、第十一條第二項第二命題及ビ第三項、第

十二條第一項第二乃至第四命題及ビ第三項、第十四條、及ビ本施行規則第二節ノ形ニ於ケル第十二條ヲ茲ニ適用ス。

第二節

一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則ハ之ヲ次ノ如ク改ム、

一、第十二條ヲ次ノ如ク改ム、

「(一) 兒童扶助金ノ需要充足券ハ本券收受ノ用意アリ且ツソノ許可ヲ有スル店舗ニ於テ家具、家庭用品及ビ下着類ヲ購入スルニ役立ツモノトス。本券ハ店舗ニ於テ支拂ニ使用セラルルニ先立チソノ裏面所定ノ箇所ニ扶助金受領者ノ姓名及ビ住所ヲインク又ハインク鉛筆ヲ以テ記入スルヲ要ス。扶助金受領者ノ姓名住所ノ記入ナキ需要充足券ハ店舗ハ之ヲ收受スルヲ許サズ。カカル需要充足券ハ稅務局（稅務局金庫）之ヲ現金ニ引換ヘザルモノトス。

(二) 兒童扶助金ヲ認許スル稅務局ハ申請ニヨリ需要充足券ヲ以テ搾乳用ノ牛、山羊或ハ羊ヲ所管ノ地區農民指導者ガソノ都度指定スル所ノ販賣者ヨリ購入スルコトヲ例外的ニ許可スルコトヲ得。第一項ノ第二乃至第四命題ハ茲ニ之ヲ適用ス。

(三) 紛失サレタル需要充足券ニ對シテハソノ代替券ヲ交付セザルモノトス。

二、第十三條ヲ次ノ如ク改ム、

「(一) 本施行規則第十二條第一項第一命題所定ノ家具トハ寢室及ビ臺所（室内炊事場ヲ含ム）ノ整備ニ必要ナル

實用家具ノミヲ謂フ。

(二) 本施行規則第十二條第一項第一命題所定ノ家庭用品トハ簡易ナル世帶ノ整備ニ必要ナル物品ノミヲ謂フ。

(三) 本施行規則第十二條第一項第一命題所定ノ下着類トハ絹ヲ多分ニ含マザル下着類ノミヲ謂フ。綿及ビ木綿等ノ靴下及ビズボン竝ニ下着及ビズボン用ノ布地ハ之ヲ下着類ト看做スモノトス。

(四) 店舗ノ許可及ビ兒童扶助金需要充足劵ノ現金引換ヘニ關スル事項ニ就テハ一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付金交付ニ關スル施行令第九條第四項及ビ第十一及十二條ヲ玆ニ適用ス。店舖ニ對スル婚姻貸付金ノ需要充足劵收受ノ許可ハ當該店鋪ガ第一項乃至第三項所載ノ如キ物品ヲ販賣スルモノナルトキハ、ソノマヽ兒童扶助金ノ需要充足劵收受ノ許可トシテ效力アルモノトス。」

第三節

本施行規則ハ一九三六年七月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(六) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第五次施行規則

(一九三六年八月二〇日公布)

一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ玆ニ次ノ如ク定ム、

第一條

一九三六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第三次施行規則第一條第一項第五號ヲ次ノ如ク改

ム、

「五、第一號ニ該當スル子女五人ヲ超エザル家族ノ場合ニ於テハ子女扶養者ノ月賃金ハ一八五ライヒスマルクヲ超エザルヲ要ス。」

第二條

一九三六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第三次施行規則第四條第一項ヲ次ノ如ク改ム。

「(1) 繼續的兒童扶助金ハ滿十六歳未滿ノ第五子以降ノ各子（本施行規則第一條第一項第一號）ニ對シ交付セラル。滿十六歳未滿ノ最初ノ四子ニ對シテハ繼續的兒童扶助金ハ交付セラレザルモノトス。本施行規則第一條第一項第一號ニ該當スル子女五人ヲ超ユル家族ノ扶養義務者ノ月賃金毎月一八五ライヒスマルクヲ超ユルトキハ一八五ライヒスマルクヲ毎月超ユル額各滿一〇ライヒスマルク毎ニ一子分ノ兒童扶助金ヲ停止スルモノトス。」

第三條

本施行規則ハ一九三六年七月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(七) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第六次施行規則

（一九三七年八月三一日公布）

一九三六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令中改正令ノ形ニ於ケル一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ玆ニ次ノ如ク定ム、

第一章

一回限リノ兒童扶助金

第一條

一回限リノ兒童扶助金ノ交付ノ爲ノ諸前提

(一) 多子家族ヲシテソノ世帶ヲ適當ニ整備セシメンガ爲ニ以下掲グル所ノ諸前提ノ下ニ一回限リノ兒童扶助金ハ交付セラル、

一、家族ハ滿十六歳未滿ノ子女、繼子女又ハ養子女四人以上ヲ含ムモノナルヲ要ス。子女、繼子女及ビ養子女ノ子孫竝ニ養育子女及ビソノ子孫モ亦、家族扶養者ガ右ノ者ニ對シ所得稅法ノ諸規則ニ依ル兒童控除乃至ハ所得稅輕減ヲ受クベキモノナル場合ニ於テハ、之ヲ上ノ意味ニ於ケル子女ト看做スコトトス。但シ第一命題所定ノ子女タル爲ニハ扶養義務者ハ少クトモ部分的ニモ右子女ノ扶養又ハ教育ニ事實上盡力スルモノナルヲ要スルモノトス。

二、父母ハ獨逸又ハ之ト同種血統ノ獨逸國民タルヲ要ス。ダンチヒ市民ニシテ獨逸國內ニソノ居住地若クハ常時滯在地ヲ有ツ者ハ之ヲ獨逸國民トシテ取扱フコトトス。

三、父母ハ公民タル名譽權ヲ有チ且ツソノ行動ヨリ見テ誠心獨逸民族及ビ國家ニ奉仕センコトヲ欲シ又奉仕シ得ル者ト認定シ得ル者ナルヲ要ス。

四、父母ノ前歷、世評及ビ社會的行動ハ扶助金ガ家族ノ經濟狀態ノ改善ニ使消セラルルモノト期待セシムルニ足ルモノナルヲ要ス。

五、家族ニハ子女ノ助成ガ遺傳學的理由ヨリ見テ望マシカラズト思考セシムルガ如キ何ラノ重大ナル健康上ノ疑惑ノ存セザルコトヲ要ス。

六、子女扶養者ノ現在ノ所得及ビ財産關係ハ世帶ノ適當ナル整備ニ必要ナル物品ヲ自ラ調整シ難キ狀態ニアル者ナルヲ要ス。

(二) 繼父母、養父母及ビ養育父母ハ之ヲ父母ト看做スコトトス。

(三) 一回限リノ兒童扶助金ニシテ繼父母、養父母又ハ養育父母ニ交付セラルルトキハ第一項第二號所載ノ前提ハ子女ノ父母ニ於テモ亦存在スルモノ若クハ存在セシモノナルヲ要ス。第一項第五號所載ノ前提ハ繼父母、養父母又ハ養育父母ニ於テハ存在スルヲ要セズ。

(四) 父母ノ一方死離別ノ結果家族內ニ居ラザルトキハソノ者ニ就イテハ單ニ第一項第二乃至第五號所載ノ諸前提ノミ存在スルヲ要スルモノトス。

(五) 第一項第二號乃至第五號所載ノ諸前提ハ子女ノ非合法的父ニ於テモ亦、ソノ父タルコトガ明確ニ確定セラレ得ルトキハ、存在スルモノ若クハ存在セシモノナルヲ要ス。

第二條

ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金

第一條所載ノ諸前提ヲ充足スル所ノ多子家族ニシテ以下掲グル場合ノ一ニ該當スルトキハ一回限リノ兒童扶助金ハマタ移住ノ目的ノ爲ノ兒童扶助金(ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金)トシテ交付セラルルコトヲ得、即チ子女扶養者ガ

イ、國庫貸付金又ハ國庫保證ニヨリ助成セラルベキ乃至助成セラレタル小ジードルンクノ移住候補者又ハ移住者

トシテ獨逸國及ビプロイセン州勞働大臣ノ布告規定ニ基キ許可セラレタル乃至移住セシメラレタル者ニシテ且ツジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ第十條第二項及ビ第三項所載ノ目的ノ孰レカノ爲ニ必要トスル者ナル旨ノジードルンク營團ノ證明書ヲ提出セル場合、又ハ

ロ、其ノ者ノ認可ニ依ル小ジードルンクハ獨逸國及ビプロイセン州勞働大臣ノ布告規定ニ基キ助成セラルル乃至助成セラレタルモノニシテ且ツジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ第十條第二項及ビ第三項所載ノ目的ノ孰レカノ爲ニ必要トスル旨ノ認許官廳又ハ之ヨリソノ權能ヲ委讓サレタル官廳(認可官廳)ノ證明書ヲ提出セル場合、

又ハ

ハ、其ノ者ノ農地ハ獨逸農民層創出ニ關スル獨逸國及ビプロイセン州食糧及ビ農業大臣ノ布告規定ノ範圍内ニ於テ助成セラルル乃至助成セラレタルモノニシテ且ツジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ第十條第二項及ビ第三項所載ノ目的ノ孰レカノ爲ニ必要トスル者ナル旨ノ所管ジードルンク官廳ノ證明書ヲ提出セル場合、又ハ

ニ、農村勞働者又ハ農村手工業者トシテ自宅ヲ建ツルモノ乃至ハ建テタルモノニシテソノ造營ハ一九三七年三月一〇日公布ノ貸家及ビ仕事用住宅竝ニ農村勞働者及ビ手工業者ノ爲ノ自宅建設ノ加速的助成ニ關スル四ケ年計畫委員長ノ命令第二章自宅ニ關スル特別規定ニ依リ助成セラルル乃至助成セラレタルモノニシテ且ツジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ第十條第二項及ビ第三項所載ノ目的ノ孰レカノ爲ニ必要トスル者ナル旨ノ所管ノ管區官廳ノ證明書ヲ提出セル場合。

第三條

一回限リノ兒童扶助金ノ最高額

(一) 第一條第一項第一號ニ該當スル子女ノ各子ニ對シ最高一百ライヒスマルクヲ限度トスル一回限リノ兒童扶助

金ヲ交付シ得ルモノトス。一家族ニ交付セラルル一回限リノ兒童扶助金ノ最高額ハ一千ライヒスマルクトス。

（二）兒童扶助金交付以後ニ出生セル子女ノ各子ニ對シテハ兒童扶助金ハ猶ホ一千ライヒスマルクノ最高額ノ充タサレザル限リ更ニソノ都度最高一百ライヒスマルクヲ限度トシテ交付セラルルコトヲ得。

第四條

申請提起

（一）一回限リノ兒童扶助金交付ニ對スル申請ノ提起ハ子女ノ法定代理人又ハ父母（繼父母、養父母又ハ養育父母）中事實上子女ノ扶養ニ當ル者之ヲ爲ス資格ヲ有スルモノトス。

（二）一回限リノ兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ申請資格者ニヨリ申請者ノ申請時ニ於ケル居住地若クハ常時滯在地ノ市町村ニ對シ樣式第一號ノ用紙ニ依リ之ヲ爲スベシ。市町村內ニ於ケル所管ノ役場ニツイテハ市町村廳之ヲ決定シ且ツ告示ス。申請用紙ハ市町村ヨリ無料ニテ下付セラルルモノトス。

（三）申請ニハ子女ノ出生證書及ビ右子女ノ父母及ビ祖父母ノ婚姻證書ヲ添付スベシ。子女ノ明細出生證書ハ之ヲ父母名ノ記載セラルル略式出生證又ハ所要事項ノ記載アル家系表ヲ以テ替フルコトヲ得。

（四）第一條第一項第五號所載ノ前提ノ存在スル旨ノ事實ハ所管保健局ノ證明書ヲ以テ立證スベキモノトス。

（五）第一條第一項第二號及ビ第五號所載ノ諸前提ノ存在スル旨ノ立證ニシテ旣ニナチス黨ノ役所又ハ役場ニ齎ラセラタルモノナルトキハ右役所又ハ役場ノソノ旨明示セル證明書ヲ以テ足ルモノトス。

第五條

市町村ニ於ケル申請ノ檢討及ビ取扱

（一）市町村ハソノ受理セル各申請ニツキ第一條所定ノ兒童扶助金交付ノ爲ノ諸前提ガ存在スルヤ否ヤニツキ檢討スベキモノトス。檢討ノ結果第一條第一項第一號乃至第五號所載ノ諸前提ノ凡テガ存在セザルコト明ラカトナリ

タルトキハ市町村ハ申請ヲ拒否シ且ツ右拒否ノ旨ヲ申請者ニ對シソノ理由ヲ明示スルコトナシニ告知スルヲ要ス。市町村申請ヲ拒否シタルトキハ申請者ハ所管稅務局ノ決定ヲ申請スルコトヲ得。右申請ハ稅務局ニ對シ之ヲ爲スベシ。コノ場合ニ於テハ市町村ハ稅務局ノ要請ニヨリ一件書類ヲ稅務局ニ回付スルヲ要スルモノトス。

（二）　檢討ノ結果第一條第一項第一號乃至第五號所載ノ諸前提ノ存在スルコト明ラカトナリタルトキハ市町村ハ第一條第一項第六號所載ノ前提モ亦充足サレ居ルヤ否ヤニ關スル鑑定意見ト竝ニ交付セラルベキ兒童扶助金額ニ關スル提議トヲ添ヘテ申請書ヲ申請者ノ居住地若クハ滯在地ノ所管稅務局ニ回付スルモノトス。

申請ニ對スル決定

第六條

稅務局ハ市町村ヨリ回附サレタル申請ニツキ決定ヲナス。右稅務局ハソノ決定ヲ申請者ニ、且ツ兒童扶助金認許ノ場合ハ樣式第二號ニ依ル決定書ニヨリ通告スルモノトス。

一回限リノ兒童扶助金ノ例外的交付

第七條

大藏大臣ハ第一條所載ノ諸前提ノ凡テノ存在セザル場合ニ於テモ例外的ニ一回限リノ兒童扶助金ヲ交付スルコトヲ得。又自宅ヲ建テ乃至ハ建テントト欲シ乍ラ第二條所載ノ諸證明書ヲ提出シ得ザル申請者ニ對シテモ亦ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ヲ交付スルコトヲ得。以上ノ權能ハ大藏大臣之ヲ上級稅務局長官又ハ稅務局ニ委讓スルコトヲ得ルモノトス。

一回限リノ兒童扶助金ノ供與

第八條

一回限リノ兒童扶助金ノ供與ハ兒童扶助金交付ノ決定書ヲ下付シタル稅務局ノ金庫之ヲ行フ。申請者ハ右金庫ニ於テ稅務局ヨリ下付サレタル決定書ヲ提示シ且ツ受領證ト引換ヘニ兒童扶助金ヲ受領スルコトヲ得。

第九條

兒童扶助金ノ需要充足券

（一）一回限リノ兒童扶助金ハ「兒童扶助金ノ需要充足券」ヲ以テ供與セラル、本券ハ樣式第三號ニ依リ、ジードルンクノ爲ノ兒童扶助金トシテ認許サレタル場合ハ樣式第四號（需要充足券Ｓ）ニ依ル。

（二）兒童扶助金ノ需要充足券（需要充足券Ｓヲ含ム）ハ一〇及ビ五〇ライヒスマルクノ額ヲ以テ發行セラル。本券ハ發行稅務局ノ認印アル場合ニノミ效力ヲ有ツモノトス。

第十條

需要充足券ノ使用

（一）兒童扶助金ノ需要充足券ハ需要充足券收受ノ許可アル店舖ニ於テ家具、家庭用品及ビ下着類ヲ購入スルニ役立ツモノトス。右所定ノ意味ヲ詳カニスレバ次ノ如シ、

家具トハ寢室及ビ臺所（室內炊事場ヲ含ム）ノ整備ニ必要ナル實用品ノミヲ謂ヒ、

家庭用品トハ簡易ナル世帶ノ整備ニ必要ナル物品ノミヲ謂ヒ、

下着類トハ本絹ヲ多分ニ含マザル下着類ノミヲ謂フ。靴下及ビズボン竝ニ下着類及ビズボン用ノ布地ハ之ヲ右所定ノ下着類ト看做スコトトス。

（二）需要充足券Ｓハ右ノ外以下揭グル所ノ目的ニ之ヲ使用スルコトヲ得、

（イ）新シキ小ジードルンク（第二條（イ）及ビ（ロ））又ハ農地（第二條（ホ））又ハ自宅（第二條（ニ））ノ經理資金ノ一部トシテ充當ノ爲、

（ロ）兒童扶助金ノ需要充足券收受ノ許可アル建築業者、建築資材等ノ供給者又ハ手工業者ニヨル資材竝ニ勞働供與ノ途アルトキハ既存ノ小ジードルンク、農地又ハ自宅ノ居間又ハ作業場ノ增築若クハ建物又ハ土地ニ附

屬セシメラルル作業設備ノ新設ノ爲、

(ハ) 申請者ノ從業ニ必要ナル機械及ビ器具ヲ兒童扶助金ノ需要充足券收受ノ許可アル店舗ニ於テ購入スル爲。

(三) 兒童扶助金ヲ認許セル稅務局ハ申請ニ依リ

(イ) 兒童扶助金ノ需要充足券ヲ以テ搾乳用ノ牡牛、山羊又ハ羊ヲ

(ロ) 需要充足券Sヲ以テ移住地ニ於ケル家畜飼養ニ必要ナル小牛又ハ豚ヲ

所管ノ地區農民指導者ノ異議ヲ挿マザル販賣者ヨリ購入スルコトヲ許可スルコトヲ得。

第十一條

需要充足券收受ノ許可、需要充足券ノ現金支換ヘ

(一) 店舗、建築業者、建築資材等ノ供給者竝ニ手工業者ニ對スル兒童扶助金ノ需要充足券收受ノ許可及ビ右需要充足券ニ對スル現金引換ヘニツイテハ一九三三年六月二〇日公布ノ婚姻貸付金ノ交付ニ關スル施行令第九條第四項及ビ第十一條及ビ第十二條ノ規定ヲ茲ニ適用ス。婚姻貸付金ノ需要充足券收受ノ許可ハ、第十條第一項所載ノ如キ物品ノ販賣セラルルトキ乃至ハ第十條第二項所載ノ如キ資材又ハ勞働供與ノ爲サルルトキハソノママ兒童扶助金ノ需要充足券收受ノ許可トシテ效力アルモノトス。

(二) 需要充足券Sハ第二條(イ)乃至(ハ)所載ノ小ジードルンク又ハ農地ヲ管掌スルジードルンク事業營團、若クハ特ニ大藏大臣ノ公認セル事務營團ニヨリテモ收受セラレ得ルモノトス。ジードルンク事業若クハ事務營團ハ特別ノ許可ヲ受クルヲ要セズ。ジードルンク事業（又ハ事務）營團ノ收受セル需要充足券Sハ右營團ガ事業若クハ事務ヲ營ム地方ノ稅務局ノ金庫ニヨリテノミ現金ニ引換ヘラルルモノトス。

(三) 需要充足券ハ支拂ヒニ使用セラルルニ先立テソノ裏面所定ノ箇所ニ扶助金受領者ノ姓名及ビ住所ヲインク又

ハインク鉛筆ヲ以テ記入スベシ。扶助金受納者ノ姓名住所ノ記入ナキ需要充足券ハ店舖ソノ他需要充足券收受ノ許可アルモノ之ヲ收受スルヲ許サズ。カカル需要充足券ハ稅務局（稅務局金庫）之ヲ現金ニ引換ヘザルモノトス。

（四）需要充足券收受ノ許可アル者ハ受取リタル需要充足券ノ裏面所定ノ箇所ニ家具、家庭用品又ハ下着類ヲ販賣シ又ハ第十條第二項所載ノ如キ資材又ハ勞働ヲ扶助金受領者ニ對シ供與シタル旨ノ證明ヲ爲スヲ要ス。ジードルンク事業（又ハ事務）營團ニアツテハ特ニ需要充足券ノ裏面所定ノ箇所ニ特定ノ證明ヲ爲スベキモノトス。搾乳用ノ牝牛、山羊又ハ羊若クハ小牛又ハ豚ヲ販賣セル者ハ需要充足券ノ裏面ニ第一命題ニ準ズル證明ヲ手記スルヲ要スルモノトス。

第十二條

需要充足券ノ不可讓渡性

（一）兒童扶助金ノ需要充足券ハ之ヲ他人ニ讓渡スルヲ得ズ又扶助金受領者ニ於テモ店舖其ノ他ノ本券收受者ニ於テモ之ヲ差押フルコトヲ得ズ。兒童扶助金ノ需要充足券引渡シノ要求ハ國家ニヨリ設立セシメラレタル若クハ許可セラレタルジードルンク事業（又ハ事務）營團ノミ之ヲ爲シ得ルモノトス。

（二）紛失サレタル需要充足券ニ對シテハソノ代替券ヲ交付セラルルコトナキモノトス。

（三）兒童扶助金ノ需要充足券ニシテ其ノ左上角ヲ切リ取ラレタルモノハ無效トス。

第二章

繼續的兒童扶助金

繼續的兒童扶助金交付ノ爲ノ諸前

第十三條

（一）多子家族ノ家族負擔ヲ多少トモ均衡スルコトヲ目的トシテ次ニ揭グル諸前提ノ下ニ繼續的兒童扶助金ハ交付セラル、

一、家族ハ滿十六歲未滿ノ子女、繼子女又ハ養子女五人以上ヲ含ムモノナルヲ要ス。子女、繼子女又ハ養子女ノ子孫竝ニ養育子女トソノ子孫モ亦、若シ家族扶養者ガ之ニヨリ所得稅法所定ノ規則ニ依リ兒童控除ヲ受ケ乃至ハ所得稅ノ輕減ヲ許可セラレ得ル者ナル場合ニ於テハ、之ヲ右所定ノ意味ノ子女ト同視スルモノトス。但シ第一命題ニ謂フ子女トハ扶養者ガ少クトモ一部分的ニモソノ扶養又ハ敎育ニ事實上盡力スル所ノ子女ヲ謂フモノトス。（以下本號所定ノ子女ヲ通算セラルル子女ト稱ス）

二、父母ハ獨逸又ハ之ト同種血統ノ獨逸國民タルヲ要ス。獨逸國內ニ居住若クハ常時滯在スルダンチヒ市民ハ之ヲ獨逸國民ト看做スコトトス。

三、父母ハ公民タルノ名譽權ヲ有チ且ツソノ行動ヨリ見テ誠心獨逸民族及ビ國家ニ奉仕センコトヲ欲シ又奉仕シ得ルモノト認定シ得ルモノナルヲ要ス。

四、父母ノ前歷、世評及ビ社會的行動ハ扶助金ガ家族ノ經濟的狀況ノ改善ニ使消セラルルモノト期待セシムルニ足ルモノナルヲ要ス。

五、父母若クハ之ニ代ル子女扶養者ノ所得又ハ諸收得（第十四條及ビ第十五條）ハ所定ノ曆年又ハ半曆年度（第十六條）ニ於テ第十四條所載ノ限度ヲ超ユルコトヲ許サズ。

六、父母若クハ之ニ代ル子女扶養者ノ財產（第十五條第四項）ハ第一號ニ依リ通算セラルル子女ノ財產ヲ加ヘテ

五〇、〇〇〇ライヒスマルクヲ超ユルコトヲ許サズ。右限度ハ第六子以降ノ各子毎ニ一〇、〇〇〇ライヒスマルク宛之ヲ引擧グルモノトス。私生子女ニ於テハ父ノ財産ハ之ヲ考慮セズ。離別ニヨリ家族内ニ在ラザル父又ハ母ノ財産ハ右財産ガソノ者ノ死亡ニヨリ通算セラルル子女ニ歸屬セシメラルルモノナル場合ニ限リ之ヲ考慮スルモノトス。

(二) 第一條第二項及ビ第三項第一命題ノ諸規定ハ之ヲ茲ニ準用スルモノトス。第一條第四項及ビ第五項ノ諸規定ニツイテモ第一條第一項第二號所載ノ前提ノ考慮セラルル限リ亦同ジ。

第十四條

扶助金受領者ノ所得最高額

(一) 家族ニシテ若シ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女五人ヲ超エザルトキハ繼續的兒童扶助金ハタダ次ニ掲グル場合ニ於テノミ交付セラルルモノトス、

一、主トシテ所得稅法第二條第三項第一號乃至第三號、第五號及ビ第六號竝ニ第二十二條第二號及ビ第三號所定ノ如キ種類ノ收入ノ取得セラルル場合ニアツテハ父母若クハ之ニ代ル子女扶養者ノ所得ハ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女ノ諸收入ヲ合セテ最近ノ全曆年度ニ於テ五〇ライヒスマルク未滿ヲ切捨テ合計二、一〇〇ライヒスマルクヲ超エザリシコトヲ要ス。

二、主トシテ所得稅法第二條第三項第四號及ビ第二十二條第一號所定ノ如キ種類ノ收入ノ取得セラルル場合ニアツテハ、父母若クハ之ニ代ル子女扶養者ト第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女トノ勞賃及ビ所得稅法第二十二條第一號所定ノ諸收得ハ最近ノ半曆年度ニ於テ五〇ライヒスマルク以下ヲ切捨テ合計一、二〇〇ライヒスマルクヲ超エザリシコトヲ要ス。右ノ者タチ合セテ最近ノ一曆年度ニ於テ右ニ掲ゲタル諸收得ノ外ナホ第一號ニ掲グル如キ種類ノ收入(ソノ他ノ諸收入)三〇〇ライヒスマルクヲ超ユルトキハ一、二〇〇ライヒスマ

ルクノ限度ノ算定ニ當リ最近一曆年度ニ於ケル右收入ノ半額ヲ合計スルモノトス。

父母若クハ之ニ代ル子女扶養者ガ主トシテ如何ナル種類ノ收入ヲ得タルヤノ問題ヲ決定スルニ當ツテハ常ニ最近ノ全曆年度ニ於ケル各種收入ニツイテ之ヲ行フモノトス。

(二) 所得又ハソノ他ノ第一項ニ依リ考慮セラルベキ諸收得ノ査定ニ當ツテハソノ家族ト永ク別居生活スル所ノ父又ハ母ノ所得ハ之ヲ考慮セザルコトヲ得。但シ右ノ父又ハ母ヨリ家族ニ對シ支拂ハルル扶養補助金ハ之ヲ合計スルモノトス。

(三) 家族ニシテ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女六人以上ヲ含ムトキハ父母又ハ之ニ代ル子女扶養者ノ所得ガ第一項所載ノ限度ヲ超ユル場合ニ於テモ亦繼續的兒童扶助金ノ交付ハ許可セラル。但シ、

一、所得ガ第一項第一號ニ依リ査定セラルル場合ニ於テハ、毎年二、一〇〇ライヒスマルクヲ超ユル額ガ滿一二〇ライヒスマルクニ達スル毎ニ、

二、諸收得ガ第一項第二號ニ依リ査定セラルル場合ニ於テハ、毎半年一、二〇〇ライヒスマルクヲ超ユル額ガ滿六〇ライヒスマルクニ達スル毎ニ

兒童扶助金ハ一子分ヅツ之ヲ停止スルモノトス。

第十五條

扶助金受領者ノ所得及ビ財産ノ査定

(一) 第十四條第一項第一號ノ意味ニ於ケル所得ハ所得稅法ノ諸規則及ビ之ヲ補足スル法令及ビ行政命令ニ隨ヒ査定セラルベキモノトス。但シ所得ノ査定ニ當ツテハ次ニ揭グル所ノ相違ヲ認ムルモノトス。

一、災害年金、功勞年金、失業手當、恐慌手當及ビ短時間勞働者手當竝ニ家族手當ハ之ヲ合計ス。

二、二重課稅ニ關スル協定ニ基キ獨逸國ニ於ケル所得稅ヲ免除セラルル諸收入ハ之ヲ計算ス。

三、父母及ビ通算セラルル子女ニ對スル扶養手當ハ之ヲ合計ス。
四、子女ノ物的收得ハ之ヲ計算セズ。
五、所得稅法第十三條第三條所定ノ三、〇〇〇ライヒスマルクノ限度ハ之ヲ考慮セズ。
一九三六年一月三一日公布ノ命令ノ適用セラルベキ農業者及ビ林業者ノ場合ニ於テハ事業主ノ妻ニ對スル右命令第四條第五項所載ノ手當ハ之ヲ計算セズ。右命令第四條第二項所載ノ家族所屬員ノ勞働ニ對スル手當ニツイテモ亦同ジ。

(二) 第十四條第一項第二號ノ意味ニ於ケル勞賃トハ勞賃稅施行令第二條ノ意味ニ於ケル勞賃ヲ謂フ。第一項第一乃至第四號所載ノ相違ハ勞賃ノ查定ニ當ツテモ之ヲ準用ス。勞賃稅施行令第四條第二號ニ該當スル諸金額ハ假令雇傭者ヨリ明ラカニカカルモノトシテ支拂ハレタルモノニアラザル場合ト雖モ之ヲ計算セザルモノトス。ソノ勞働場所ガソノ者ノ住所ヨリ距ルコト遠ク毎日已ガ住所ニ歸宅スルコト能ハザルガ如キ賃金取得者ノ勞賃ノ查定ニ當ツテハ之ニ對シ勞賃稅施行令第四條第二號ニ該當スル何ラノ賠償ノ爲サレザル限リ右事情ヨリ生ズル交通費及ビ生計費ノ增額ニ相應スル金額ヲ計算ヨリ差引クコトヲ得。ソノ他ノ第十四條第一項第二號ニ該當スル諸收得ハソノ全額ニ於テ、卽チ必要經費ヲ控除スルコトナシニ計算セラルベキモノトス。

(三) 第十四條第一項第二號ニ依リ勞賃若クハソノ他ノ考慮セラルベキ諸收得ニ加算セヲルベキ其ノ他ノ諸收入ノ查定ニ對シテハ第一項ノ諸規定ヲ之ニ適用スルモノトス。

(四) 第十三條第一項第六號ノ意味ニ於ケル財產トハ獨逸國財產評價法ノ諸規則ニ依リ查定サレタル財產ヲ謂フ。右查定ハ第十六條第一項ニ依リ所得又ハソノ他ノ考慮セラルベキ諸收得ノ查定期間ヲ含ム曆年度ノ一月一日現在ヲ以テ之ヲ行フ。查定日ノ後ニ來ル一月一日ニ既ニ新シキ賦課ノ行ハレ居ルトキ又ハカカル新賦課ニ對スル諸前提ノ

充タサレ居ルトキハ此ノ新賦課ニ於テ査定サレタル若クハ査定セラルベキ財産ヲ以テ基準トナス。二重課税ニ關スル協定ニ基キ獨逸國ニ於ケル財産税ヲ免除サレ居ル評價額五、〇〇〇ライヒマルク以上ノ經濟財貨ハ之ヲ查定サレタル財産ニ合計スベキモノトス。

第十六條

所得査定ノ有效期間、査定結果ニ對スル上訴

(一) 第十四條第一項第一號ノ場合ニ於テハ、一暦年度ニ對シ確定サレタル所得ハ之ヲ常ニ翌暦年度ニ初マル會計年度ノ繼續的兒童扶助金交付ニ對スル基準トナス。第十四條第一項第二號ノ場合ニ於テハ

(イ) 暦年ノ前半年度ニ對シ確定サレタル金額ハ右暦年度ニ初マル會計年度ノ十月ヨリ三月マデノ各月ノ繼續的兒童扶助金交付ニ對シ、

(ロ) 暦年ノ後半年度ニ對シ確定サレタル金額ハ翌會計年度ノ四月ヨリ九月マデノ各月ノ繼續的兒童扶助金交付ニ對シ

基準トナルモノトス。

(二) 繼續的兒童扶助金交付ニ對スル申請ガ所得若クハ諸收得ノ確定額ノ故ニ拒否セラルルトキ而シテ右所得若クハ諸收得ガ既ニ徵税手續キニ於テ法律的ニ確定セラレタルモノニアラザルトキハ、右繼續的兒童扶助金交付ノ基準トナル所得ノ確定ニ對シテ獨逸國納税制度法ノ諸規則ニ依ル異議手續ヲナスコトヲ得。第十五條ニ依リ查定サレタル所得若クハ諸收得ガ第十四條所載ノ限度ヲ超エ而シテソノ後ノ徵税ニ於テ右所載額ヲ超エザルコトガ法律的ニ確定サルルニ到リタルトキハ繼續的兒童扶助金ノ支給不足分ハ追給セラルベキモノトス。本項ノ諸規定ハ財産ノ查定ニ對シテモ之ヲ準用ス。

(三) 基準所得ノ確定又ハ財産ノ査定ノ際ニ於ケル過失ノ爲ニ繼續的兒童扶助金ガ不法ニ又ハ高額ニ支給サレタル場合ノ右不法乃至高額支給ヲ惹起シタル官吏又ハ使用員ノ辨償義務ニ對シテハ獨逸國納稅制度法第二十三條ノ規則ヲ玆ニ準用スルモノトス。

扶助金適格子女

第十七條

(一) 繼續的兒童扶助金ハ滿十六歲未滿ノ第五子以降ノ各子ニ對シ交付セラル。(以下之ヲ扶助金適格子女ト稱ス)

(二) 寡婦離別セル婦人若クハ獨身ノ婦人ニシテソノ扶養スル滿十六歲未滿ノ子女五人ニ充タザルトキ又ハ孤兒ヲ敎育スル者ニシテ既ニ第一條ニ依リ繼續的兒童扶助金交付ニ際シ通算サレ居ラザル孤兒數五人ニ充タザルトキニ於テモ亦ソノ一子ニ對シ繼續的兒童扶助金ハ交付セラルルコトヲ得。家族ノ含ム子女數四人未滿ノトキハ繼續的兒童扶助金ハ貧困ニヨル特別ノ必要アル場合ニノミ交付セラルルモノトス。

(三) 官吏、國防軍兵士及ビ一九三四年三月二三日公布ノ公務勞働制度法所定ノ意味ニ於ケル公共ノ事務及ビ事業ニ於ケル從業者ハソノ扶助金適格子女ニ對シ兒童手當又ハ兒童割增俸ヲ受ケ居ル限リ繼續的兒童扶助金ヲ交付セラレザルモノトス。

(四) 繼續的兒童扶助金ハ之ヲ失業手當、恐慌手當、福祉手當、家族手當、ソノ他之ニ類スルモノニ通算スルヲ許サズ。

繼續的兒童扶助金ノ月額

第十八條

(一) 繼續的兒童扶助金ノ額ハ扶助金適格子女各一人ニ對シ每月十ライヒマルクトス。右ハ常ニ一ケ月ノ經過ノ後經過セル月ニ對シ支給セラルルモノトス。

（二）繼續的兒童扶助金ハ本施行規則ニ基キ第二十條第二項ノ場合ヲ除キソノ第一回分ヲ一九三七年一〇月ニ對シ又ソノ後ニ於テハソノ第一回分ヲ第十三條第一項所載ノ諸前提ノ初メテ與ヘラレタル月ニ對シ交付セラル。又ソノ最終回分ハ右諸前提ノ凡テノ最後ニ存在セシ月ニ對シ交付セラル。第十七條第三項ハ子女扶養者ガ少クトモ月ノ半月以上公共事務其他ニ從業セシ場合ニ於テノミ之ヲ適用スルモノトス。

（三）後續子女ノ出生シタル場合ニ於テハ右ノ子女ニ對スル繼續的兒童扶助金ノ第一回分ハ右子女ノ出生セル月ニ對シ交付セラル。

第十九條

申請提起

（一）申請提起ニ對スル資格ニ就テハ第四條第一項ヲ茲ニ適用スルモノトス。

（二）繼續的兒童扶助金交付ニ對スル申請ハ申請者ノ申請時ニ於ケル居住地若クハ常時滯在地ノ稅務局ニ對シ之ヲ爲スベシ。

（三）申請ハ樣式第五號ニ依ル用紙ニヨリ之ヲ爲スベシ。用紙ハ稅務局ヨリ無料ニテ下付セラル。第四條第三項ノ規定ハ之ヲ茲ニ適用ス。第四條第五項ノ規定ハ第十三條第一項第二號所載ノ前提ガ存在スル旨ノ立證ニ對シ準用セラルルモノトス。

第二十條

申請ニ對スル決定

（一）稅務局ハ申請ニ對シ決定ヲ爲ス。繼續的兒童扶助金ノ認許セラルルトキハ稅務局ハソノ旨申請者ニ樣式第六號ニ依ル決定書ヲ以テ通告ス。申請ガ所得ソノ他基準トナル諸收得又ハ財產ノ程度ノ故ニ拒否セラルルトキハ稅務局ハ申請者ニソノ拒否ノ理由ヲ通告シ、倂セテ決定ノ基礎ト爲サレタル所得、諸收得又ハ財產竝ニ法律上許サレタ

ル手段ヲ通告ス。申請ガ他ノ理由ニヨリ拒否サレタルモノナルトキハ税務局ハ申請者ニ拒否ノ旨ヲソノ理由ヲ明示スルコトナシニ通告スルモノトス。

(二) 繼續的兒童扶助金ハ常ニ取消シ得ル條件ノ下ニノミ認許セラル。繼續的兒童扶助金ハ遡ツテハ第十九條ニ依リ申請ノ提起サレタル暦年ノ初メヨリ交付セラル。過去ノ數ケ月分ニ對スル繼續的兒童扶助金ノ支給ニ當ツテハ税務局ハ之ヲ部分額ニ配分シテ支給シ得ルモノトス。

繼續的兒童扶助金ノ例外的交付

第二十一條

(一) 大藏大臣ハ繼續的兒童扶助金ヲ以下揭グル場合ニ於テモ例外的ニ交付スルコトヲ得。

(イ) 父母又ハソノ一方獨逸國民ニアラザルトキ、

(ロ) 家族ト永ク別居生活ヲナス父又ハ母ガ第十三條第一項第三號及ビ第四號所載ノ諸前提ヲ充足セザルトキ、

(ハ) ソノ夫ト永ク別居生活ヲナス既婚婦人ガ扶養スベキ子女數五人ニ充タザルトキ、

(ニ) ソノ所得若クハ諸收得ガ基準期間内ニ於テハ第十四條所載ノ限度ヲ超エタル家族ニシテ第十六條第一項ノ規定ヨリ生ズル待期期間内ニ於ケル所得若クハ諸收得ノ根本的減少ノ結果特別ノ困窮狀態ニアルトキ。

大藏大臣ハ右ノ權能ヲ上級税務局長官又ハ税務局ニ委讓スルコトヲ得。

(二) 繼續的兒童扶助金ガ不法ニ交付セラレタルトキハ不法ニ支給サレタル額ハソノ後ニ支給セラルルニ到ルベキ繼續的兒童扶助金ニ之ヲ通算スルモノトス。但シ右支給ガ扶助金受領者ノ謬レル報告又ハ第二十三條ニ依リ扶助金受領者ノ負フベキ報告義務ヘノ違反ニヨリテ故意ニ招來セシメラレタルモノニアラザルトキ且ツ右通算ガ特ニ嚴酷ナリト思惟セラルルトキハ大藏大臣ハ右通算ヲ爲サザルコトヲ得。大藏大臣ハ右ノ權能ヲ上級税務局長官ニ委讓ス

ルコトヲ得。

繼續兒童扶助金ノ支給

第二十二條

（一）繼續的兒童扶助金ハ申請者ガ扶助金ノ支給日タル月ノ一日ニ居住若クハ滯在スル地方ノ稅務局ノ金庫ニヨリ支給セラル。

（二）繼續的兒童扶助金ノ支給ニ對スル請求權ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ又之ヲ差押フルコトヲ得ズ。

扶助金受領者ノ諸義務

第二十三條

扶助金受領者ハ所管稅務局ニ對シ以下掲グル義務ヲ負フ、

（イ）曆年度中遲滯ナク左ノ各號ニ該當スル場合報告ヲ爲スコト、

一、ソノ者第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女ニ對シ最早扶養義務ヲ負フニ及バザルニ到リタルトキ、

二、第十七條第三項ノ諸前提ノ存在スルニ到リタルトキ、

三、ソノ者ソノ住所ヲ變更シタルトキ、

（ロ）每曆年度ノ初メママタ第十四條第一項第二號ノ場合ニアツテハ各半曆年度ノ初メニ於テモ、前曆年度（半曆年度）ニ於ケルソノ所得關係ヲ明示スルコト、

（ハ）每曆年度ノ始メニソノ財產關係ヲ明示スルコト、

（ニ）每會計年度ノ終リニ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル子女ニ關スル警察ノ生計證明書ヲ提出スルコト。右生計證明書ト併セテ又、扶助金受領者並ニソノ者ト永ク別居生活ヲナシ居ラザルソノ配偶者トハ前曆年

度ノ初メ以降禁錮又ハ懲役ニ處セラレタルコトナキ旨ノ警察ノ證明書ヲ提出スルコト。

第三章

終束的諸規定

無料規定

第二十四條

一回限リノ又ハ繼續的兒童扶助金ヲ取得セシムル目的ヲ以テ役所及ビ役場ヨリ下付セラルル諸證明書類ハ無料ニテ支給セラルルモノトス。

發效

第二十五條

(一) 本施行規則ハ一九三七年十月一日ヨリ效力ヲ發生シ、又農村勞働者及ビ手工業者ニ對スルジードルンクノ爲メノ兒童扶助金ノ認許ニ關スル部分ハ既ニ一九三七年五月一日ヨリ效力ヲ有ツモノトス。

(二) 一九三六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第三次施行規則ニ基キ右規定ノ誤レル解釋ノ結果又ハ諸前提ノ不充分ナル檢討ノ結果スベテノ前提ヲ充足セズシテ繼續的兒童扶助金ノ交付セラレタルモノニ就テハ右交付ガ故意ニ爲サレタル犯罪的行爲ニヨリテ招來サレタルモノニアラザルトキ大藏大臣ハ右交付金額ノ回收ヲ爲サザルコトヲ得。大藏大臣ハ右權能ヲ上級稅務局長官ニ委讓スルコトヲ得。

(三) 以下ニ揭グル諸法令ハ一九三七年十月一日以降效力ヲ喪フ、

(イ) 一九三五年九月二六日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令施行規則、

(ロ) 一九三六年三月二十四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第三次施行規則、
(ハ) 一九三六年六月十日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第四次施行規則、
(ニ) 一九三六年八月二十日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付第五次施行規則。

(八) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則

(一九三八年三月一三日公布)

一九三六年三月二十四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令中改正令ノ形ニ於ケル一九三五年九月十五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第二條ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一條

一九三七年八月三十一日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付第六次施行規則ハ之ヲ次ノ如ク改ム、

一、第十三條第一項第五號ヲ次ノ如ク改ム、

「五、第十五條ニ依リ認定セラルベキ父母又ハ之ニ代ル子女扶養者ノ所得ハ通算セラルル子女ノ諸收入ヲ合セテ前曆年度ニ於テ八、〇〇〇ライヒスマルクノ額ヲ超ユルヲ許サズ。コノ場合五〇ライヒスマルク未滿ノ金額ハ之ヲ切捨ツルモノトス。永クソノ家族ト別居生活ヲナス父又ハ母ノ所得ハ之ヲ考慮セズ。但シ右父又ハ母ガ家族ニ支給スル所ノ扶養補助金ハ之ヲ合計スルモノトス。」

二、第十三條第一項第六號中ノ「第十五條第四項」ナル字句ハ之ヲ「第十五條第二項」ト改ム。

三、第十四條ヲ次ノ如ク改ム、

第十四條

(一) 第十三條第一項第一號所定ノ子女三人以上ヲ含ミ且ツ第十三條第一項第二號乃至第六號所載ノ諸前提ヲ充足スル所ノ家族ハ以下揭グル場合ニ該當スルトキ(第十三條所載ノ兒童扶助金ノ外ニ)『擴張サレタル繼續的兒童扶助金』ヲ交付セラルルコトヲ得、

父母又ハ之ニ代ル子女扶養者ノ前曆年度ニ於ケル諸收入ノ少クトモ三分ノ一ガ

(イ) 從屬的勞働ニヨル收入(一九三八年ノ所得稅法第十九條)、

(ロ) 一九三八年ノ所得稅法第二十二條第一號所載ノ如キ種類ノ諸收得、及ビ

(ハ) 一九三八年ノ所得稅法第三條第一號(イ)乃至(ヘ)及ビ第七號、第十號及ビ第十一號所載ノ如キ種類ノ諸免稅收入

ヨリ成立セルモノナル場合。

右前提ガ與ヘラルルヤ否ヤノ確定ニ當ツテハ(イ)乃至(ハ)ニ該當スル諸收入ヲソノ他ノ(第十五條第一項ニ依リ査定サレタル)諸收入ト對照スベキモノトス。ソノ他ノ諸收入トシテ考慮セラルルモノハ一九三八年ノ所得稅法第十三條乃至第十八條、第二十條、第二十一條、第二十二條第二號及ビ第三號及ビ第二十三條ニ於テソノ徵稅ヲ規制セラルル所ノ諸收入ヲ謂フ。(イ)乃至(ハ)ニ該當スル諸收入ノ總額ハ其ノ他ノ諸收入全額ノ少クトモ半額タルヲ要ス。

(二) 別ニ他ノ規定ナキ限リ繼續的兒童扶助金交付ノ爲ニ公布サレタル諸規定ハ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ノ交付ニ對シテモ亦效力アルモノトス。」

四、第十五條第一項中

（イ）第一命題ニ於ケル「第十四條第一項第一號」ナル字句ヲ「第十三條第一項第五號」ト改メ、第一命題及ビ第五號ニ於ケル「所得稅法」ノ字句ヲ「一九三八年ノ所得稅法」ト改ム。

（ロ）最終命題中ノ「亦同ジ」ノ前ニ「右命令ノ第四條第一項第三命題ニ依リ女子事業主ノ勞働ニ對シテ爲サルル額ニ對シテモ」ノ字句ヲ挿入ス。

五、第十五條中第二項及ビ第三項ヲ削リ、第四項ハ第二項トナル。

六、第十六條第一項ヲ次ノ如ク改ム、

「（一）一曆年度ニ對シ確定サレタル所得ハ之ヲ常ニ翌曆年度ニ初マル會計年度（四月一日ヨリ三月三十一日マデ）ニ對スル繼續的兒童扶助金交付ニ對シスル基準トナス。但シ兒童扶助金ハ右會計年度中ソノ諸前提ノ存在スル限リニ於テノミ交付セラルルモノトス。」

七、第十六條第二項中「第十五條ニ依ル所得若クハ諸收得」ノ字句ヲ「所得若クハソノ他ノ基準トナル諸收得」ト改ム。「第十四條」ノ字句ヲ「第十三條第一項第五號」ト改ム。最終命題ハ之ヲ次ノ如ク改ム、

「本項ノ諸規定ハ財產ノ查定及ビ扶養義務者ガ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ヲ受クル資格アリヤ否ヤノ確定ニ對シテ準用セラルベキモノトス。」

八、第十七條ヲ次ノ如ク改ム、

第十七條

「扶助金適格子女、月額」

（一）繼續的兒童扶助金（第十三條）ハ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル第五子以降ノ各子ニ對シ毎月

一〇ライヒマルクノ金額ニ於テ交付セラル。擴張サレタル繼續的兒童扶助金（第十四條）ハ第十三條第一項第一號ニ依リ通算セラルル第三子以降ノ各子ニ對シ毎月一〇ライヒスマルクノ金額ニ於テ交付セラル。

（二）寡婦、離別セル婦人若クハ獨身ノ婦人ハソノ扶養スル滿十六歳未滿ノ子女五人未滿ノトキニ於テモ一子ニ對シ繼續的兒童扶助金ヲ、又ソノ扶養スル滿十六歳未滿ノ子女三人未滿ノトキニ於テモ一子ニ對シ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ヲ取得スルコトヲ得。孤兒ヲ教育扶養スル者ニ於テモ亦同ジ、但シ右孤兒ハ第十三條ニ依リ繼續的又ハ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ノ交付ニ際シ既ニ通算セラレタルモノニアラザルヲ要ス。

（三）國防軍兵士及ビ官吏ハソノ扶助金適格子女ニ對シ兒童手當又ハ兒童割增俸ヲ取得スル限リ右子女ニ對スル繼續的又ハ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ヲ交付セラレザルモノトス。

（四）一九三四年三月二十三日公布ノ公務勞働制度法所定ノ意味ニ於ケル公共ノ事務及ビ事業ニ從事スルソノ他ノ者ニ於テハ扶助金適格子女ニ對シ兒童割增俸ヲ取得シ居ル場合ニ於テモ右子女ニ對シ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ノミハ交付セラル。右ノ場合各一子女宛交付セラルル兒童手當又ハ兒童割增俸ト右子女宛交付セラルル擴張サレタル繼續的兒童扶助金トノ合算額ガ一九二七年十二月十六日公布ノ獨逸國俸給法第十四條第一項竝ニ一九三一年六月五日公布ノ第二次減俸令第四條ニ依リ右子女ニ對スル兒童手當トシテ獨逸國官吏ニ歸屬スベキ額ヲ超ユル場合ハ擴張サレタル兒童扶助金ハソノ差額ダケ減額セラルルモノトス。右ノ場合差額ハ一ライヒスマルク未滿ヲ切捨ツルモノトス。

（五）繼續的兒童扶助金ハ之ヲ失業手當、福祉手當、家族手當ソノ他之ニ類スルモノニ通算スルヲ許サズ。」

九、第十八條第一項ヲ次ノ如ク改ム、

「繼續的兒童扶助金ノ支給期日」

第十八條

(一) 繼續的兒童扶助金ハ常ニ一ケ月ノ經過後經過セル月ニ對シ支給セラル。」

十、第十八條第二項中

(イ)「一九三七年十月」ノ字句ヲ「一九三八年四月」ニ改メ、

(ロ)「第十三條第一項」ノ字句ノ次ニ「又ハ第十四條第一項」ヲ加ヘ、

(ハ)「第十七條第三項」ノ字句ヲ「第十七條第三項及ビ第四項」ト改ム。

十一、第二十一條第一項中

(イ)(ハ)ノ項中「永ク」ノ次ニ「又ハ長期ニ亙ツテ」ヲ加ヘ、

(ロ)(ハ)ノ項中「五人未滿」ノ字句ヲ「五人未滿(第十三條)又ハ三人未滿(第十四條)」ト改メ、

(ハ)(ニ)ノ項中「第十四條」ノ字句ヲ「第十三條第一項第五號又ハ第十四條第一項」ト改ム。

十二、第二十一條中次ノ項(一イ)ヲ挿入ス

「(一イ) 大藏大臣ハ次ニ掲グル場合ニ於テハ滿十六歲ヲ超ユルモ未ダ滿二十一歲ニ達セザル子女ヲ第十三條第一項第一號所定ノ意味ニ於イテ通算セラルル子女ト看做スコトヲ許可スルコトヲ得、卽チ

一、右子女ガ

(イ) 就學中又ハ職業見習中ナルトキ、又ハ

(ロ) 永ク生業不能ナルトキ、且ツ

二、右子女ガ月三〇ライヒスマルクノ所得ヲモタザルトキ。

大藏大臣ハ右權能ヲ上級稅務局長官又ハ稅務局ニ委讓スルコトヲ得。」

十三、第二十二條第二項ニ次ノ諸命題ヲ追加ス、

「但シ右請求權ノ讓渡又ハ差押ヘハ家賃、特ニ退去又ハ訴訟提起ニ先立ツ最近滿二ケ月分ノ滯納家賃ニ關スル限リニ於テノミ之ヲ爲スコトヲ得。民法典第二百九條第二項所載ノ事實ハ之ヲ右訴訟提起ニ相當スルモノトス。」

十四、(イ) 第二十三條中(イ)ノ項ニ於テ

一、第二號ニ於ケル「第三項」ノ字句ヲ「第三項又ハ第四項」ト改メ、

二、第四號トシテ次ノ字句ヲ追加ス、

「四、第二十一條第一イ項ニ依リ通算セラレタル子女ガ最早就學又ハ職業見習中ニアラザルニ到リタルカ又ハ右子女月少クトモ三〇ライヒスマルクノ所得ヲモツニ到リタルトキ、又ハ扶助金受領者ガ右ノ如キ子女ヲ最早扶養セザルニ到リタルトキ、」

(ロ) 第二十三條(ハ)ヲ次ノ如ク改ム、

「(ハ) 曆年ノ初メニ前曆年度ニオケルソノ所得關係ヲ明示スルコト、」

(ハ) (ニ)ノ項中ノ「第十三條第一項第一號ニ依リ」ノ字句ヲ削ル。

十五、第二節(第二十三條)ノ次ニ次ノ如キ第三節ヲ追加ス、

「第三節

教育扶助金

第二十三條イ

（一）大藏大臣ハ婚姻貸付金及ビ多子家族ヘノ兒童扶助金ノ爲ノ特別財源ノ資金ヨリソノ特別ノ助成ガ國民社會主義的世界觀ヨリシテ特ニ緊要ナリト思考セラルル子女ニ對シ右子女ガ中等又ハ上級學校又ハ專門學校又ハ高等學校ニ學ブ爲メニ必要ナル費用ノ全額又ハ一部ヲ教育扶助金トシテ交付スル權能ヲ有ツモノトス。

（二）大藏大臣ハ右教育扶助金ノ交付ニ關スル諸規則ヲ行政命令ニヨリテ定ムルコトヲ得。」

十六、從來ノ第三節ハ之ヲ「第四節」トナス。

第二條

本施行規則ハ一九三八年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

（九）多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第八次施行規則

（一九三八年六月一日公布）

一九二六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令中改正令ノ形ニ於ケル一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助交付令第二條ニ基キ茲ニ次ノ如ク定ム、

第一節

住宅整備扶助金

第一條

大藏大臣ハ獨逸諸都市ノ都市建築改造ノ範圍內ニ於テ他ノ住居ヲ指定セラレタル多子家族ニ對シテ婚姻貸付金及ビ兒童扶助金ノ爲ノ國庫特別財源ノ資金ヨリ新住居ノ整備ノ爲ノ一囘限リノ扶助金ヲ交付スル權能ヲ有ツモノトス

第二條

大藏大臣ハ右扶助金ノ交付ニ關スル諸規則ヲ行政命令ニヨリ定ムルコトヲ得。

第二節

教育扶助金

第三條

一九三八年三月十三日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則第十七條第五項ハ第六次施行規則第二十三條イニ基キ交付セラルル教育扶助金ニ對シテモ亦適用セラル。右教育扶助金ハ之ヲ一九二七年一二月一六日公布ノ俸給法第十四條第三項及ビ之ト照應スル稅率又ハ服務規則中ノ諸規定、特ニ公共服務者稅率規則甲ノ第十條及ビ公共服務者稅率規則乙ノ第六條所定ノ意味ニ於ケル子女自身ノ所得ト看做サザルモノトス。

第三節

發効

第四條

本施行規則ハ一九三八年四月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(十) 多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第九次施行規則

(一九三八年一二月二〇日公布)

一九三六年三月二四日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令中改正令ノ形ニ於ケル一九三五年九月一五日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金公布令第二條ニ基キ玆ニ次ノ如ク定ム、

第一章

一回限リノ兒童扶助金

第一條

(一) 一九三九年一月一日以後ニ初メテ多子家族トナル所ノ家族ニ對シテハ一回限リノ兒童扶助金ハ第三項ニ規定スル例外ヲ除キ專ラジードルンクノ爲ノ兒童扶助金トシテノミ交付セラルルモノトス。

(二) 如何ナル家族ヲ第一項ノ意味ニ於ケル多子家族ト看做シ又如何ナル場合ニジードルンクノ爲ノ兒童扶助金ハ交付セラレ得ルヤニツイテハ一九三八年四月一日以降效力ヲ發生セル一九三八年三月一三日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル一九三七年八月三一日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第六次施

行規則ノ諸規定ニ隨フモノトス。

(三) 一回限リノ兒童扶助金交付ニ對スル申請ノ提起ニ於テ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則ノ規定ニ依ル繼續的又ハ擴張サレタル繼續的兒童扶助金ノ一方若ハ双方ヲ交付セラレ得ザル家族ハソノ第四子ガ一九三九年一月一日以後ニ出生シ若クハ家族內ニ引取ラレタル場合ニ於テモ四人ノ子女ニ對スル一回限リノ兒童扶助金ヲ從來ノ規定ニ依リ交付セラルルモノトス。但シ右ハ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則第十七條第三項及ビ第十七條第四項第一命題所載ノ者ニ對シテハ效力ナキモノトス。

第二條

多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則第三條第二項ノ規定ハ一九三九年一月一日以後ニ出生シ若クハ家族內ニ引取ラレタル子女ニ對シテハ適用セラレザルモノトス。

第三條

多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則第三條第一項所載ノ一回限リノ兒童扶助金ノ最高額ヲ未ダ殘リナク交付セラレ居ラザル家族ハソノ差額ヲ專ラジードルンクノ爲ノ兒童扶助金(多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル同令第六次施行規則第二條)トシテノミ追認セラルルコトヲ得ルモノトス。

第二章

繼續的兒童扶助金

第四條

一九三八年四月一日以降效力ヲ發生セル一九三八年三月一三日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第七次施行規則ノ形ニ於ケル一九三七年八月三一日公布ノ多子家族ヘノ兒童扶助金交付令第六次施行規則中次ノ如ク改ム、

一、第十七條第二項中「獨身ノ婦人」ナル字句ノ次ニ更ニ次ノ字句ヲ加フ「又ハ盲目ナル夫ヲ、若クハソノ勞働能力ガ少クトモ八十五パーセントニ低下セル夫ヲ、若クハ救護手當、特別不具者手當乃至勞働不能者年金ヲ受クル夫ヲ有ツ所ノ妻」、

二、第十七條第四項第二命題中「一九二七年一二月一六日公布ノ獨逸國俸給法第十四條第一項竝ニ一九三一年六月五日公布ノ第二次減俸令第四條ニ依リ右子女ニ對スル兒童手當トシテ獨逸國官吏ニ歸屬スベキ額」ノ字句ヲ「第三子ニ對シテハ二五ライヒスマルク又第四子以降ノ各子ニ對シテハ各三〇ライヒスマルクノ額」ト改ム。

三、第二十一條第一イ項第二號及ビ第二十三條(イ)第四號中「三〇」ノ數字ヲ「四〇」ト改ム。

第三章

發効

第五條

(一)本施行規則ハ一九三九年一月一日ヨリ效力ヲ發生ス。

(二)第一章（一回限リノ兒童扶助金）ノスデーテン地方ニ於ケル發效ハ之ヲ留保ス。